

ICT利活用 半島サミット in 下田

—半島地域発 ICT 利活用による地域課題解決のための取組み—

実施報告書



一般財団法人全国地域情報化推進協会

<http://www.appl ic. or. jp/>

ICT地域イノベーション委員会
地域情報化促進ワーキンググループ

ICT利活用 半島サミット in 下田 実施報告書

半島地域が抱えている様々な課題(少子高齢化、地域経済の活性化等)に対応するために情報通信技術(ICT)の利活用は必要不可欠と考えており、本サミットでは、半島地域における地域課題をテーマにして、事例紹介や地域課題に関する要望集約や情報交換、現地視察を実施してICT利活用の普及促進を図ることを目的とし、下田市で開催いたしました。

1. 日 程:平成26年11月14日(金) 13:15～17:10／15日(土) 10:00～11:35
2. 会 場:
14日:静岡県下田市白浜 2732-7(ホテル伊豆急)15日:静岡県下田市中531-1(静岡県賀茂危機管理局)
3. 名 称:ICT利活用 半島サミット in 下田
4. サブタイトル:一半島地域発 ICT 利活用による地域課題解決のための取組み
5. 主 催:総務省 東海総合通信局、東海情報通信懇談会、一般財団法人全国地域情報化推進協会
6. 参加者数:60名

【内訳】受講者:50名/講師・事務局:10名

7. 実施内容

平成26年11月14日(金)

委員長講演	「ブロードバンド・ユニバーサルサービス構築への展望」 (一財)全国地域情報化推進協会 ICT地域イノベーション委員会 委員長 早稲田大学 教授 三友 仁志 氏	
説 明	「スマート・ジャパンICT戦略と地域情報化政策の今後の展開」 総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 地方情報化推進室 課長補佐 佐藤 美幸	
	「情報通信基盤の整備について」 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 高度通信網振興課 高度通信網推進官 鈴木 厚志	
特別講演	「効果的な圏域防災を考える ～安全安心な伊豆半島の実現に向けて～」 新潟大学 危機管理本部 危機管理室 田村 圭子 教授	
自治体の取組み	事例紹介 1	「高度情報基盤の整備による地域活性化」 川根本町 企画課広報情報室 室長 山田 貴之氏
	事例紹介 2	「ICT-BCPの取組について」 藤沢市役所 総務部参事 兼IT推進課 課長 大高 利夫 氏

平成26年11月15日(土)

説明	「静岡県の防災対策・体制について」 「ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)の紹介」 静岡県 企画広報部 情報政策課長 近藤 聡 氏
実演・説明	「FUJISANシステムについて」 「サイポスについて」 静岡県 賀茂危機管理局 危機管理課 主査 増田 佳浩 氏
説明	「統合基盤地理情報システムの紹介」 静岡県 企画広報部 情報政策課 主査 杉本 直也 氏

11月14日



総務省東海総合通信局 局長
木村順吾様からの開会のご挨拶



静岡県下田市 市長
楠山俊介様からのご挨拶



早稲田大学 教授 三友 仁志様
からのご講演



総務省 情報流通行政局 地域通信振興課
地方情報化推進室 課長補佐 佐藤 美幸様
からのご講演



総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部
高度通信網振興課 高度通信網推進官
鈴木 厚志様からのご講演



新潟大学 危機管理本部 危機管理室
教授 田村 圭子様からのご講演



川根本町 企画課広報情報室 室長
山田 貴之様からのご講演



藤沢市役所 総務部参事 兼 I T 推進課
課長 大高 利夫様からのご講演

11月15日



静岡県 企画広報部 情報政策課長
近藤 聡様からのご講演



静岡県 賀茂危機管理局 危機管理課
主査 増田 佳浩様からのご講演



受講の状況



一般財団法人 全国地域情報化推進協会
福田事務局長からのご挨拶

「ICT 利活用 半島サミット in 下田」参加者一覧

<平成 26 年 11 月 14 日～15 日 講演・事例紹介>

区分	団体数	人数	備考
総務省	-	11	東海総合通信局 情報流通行政局
自治体	8	17	静岡県 静岡県下田市 静岡県南伊豆町 静岡県東伊豆町 静岡県三島市 静岡県川根本町 神奈川県藤沢市 岐阜県揖斐川町
その他	1	1	新潟大学
企業	16	24	株式会社日立製作所 富士通株式会社 パナソニックシステムネットワークス株式会社 株式会社フジクラ NECネットエスアイ株式会社 西日本電信電話株式会社 日本電気株式会社 株式会社静岡第一テレビ 株式会社静岡朝日テレビ 富士通株式会社 住友電気工業株式会社 住友電設株式会社 静岡日電ビジネス株式会社 東海ブロードバンドサービス株式会社 京セラコミュニケーションシステム株式会社 株式会社伊豆急ケーブルネットワーク 小林テレビ設備(有) 株式会社伊豆新聞本社 下田支社
事務局	-	7	委員長、主査、アドバイザー、一般財団法人全国地域 情報化推進協会
合計		60	

※初日のみ参加の方含む

寄稿

「ICT利活用 半島サミットin下田」に参加して

**ICT地域イノベーション委員会 地域情報化促進WG主査
筑波技術大学 須田 裕之 氏**

**ICT地域イノベーション委員会 地域情報化促進WG アドバイザー
愛媛大学 坂本 世津夫 氏**

主題：「ICT利活用 半島サミット in 下田」に参加して

副題：地域防災・減災における ICT 利活用とは

WG 主査 須田 裕之

静岡県下田市で開催された「ICT利活用 半島サミット in 下田」に参加した。いわゆる「条件不利地域」での開催を基本とした本サミットでは、実際に現地に赴き地理的、物理的な条件を拝見するとともに、改めて「ブロードバンド・ユニバーサルサービス」構築の重要性を認識できたことは有意義であった。特に、地域防災については住民の皆様にごのような形でも、必ず情報をお伝えしなければならない。同時に状況に応じて、情報を頂かねばならない。今回の下田サミットでは、現地に伺うことができ、入り組んだ海岸線と斜面が多い土地での地域防災、ICT利活用について考えさせられることが多かった。

1. 講演・事例紹介について

「ブロードバンド・ユニバーサルサービス」の基本は情報受発信の最低限の確保だと考える。どのような形にせよ、ユーザ（住民の皆様）に届かなければ意味がない。私見としての、マルチアクセスによる総合的ユニバーサルサービス（ユニバーサルアクセス）を考えさせていただいている私として、三友先生のご講演内容は非常に意を強くするものであった。単一技術について単に「あまねく」を考えることは非常に難しくなり、ユーザ属性、地域属性に応じて、使用環境やニーズ、そしてコスト等総合的な観点からのユニバーサル性の担保を考えていかなければならないと再認識させていただいた。

田村先生のご講演では、防災・減災に向けて事前行動計画の重要性とリスク評価の重要性をお示しいただいた。加えて、災害においては様々な種類（4種類）の被災者がおり、その支援業務も多様化する。支援業務としての取り残しを防ぐためにも、被災者およびその状況を特定することの重要性を指摘いただいた。その中での仕組みづくり、システムづくりにおける ICT 利活用の在り方を考えさせられた。

川根本町山田氏のご報告では、山間地における点在集落、高齢化地域における地域活性の課題取り組みについて示していただいた。ICT の多彩な利活用を検討され、またそれをコンパクトに連携を重視したモデルとして今後の実践が期待されるものであった。藤沢市大高氏のご報告では、防災に対する電子自治体の取り組みとして、BCP から BCM,BCMS と非常に体系的なご検討を報告いただいた。このような ICT の特徴を活かした取り組みが多様な災害に対応可能となることを示していただいた。さらに、このシステム化に際して杉並区と遠隔地連携されたことは、注目に値する。

2. 現地視察について

二日目に「静岡県庁の ICT 利活用」として賀茂危機管理局において、静岡県における防災対策・体制の一環である防災情報共有システム『FUJISAN システム』の紹介をいただい

た。被災情報の共有について、実際の状況に合わせて形で端末操作から、対策本部の状況まで具体的にご紹介いただいた。静岡県では4地区に情報共有拠点を設置し、賀茂危機管理局は伊豆半島を管轄されている。半島という様々な条件下での情報共有の難しさと ICT 利活用を検討されている現場での状況を知ることができた。

ご紹介の様子と参加者の注目状況を写真に収めたので、掲載させていただく。このような体験はこれまでの ICT サミットの現地視察でもあまり例がなく、参加者の関心も高く。ご対応に感謝したい。

3. 防災・減災の ICT 利活用について

防災・減災に関して、ICT はその特徴から有用性は非常に大きい。本 ICT サミットを通じて、住民の方々との情報受発信の確保、被災者の状況特定、行動計画等の一連の考え方、そして ICT マネジメント展開まで改めて考えることができた。また現場でのシステム運用における情報共有の実際を垣間見ることができたことは非常に有意義であった。現地での対策本部と情報サイトの在り方についても考えることができた。

防災・減災については被災者の取り残しは避けねばならない。情報収集から提供、情報共有、またそのデータ活用等可能なかぎり体系的に取り組み、さらに情報マネジメントへと展開していく必要がある。「いつでも、どこでも、だれでも」という情報ネットワーク環境の中で、ユーザ観点からの「今だけ（この時）、ここだけ（この場所で）、あなただけ（あなたに対して）」という情報提供の考え方が災害時においても、被災者にとって必要であるように思われる。



写真1. FUJISANシステムご紹介の様子



写真2. 端末操作と参加者の関心状況

主題：「ICT利活用 半島サミット in 下田」に参加して

副題：条件不利地域に新たなICT利活用策を

お名前：坂本 世津夫

今年は、「半島地域発ICT利活用による地域課題解決のための取組み」と題して、11月14日（金）から2日間、伊豆の下田に出かけてきた。今回のサミットは、「地域課題」でも主に防災、危機管理、BCP等がテーマであった。新潟大学危機管理本部危機管理室の田村圭子教授による特別講演や、川根本町、藤沢市役所など自治体における取り組みなどが発表され、安心・安全、危機管理という面では非常に意義のある内容であった。

翌11月15日（土）の現地視察も、静岡県庁のICT利活用（賀茂危機管理局）として「FUJISANシステムと防災の取組について」と題して、災害時を想定した訓練（シミュレーション）を体験することができ、まさに防災、危機管理一色の2日間となった。



今回、2日間の取組みを通じて感じたことは、ICTの利活用は、安心・安全、危機管理という暗い側面だけではなく、地域振興、産業振興、移住、サテライトやテレワーク（就労）など、もう別の側面、言わば明るい面からICTの利活用を考えることが重要ではないかということである。離島や半島、島嶼部、中山間など、条件不利地域の取り組みであるが、確かに安心・安全、防災など住民の生命を守ることは何よりも重要なことであるが、さらに重要なことは人々が暮らすことができる基盤、生活基盤、就労環境などの整備ではないかと感じている。また、都市的な視点やGDPを基準とした価値観、価値尺度から転換を図る必要性を感じている。リーマンショックもあり、日本はもう10年近くも危機・管理的なマインドに没頭していると感じる。要は、萎縮している。グローバルに見た場合でも、日本は次第に活力（マインド）が低下してきているように感じる。反面、これからは地域、地方が元気になる時代である。地域創生である。条件不利地域も、ICT利活用により活性化することが可能になったと考えている。これから、ICT利活用の本来（プラス）の側面である、地域振興や生活や産業、就労などに光を当てないといけないと考えている。ICT地域イノベーションである。

今回サミットが開催された伊豆の下田は、幕末には非常に重要な場所であった。今回、下田に到着するまで気がつかなかった（考えていなかった）が、11月15日は坂本龍馬の誕生日であり、命日だったのである。ICTのことばかり考え、坂本龍馬や歴史のことは下田に到着するまで考えていなかった。



実は、文久3年1月15日、下田にある宝福寺で第15代土佐藩主山内容堂と勝海舟が会談し、勝海舟の直談判によって龍馬の脱藩がゆるされるきっかけとなった場所が下田である。「龍馬は伊豆下田・宝福寺で、まさに天馬となって飛翔」したのである。



ICT利活用であるが、そろそろマインド（考え方）を転換（飛翔）させる時期ではないかと考えている。地方の時代である。

熱海から下田に行くまでの間、車窓からは素晴らしい風景を眺めることができた。伊豆半島は高級別荘地でもあるが、このような景観の場所にオフィスがあれば、ビジネス感覚も変わると感じる。最近、徳島県神山町のサテライトオフィスやテレワークが注目されているが、伊豆半島も、下田も、知的な仕事をするには最適な環境であると感じる。しかし、未だ、島嶼部や山間部、離島などブロードバンドが整備されていない場所がある。確かに、LTEなど無線の高速ネットワークは整備されているが、それで十分とは言えない。最近では、OSの更新やアプリケーションの更新でも数ギガバイトが当たり前となっている。

やはり、ブロードバンド・ユニバーサルサービスが必要である。

宝福寺

<http://www.i-younet.ne.jp/~hofukuji/home.html>

委員長講演

「ブロードバンド・ユニバーサルサービス構築への展望」

ICT地域イノベーション委員会 委員長

早稲田大学 教授 三友 仁志 氏

ブロードバンド・ユニバーサル サービス構築への展望

(一財)全国地域情報化推進協会
ICTイノベーション委員会委員長
早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
三友仁志

はじめに：条件不利地域とは

- 定義：
- 国土交通省(2008)「都市・地域レポート2008」
 - 「豪雪地帯」及び「特別豪雪地帯」、「離島地域等」、「半島地域」、「振興山村」並びに「過疎地域等」
- 総務省(H17)「条件不利地域の概要」
 - 以下の法律が適用される地域
 - 過疎地域自立促進特別措置法
 - 離島振興法
 - 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律
 - 半島振興法
 - 山村振興法
 - 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
 - 豪雪地帯対策特別措置法

条件不利地域の概要

	過疎地域 (H17.4.1 現在)	離島 (H17.4.1 現在)	辺地 (H16.3.31 現在)	半島 (H17.5.1 現在)	振興山村 (H17.4.1 現在)	特定農山村 (H17.4.1 現在)	豪雪地帯 (H15.4.1 現在)	特別豪雪地帯 (H15.4.1 現在)	全国
人口(千人)	7.3% 9,307	0.4% 472	1.5% 1,927	3.7% 4,720	3.6% 4,510	9.0% 11,486	16.1% 20,449	2.8% 3,512	126,926 (H12 国勢調査)
面積(千km ²)	51.7% 195.4	1.4% 5.2	21.7% 82.0	9.8% 37.0	47.2% 178.5	52.0% 196.4	50.8% 192.0	19.8% 74.9	377.9 (H16.10.1 現在)
対象都道府県数	45	26	45	22	44	47	24	15	47
対象市町村数	37.5% 899	4.9% 117	71.1% 1,704	11.9% 284	38.1% 913	54.4% 1,302	40.0% 959	11.7% 280	2,395 (H17.4.1 現在)
地域指定数	982	76	7,172	23	2,104	1,730	959	280	—
法律名	過疎地域自立促進特別措置法	離島振興法	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律	半島振興法	山村振興法	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	豪雪地帯対策特別措置法		—
施行年月	H12.4	S28.7	S37.4	S60.6	S40.5	H5.9	S37.4		
有効期限	H22.3	H25.3	—	H27.3	H27.3	—	—	H24.3	
目的	・地域の自立促進 ・住民福祉の向上 ・雇用の増大 ・地域格差の是正 ・美しく風格ある国土の形成	・自立的発展の促進 ・島民の生活安定と福祉向上 ・国民経済の発展 ・国民の利益の増進	・辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正	・地域の振興 ・地域住民の生活の向上 ・国土の均衡ある発展	・経済力培養 ・住民の福祉の向上 ・地域格差の是正 ・国民経済の発展	・地域の特性に即した農林業その他の事業の振興 ・農山村の育成に寄与	・産業の振興 ・民生の安定向上		
指定単位	市町村の区域	離島	地域	半島地域	S25.2.1 時点の市町村	S25.2.1 時点の市町村	道府県の区域の全部又は一部		
指定要件	・人口減少率 ・高齢者比率 ・若年者比率 ・財政力指数	・最低人口 ・本土との最短航路距離等	・最低人口 ・辺地度数 (駅や学校等までの距離等へんびな程度を示す基準から算定)	・二以上の市町村、一定の規模 ・公共的施設設備整備水準 ・産業開発度等	・林野率 ・人口密度等	・農地面積勾配 ・林野率 ・農林業従事者数比率 ・農林地割合	・累積平均積雪積算値等		

出典：総務省 総合通信基盤局「条件不利地域の概要」平成17年4月26日

3

考慮すべき条件

1. 条件不利地域における通信の確保
2. ブロードバンド利用の促進
3. 技術中立性の確保
 - ・状況に応じた適切な技術の採用
4. 利用者の負担軽減
 - ・利用者に転嫁されているユニバ基金負担金
5. 税に依らない方法による費用の支弁
6. 希少な電波資源の有効活用とその価値の国民への還元
 - ・2.5GHz地域BWAバンド

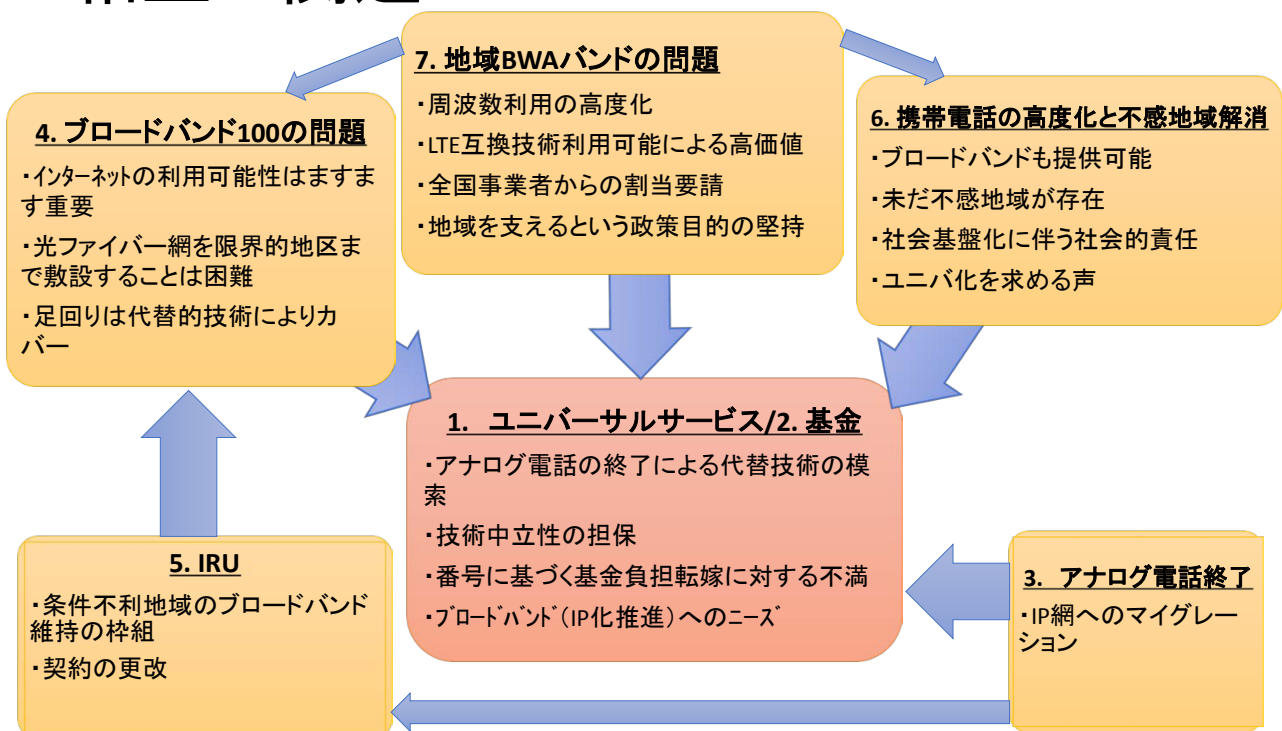
4

条件不利地域の通信環境をめぐる諸課題解決の方向性

- それぞれ単独での解決は困難
 - 一体的な対策が必要
 - 通信を維持するうえでのユニバーサルサービス制度の重要性
- ⇒これらの課題を一体的に解決するユニバーサルサービス制度を構築する必要がある
- ⇒方向性 アナログからデータ通信へのマイグレーションを促進

5

地域の通信環境をめぐる諸課題は相互に関連



6

“あまねく”と技術の交代 ---地デジからの示唆

- 地上波アナログ停波2011.07.24(被災3県12.03.31)
- 恒久対策終了 2015.12末 衛星セーフティネット終了
- 難視聴対策費 2012: 230億円、'13: 204.6億円、'14: 157億円
- 2014年現在、いまだ 3.3万世帯が未対応(2013.12末)
 - 16.1万(2012.3末)⇒8万(2013.3末)
 - 要対策世帯は千葉、茨城、栃木、福島、北海道に多い
- 対策:高性能アンテナ(42%)、CATV加入(4%)、共聴(31%)、中継局整備およびりパック等(23%)
- 最後はワンセグ
 - 地形等の理由により、地デジ受信が不可能な場合や将来のランニングコストの問題等から、主に高性能アンテナでの対策ができない世帯に対し、ワンセグ受信を提案。
- 地デジからの示唆
 - あまねく提供されるサービスを他の特定の技術に替える場合、相当の期間と費用を要する。
 - また、**単一の技術だけであまねく提供することはきわめて困難**
 - コストとニーズに応じ、複数の代替的技術の採用が必須

7

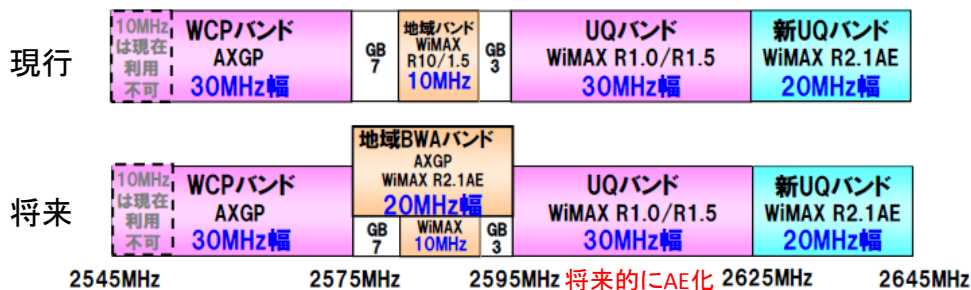
2.5GHz地域BWAバンドの目的と 経済価値に注目

- この周波数帯は、地域の福祉向上に使用することが定められている。
- TD-LTE互換技術により、同期をとれば20MHz幅が利用可能
- バンド38 (2570-2620MHz)に内包され、スマートフォンにおいてLTEサービス提供が可能となったため、同周波数帯の価値は急激に高まった

8

地域BWA免許の審査基準改正

- 地域BWAバンドでのWiMAX Release2.1およびAXGP方式の無線局の免許を可能とする。
 - TD-LTEと親和性の高い互換システムへの移行
- 上記システムの利用に関して、隣接システムの免許人との調整等を条件として、柔軟な割り当てを可能とする。
 - 同期をとることによりガードバンドをなくし、20MHz利用可とする



9

私案

(注:あくまで個人の考えであり、実行等を保証するものではありません。また、APPLIC、総務省等の組織には関わりありません)

- それでも2.5GHz地域BWAバンドが使われない地域が多く存在。
- そこで、同バンドを「ユニバーサルサービス・バンド」とし、その**経済的価値**を条件不利地域におけるブロードバンド・ユニバーサルサービス提供の原資とする
- 全国事業者に参加を認め、新規に割り当てる。
- 事業者は、当該エリアのブロードバンド・ユニバーサルサービスに責任を持ち、地域に必要とされるブロードバンドの基準に従い、ネットワークの(整備)維持に当たる。

10

基本方針

- 既存の地域BWA事業者は残し、残りのエリアについては、全国事業者に割り当てる。
- 割当の際は、全国一体あるいは地域ブロック程度の割当単位とする。
- 新規に割当を受ける事業者は、当該エリアのブロードバンド・ユニバーサルサービス供給に責任を持つ。ただし、必ずしもみずからユニバーサルサービスを提供する必要はない。
- 技術中立性を確保する。ユニバを2.5GHzを用いて提供する必要はない。
- 既存事業者が地域内にいる場合には、調整を図る

11

メリット

- ユニバーサルサービス提供のための一定のファンドを確保できる。
- ユニバ基金の負担額は企業にとって sunk cost となるので、利用者に直接転嫁することを相当程度防ぐことができる。
- 2.5GHz地域BWAバンドが持つ地域への貢献という政策目的を維持できる。
- 2.5GHz地域BWAバンドを有効に活用できる。
- 技術中立性から、多様な技術が適用可能。
- 通話だけでなく、ブロードバンドアクセスの提供も容易となる。
- 現行ユニバーサルサービス制度と併存が可能である。

12

デメリット

- 負担金の下限・上限を設定する必要があるかもしれない
- ユニバーサルサービスを維持するのに十分な額を得ることができないかもしれない。(特に経年的に)
- 事業者の義務が、割り当てを受ける周波数によって異なることにクレームがあるかもしれない
- 光ブロードバンドを普及させるインセンティブとはなりにくい
- 条件が厳しすぎると、申請がないかもしれない。

13

おわりに： 地域の通信維持の方向性

- ネットワーク整備(建設)と維持とを明確に分けて考える必要
- 維持において、税によらない、相互扶助的な考えは重要だが、負担感を与えるような枠組みからの脱却が必要
- ブロードバンドの技術の多様性、技術の進歩、および社会環境の変化を考えると、画一的な技術による整備は効率的ではなく、適材適所的な柔軟なアプローチも必要
- 有線系と無線系のブロードバンドの効果的な組み合わせが、地域の通信の高度化を推進

ご清聴を感謝いたします。

14

説明

「スマート・ジャパンICT戦略と地域情報化政策 の今後の展開」

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 地方情報化推進室
課長補佐 佐藤 美幸 氏

地域情報化政策の動向と 地域情報プラットフォームの活用に関する政策

平成26年11月14日
総務省情報流通行政局地方情報化推進室

-
- 1. ICTを活用した地方創生**
 - 2. 防災分野における取組**
 - 3. 地域情報プラットフォームの概要と普及状況**
 - 4. 自治体クラウドの取組の加速化**

1 ICTを活用した地方創生

地方創生の「基本方針」

3

1. 基本目標

まち・ひと・しごと創生本部決定(平成26年9月12日)

地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する。

そのために、国民が安心して働き、希望通り結婚し子育てができ、将来に夢や希望を持つことができるような、魅力あふれる地方を創出し、地方への人の流れをつくる。人口減少・超高齢化という危機的な現実を直視しつつ、景気回復を全国津々浦々で実感できるようにすることを目指し、従来の取組の延長線上にはない次元の異なる大胆な政策を、中長期的な観点から、確かな結果が出るまで断固として力強く実行していく。

2. 基本的視点

50年後に1億人程度の人口を維持するため、「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に正面から取り組むとともに、それぞれの「地域の特性」に即した課題解決を図ることを目指し、以下の3つを基本的視点とする。

(1) 若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現

・人口減少を克服するため、若い世代が安心して働き、希望通り結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境を実現する。

(2) 「東京一極集中」の歯止め

・地方から東京圏への人口流出(特に若い世代)に歯止めをかけ、地方に住み、働き、豊かな生活を実現したい人々の希望を実現する。東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する。

(3) 地域の特性に即した地域課題の解決

・中山間地域等において、地域の絆の中で高齢者をはじめ全ての人が心豊かに生活できるよう、小さな拠点における制度縦割りを排除した「多世代交流・多機能型」の生活サービス支援を推進する。

・地方中枢拠点都市及び近隣市町村、定住自立圏における「地域連携」を推進し、役割分担とネットワークを形成することを通じて、地方における活力ある経済圏を形成し、人を呼び込む地域拠点としての機能を高める。

・大都市圏等において、過密・人口集中に伴う諸問題に対応するとともに、高齢化・単身化を地域全体で受け止める「地域包括ケア」を推進する。

3. 検討項目と今後の進め方

(1) 検討項目

各本部員は、基本目標の実現のため、以下の項目について集中的に検討を進め、改革を実行に移す。

① 地方への新しいひとの流れをつくる

② 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る

⑤ 地域と地域を連携する (後略)

ICTは、地方創生にどのように貢献できるのか？

1 目的

ローカル・アベノミクスを成功に導き、その成果を日本の隅々まで行き渡らせるためには、地方で働き、学び、安心して暮らせる環境をICTの利活用によって実現し、元気で豊かな地方を創生することが重要である。

このような環境を実現するには、すべての地域でICTの恩恵を受けられるよう光ファイバなどの情報通信基盤を山間地等でも格差なく整備し、テレワークや遠隔教育等の技術を活用することで地方に埋もれている雇用や人材を引き出すとともに、観光地等でのWi-Fi整備により地方の魅力や埋もれた観光資源を積極的に世界へ発信していくことが効果的である。

本研究会では、地域活性化に大きな成果をあげている具体事例を踏まえつつ、地方の隠れたポテンシャルを引き出すためのテレワークやWi-Fi等の活用のあり方について、推進策等の検討を行う。

2 主な検討事項

(1) 地方の雇用や人材を引き出すテレワーク等の推進策の検討 → 「テレワーク等推進WG」を設置

- 地方におけるサテライトオフィス等の拠点整備を通じて、埋もれた雇用や人材を発掘し、家族も含めて遠隔からサポートできるような環境の整備
- 女性・高齢者・障がい者等の働き方を大きく変革する先進的なテレワーク環境の整備 等

(2) 地方の魅力や観光資源を発信するWi-Fiの整備計画の検討 → 「Wi-Fi整備推進WG」を設置

- 地方の魅力や埋もれた観光資源を積極的に発信していくための官民連携による観光地等でのWi-Fi整備計画
- 2020年の東京オリンピックに向けた観光情報の多言語対応等、地方と世界を効果的に結びつける国際展開方策

(3) その他

3 開催期間

平成26年10月～平成27年3月(予定)

4 構成員

別紙のとおり

研究会構成員

(敬称略、座長を除き50音順)

座長	須藤 修	東京大学大学院情報学環・学際情報学府 情報学環長・学際情報学府長
	浅川 智恵子	日本アイ・ビー・エム株式会社東京基礎研究所 フェロー
	飯泉 嘉門	徳島県知事
	石戸 奈々子	特定非営利活動法人CANVAS 理事長
	鶴浦 博夫	日本電信電話株式会社 代表取締役社長
	遠藤 信博	日本電気株式会社 代表取締役 執行役員社長
	大南 信也	特定非営利活動法人グリーンバレー 理事長
	川原 均	株式会社セールスフォース・ドットコム 取締役社長兼COO
	國領 二郎	慶應義塾大学総合政策学部 教授
	坂村 健	東京大学大学院情報学環・学際情報学府 教授
	篠崎 彰彦	九州大学大学院経済学研究院 教授
	高島 宗一郎	福岡市長
	田澤 由利	株式会社テレワークマネジメント 代表取締役
	田中 孝司	KDDI株式会社 代表取締役社長
	谷川 史郎	株式会社野村総合研究所 理事長
	日比野 健	株式会社JTB総合研究所 代表取締役社長
	本田 敏秋	遠野市長
	松山 良一	独立行政法人国際観光振興機構 理事長
	三友 仁志	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授
	山本 正巳	富士通株式会社 代表取締役社長

- ◆ 地方創生にICTは必要不可欠。
【参考】(株)いろどり・横石知二社長:「東京と地方とを同じ環境にするという意味で、ICT環境の充実は不可欠」(衆・地方創生特別委・地方公聴会(10/22))
【参考】「距離は死に、位置が重要になる」(『2050年の世界～英エコノミスト誌は予測する～』英エコノミスト編集部)
- ◆ 地域情報化の取組を通じ、ICTによる地域活性化や地域課題解決には一定の成果を達成。
- ◆ しかし、「地方への人の流れをつくる」といった大きな潮流を呼び起こすには至っていない。

地方への
ひとの流れ

地方における定住・移住を増やす

- 地方で雇用を得て、安心して働ける
- 家族も安心して生活し、出産や育児ができる

地方への訪問者を増やす

- 地方の魅力に関する情報が、簡単に手に入る
- 仕事や観光で、安心して地方を訪問できる

ICT政策の
方向性

テレワークを中核としたICT利活用

- テレワークで、いつでもどこでも働ける
- 生活に直結するサービスも、遠隔で確保される
(医療、福祉、教育、買物、行政手続など)

Wi-Fiで補完する便利なICT基盤

- 地方の情報が、スマホ等で多言語で収集できる
- 訪問先での災害時も、情報がしっかり入ってくる

テレワーク等推進WGで検討

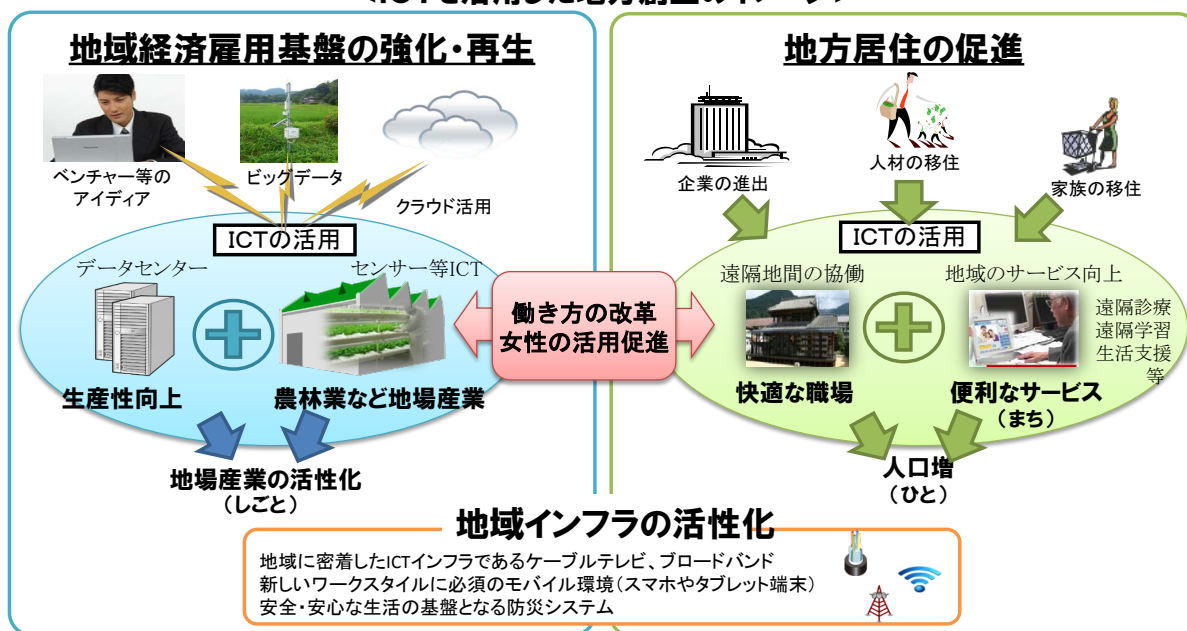
Wi-Fi整備推進WGで検討

地方のポテンシャルを引き出すICTの活用策を提示し、地方創生に貢献

「テレワーク等推進WG」の検討事項

- 光ファイバ等の超高速ブロードバンド(固定系)の利用可能世帯は98.7%に達したが、依然として全く利用できない地域が69市町村残されている状況。中山間地や過疎地等の活性化に、ICTは不可欠な道具。
- サテライトオフィスを核に家族も含めた移住増・雇用増を達成した徳島県神山町のモデル等を参考に、地方の埋もれた人材や雇用を引き出し、女性等の働き方を変革するテレワーク等のICT利活用の推進策を検討。

<ICTを活用した地方創生のイメージ>



定住促進、人口増加に貢献
(徳島県神山町等のサテライトオフィスプロジェクト)

徳島県は、カバー率98.8%のFTTH網と公設民営方式の光CATV(加入率88.3%)を全県域に整備し、全国屈指の高速ブロードバンド環境を実現。
 オフィス開設・運営費用への補助(通信費、古民家改修費用等)などの支援も充実
 過疎地域にサテライトオフィスを整備、ICTベンチャー系企業の誘致を推進



古民家や蔵を改装したサテライトオフィス

首都圏のICTベンチャー系企業※を対象に本格展開

※クラウドサービス企業、情報配信サービス企業、Webデザイン企業、デジタルコンテンツ制作企業等

徳島県内4市町※に、23社が20拠点に進出 ※神山町、美波町、三好市、徳島市
 (うち2社は予定)
 3年間で76世帯113名が移住 (徳島市を除く)
 47名の地元雇用を創出
 神山町ではH23にS45以降、初めて「社会増」が「社会減」を超過
 (3年間で51世帯81名が移住)

神山町は、総務省からの支援により、
 ・基盤整備事業(H12、16年度に総額約3億円、神山町の地域公共ネットワーク等を整備)、
 ・利活用事業(H19～21年度に総額約9千万円、神山ワーク・イン・レジデンスのWebシステム等を整備)を実施

「Wi-Fi整備推進WG」の検討事項

背景

- 観光庁が平成23年10月に行った外国人旅行者に対する調査結果によれば、「無料公衆無線LAN環境」への不満が36.7%と最多。その後、改善しつつあるものの、観光における公衆無線LANの重要性を示唆。
 → 携帯電話事業者が設置する公衆無線LANは自社の顧客が対象であること、エリアオーナーによる整備があまり進んでいないことから、外国人旅行者にとって利用しづらい環境となっている。
- 無料公衆無線LAN環境の整備については、観光振興を通じた地方創生に資することから、自治体や経済界の関心(※1)も高い。

(※1) 要望書の例:「観光振興に関する要望」(平成26年8月、九州経済連合会) <抜粋>

4. 外国人旅行者の受入環境整備に対する公的支援の検討

インバウンド需要拡大のため、外国人旅行者の移動しやすい環境づくりが喫緊の課題となっている。各種案内標識の多言語化、多言語対応コールセンター設置を推進するとともに、無料公衆無線LAN環境整備については、導入費用に対する公的支援の導入とその分担割合についての整備促進の枠組みを、エリアオーナーおよび地方自治体と一緒に検討すること。

総務省の取組

- H25補正予算(※2)で、防災拠点における公衆無線LAN環境の整備を行う自治体等に対する補助事業を実施。
 (※2) 27団体(府県及び市区町村)の約1,000アクセスポイントの整備を支援
- H27予算で、観光や防災の拠点における公衆無線LAN環境の整備を行う自治体等への補助事業を要求(※3)。
 (※3) 観光・防災Wi-Fiステーション整備事業(予算要求額約14億円)

地方の魅力や観光資源を発信するWi-Fiの整備計画を検討

- 地方の魅力や埋もれた観光資源を積極的に発信していくための官民連携による観光地等でのWi-Fi整備計画
- 2020年の東京オリンピックに向けた観光情報の多言語対応等、地方と世界を効果的に結びつける国際展開方策



観光振興、新事業創出等に寄与 (福岡県福岡市のFukuoka City Wi-Fi)

- 福岡市は誰でも使える無料Wi-FiをH24年4月に開始し、地下鉄・JRの駅、空港、バスターミナル等の交通拠点や観光拠点など、72拠点、326アクセスポイントで展開。
- 多言語対応(5言語)による観光情報発信、簡素な認証(メール認証やパスワード不要)、官民による協働、海外とのローミング等の先進的なサービスを全国に先駆けて提供。
- 災害時には認証手続なしで無料開放。



○市民や観光客による積極的な利用

- ・の平均アクセス回数は約7千回/日、導入当初比約7倍の利用を達成
- ・外国語の平均閲覧回数は約1千回/日、導入当初比約17倍(韓国語が最多)
- ・利用者の満足度は82%

○観光振興、新事業創出等への寄与

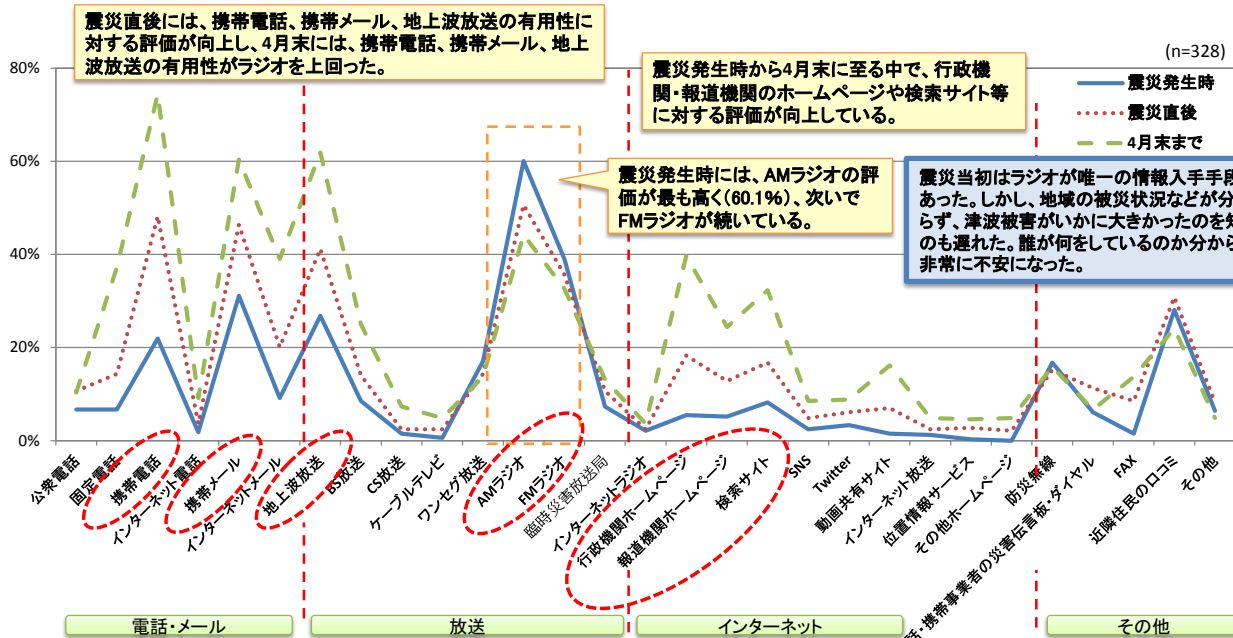
- ・入込観光客数は1,740万人(H24)と、過去最高を達成
- ・国際コンベンション開催件数は東京に次ぐ2位
- ・国家戦略特区にも指定され、新規ビジネス創出に向けた外国人向け観光サービス実証を実施



2 防災分野における取組 —Lアラートの全国展開—

- テレビ、ラジオ、携帯電話、ホームページ等のメディアの評価が高く、特性に応じた利用が特徴的
- 複数の伝達手段を組み合わせることにより、災害情報が住民に確実に届く環境を整備することが重要

東日本大震災時の利用メディアの評価



総務省「災害時における情報通信の在り方に関する調査」(平成24年)

近年の災害対応における課題は、「情報伝達」のあり方

「避難勧告放送 聞こえない」

「避難勧告放送」は、大規模な災害発生時に、住民に避難を促す重要な手段である。しかし、近年の災害では、避難勧告放送が住民に届かないという課題が顕著になっている。これは、避難勧告放送の放送エリアが狭小であることや、住民の聴覚障害や高齢者の増加による聴き取りづらさなどが原因とされている。また、避難勧告放送の放送時間が短縮されていることや、避難勧告放送の放送内容がわかりにくいことも課題の一つである。

重要な避難情報が住民に伝わらない

地面のひび・濁り水 前兆

土砂災害 何に注意どう行動

地震発生後、地面にひび割れや濁り水が現れるのは、土砂災害の前兆である。住民は、このような現象が現れた場合は、直ちに避難行動を開始する必要がある。また、避難行動の際は、避難経路を確認し、避難場所まで安全に避難することが重要である。

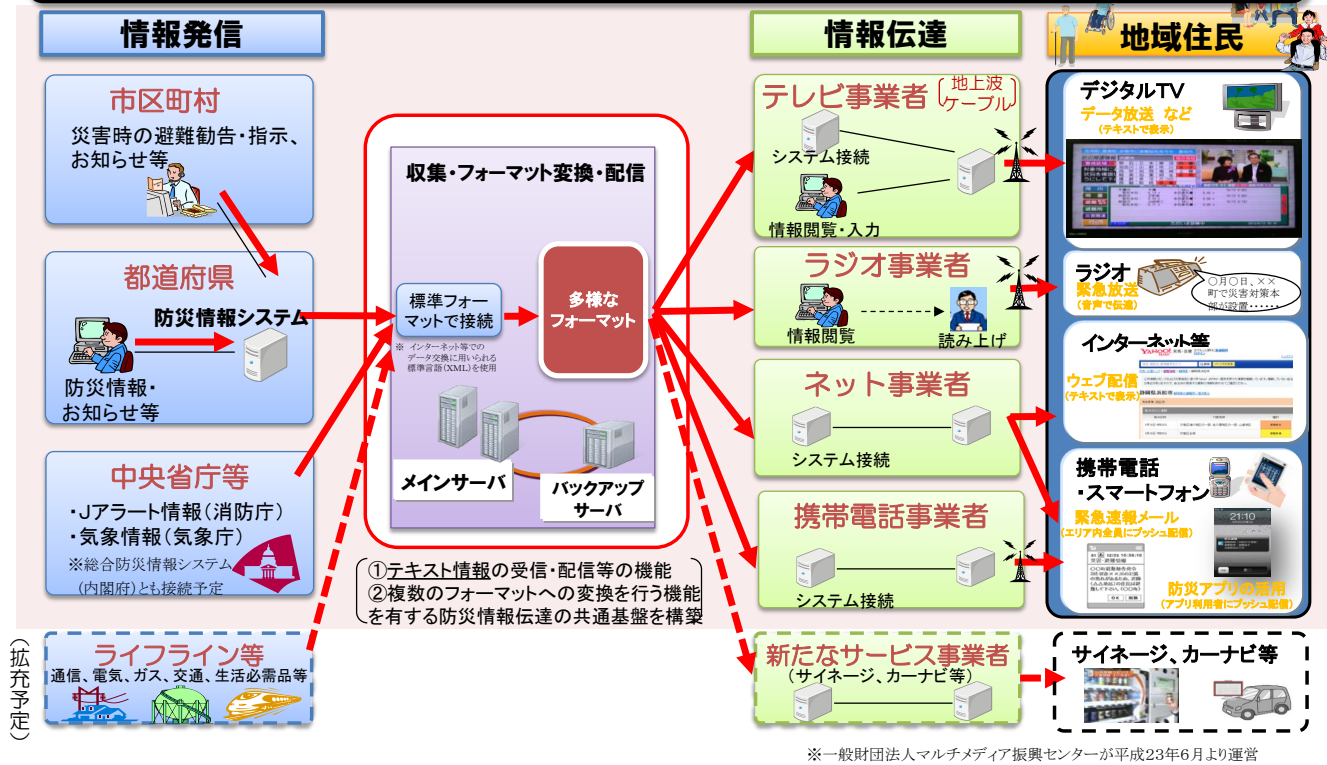
災害情報が的確に収集されない

遅れた避難勧告 通報の1時間後

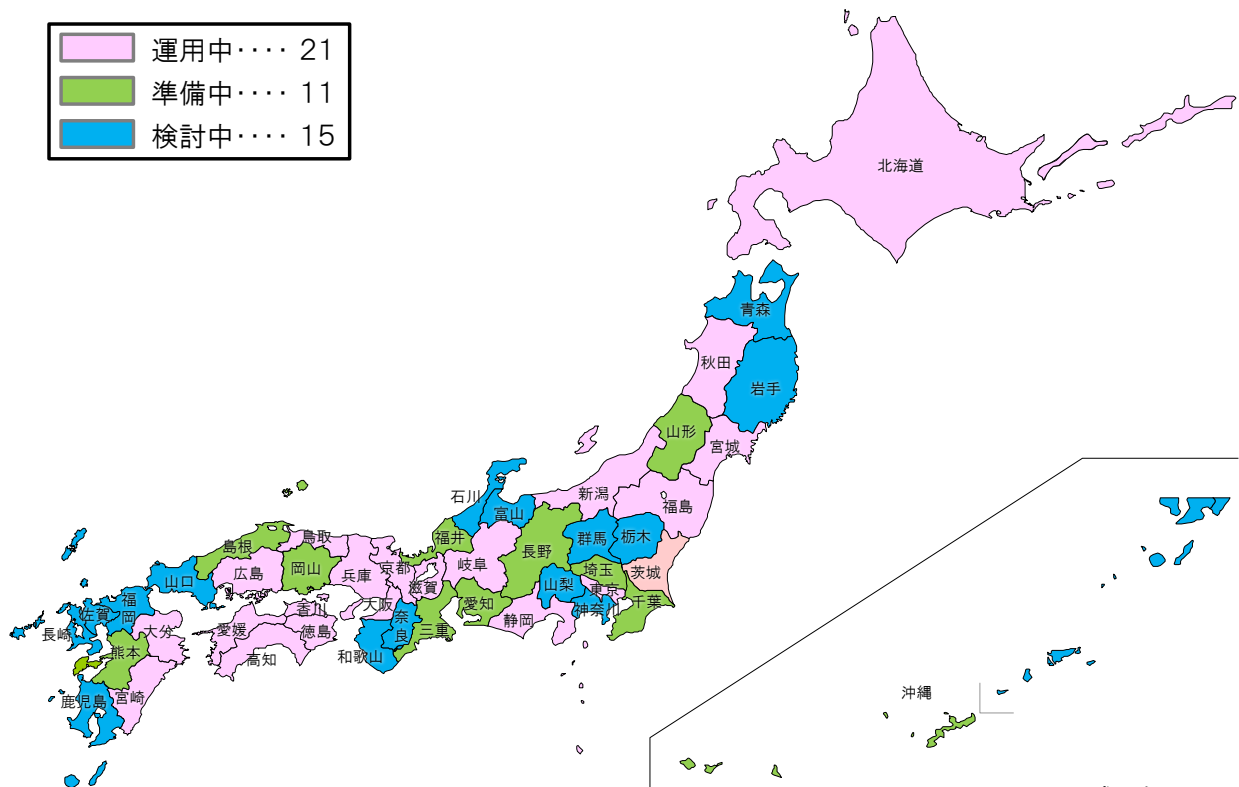
避難勧告の遅延は、住民の生命財産に重大な被害をもたらす可能性がある。これは、避難勧告の発令が遅れていることや、避難勧告の伝達手段が不十分であることが原因とされている。また、避難勧告の発令が遅れていることで、住民の避難行動が遅れ、避難場所まで到達できなくなるというリスクがある。

避難情報が迅速に発令されない

「Lアラート」とは、地方公共団体等が発信する災害等の安心・安全に関わる情報を集約・共有し、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット、サイネージ等の多様なメディアを通じて、住民向けに迅速かつ効率的に一括配信するための共通基盤。



Lアラートの普及状況(都道府県別)



1: 全国に早期普及する

- **全都道府県での導入決定を26年度中に実現**
→ 導入決定(現在32)を全国(47)に拡大
- **地域メディア等、情報伝達者の全国的な参加を促進**
→ 参加メディア(現在287社)を早期に500社超へ拡大
- **認知度を高めるための広報戦略を強化**
→ 分かりやすい名称の導入、シンポジウムの開催、記念日の設定、デジタル映像によるPR、防災教育での活用等を多面的に実施

2: 情報内容を拡充する

- **ライフライン情報の提供を推進**。まず、通信分野で26年度中に一部開始。ガス、電気、水道、交通の各分野は、27年度の一部開始を目標。
- **生活必需品等の情報提供を検討**。コンビニ、ガソリンスタンド、病院、NPO等との連携を先行検討。
- **ソーシャルメディアの活用を推進**

3: 使いやすさを向上させる

- **小規模の自治体・事業者等への情報発信支援、G空間情報を活用した災害情報の視覚化を推進**
→ 代行・遠隔入力サービス、入力ソフト開発等のモデル実証等を推進
- **データ放送等との連携を推進**
→ データ放送連携、マルチメディア放送活用、スマートテレビ対応等
- **サイネージ、カーナビ等の新たなメディアとの連携を推進**

4: 平時の体制を強化する

- **地域単位の連絡会を設置し、全国や地域での合同訓練の定期的実施と平時利用を推進**
→ 地域情報発信への活用、「防災の日」等と連携した訓練等を実施
- **災害対応業務と公共情報コモンズへの情報発信をシームレスにつなげるための取組を推進**
- **災害対策におけるコモンズの位置づけの明確化等を検討** → 地域防災計画への記載等
- **公衆無線LAN整備等のネットワーク強靱化を推進**

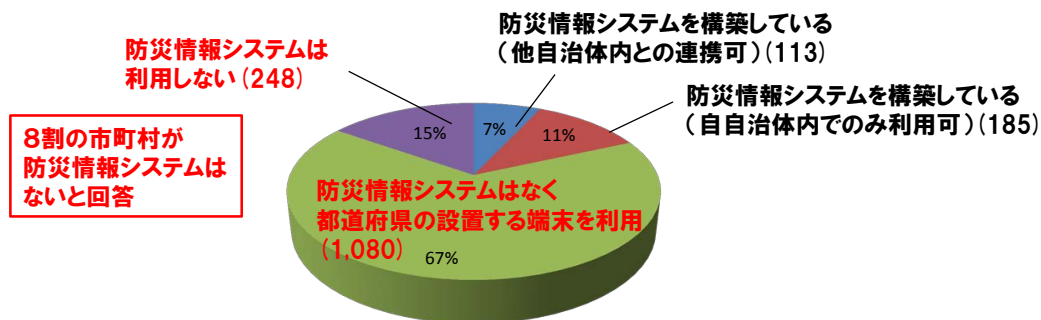
5: 付加価値を創出し、海外にも貢献する

- **共通基盤の利活用による新たな付加価値やサービスの創出を促進** → 官民連携強化、オープンデータ化推進等
- **東京オリンピック等も視野に入れた国際対応の強化** → 多言語化の推進、災害の多いアジア等への海外展開

市町村における防災情報システム利用の現状と課題

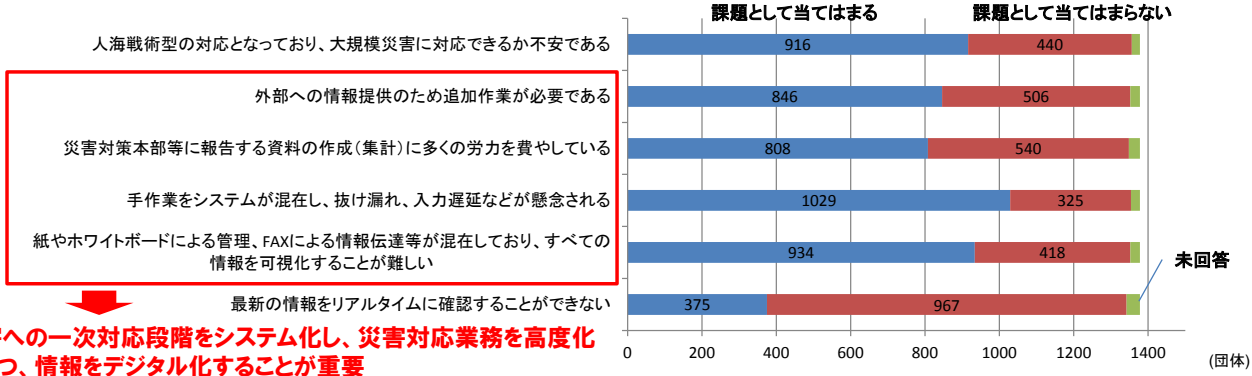
市町村防災情報システムの導入状況 (回答数:1,626)

※いずれも平成26年8月総務省調査



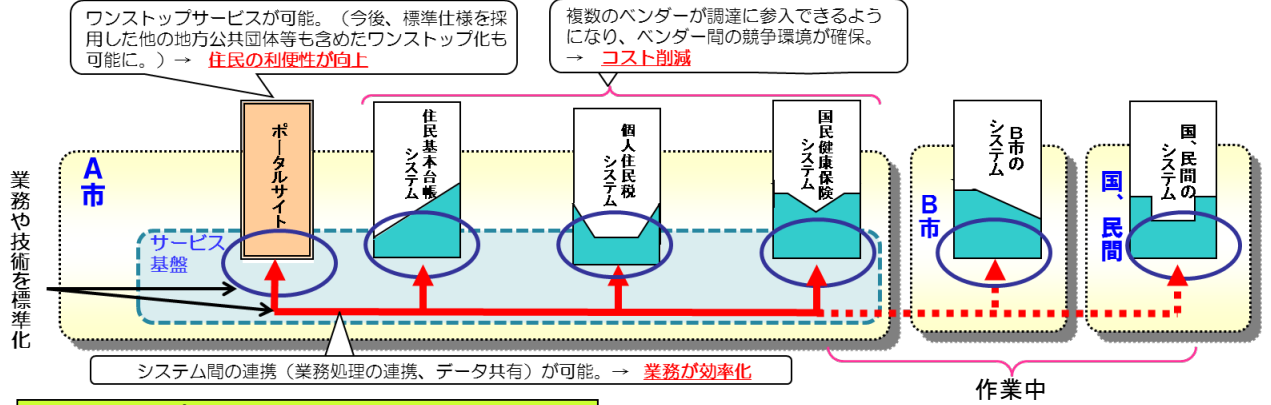
市町村防災情報システムの課題 (回答数:1,378)

※防災情報システム利用ないし都道府県設置端末利用自治体への質問



災害への一次対応段階をシステム化し、災害対応業務を高度化しつつ、情報をデジタル化することが重要

地域情報プラットフォームのイメージ



地域情報プラットフォームにおける約束事

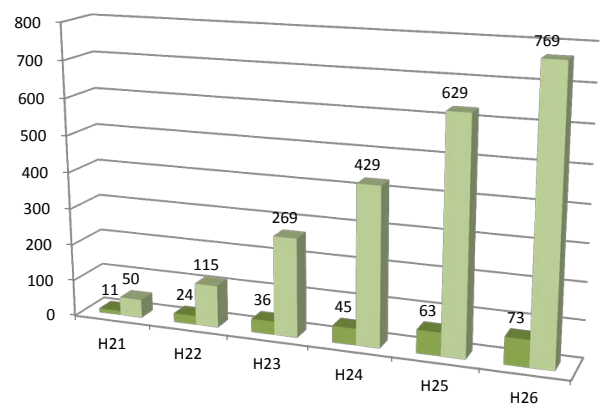
- ① 業務ユニット間同士のデータ連携についての「約束事」**
 - ・市内の各業務ユニットが提供するサービス（業務機能）の範囲
 - ・市内の各業務ユニット間同士で連携するデータ項目（含むコード辞書）
 - ・同データ項目のうち、オンライン即時で連携する項目に関するインターフェース仕様
 - ・自治体間、国と自治体間、および官民間の業務サービス連携仕様(*1)

(*1)今後の予定
- ② 上記のデータ連携を実現するために必要な技術的な「約束事」**
 - ・通信、プロトコル等の規約類（PF通信機能）
 - ・データ連携時に用いる統合DBに関するもの（統合DB機能）
 - ・ワンストップサービスの実現を始めとした業務プロセスのフロー制御を行うために必要なもの（BPM機能）
 - ・複数サイト間（自治体間、国と自治体間、官民間）のサービス連携を実現するために必要なもの（PF共通機能）

(APPLIC資料より)

地域情報プラットフォーム(基幹系業務システム)の普及状況

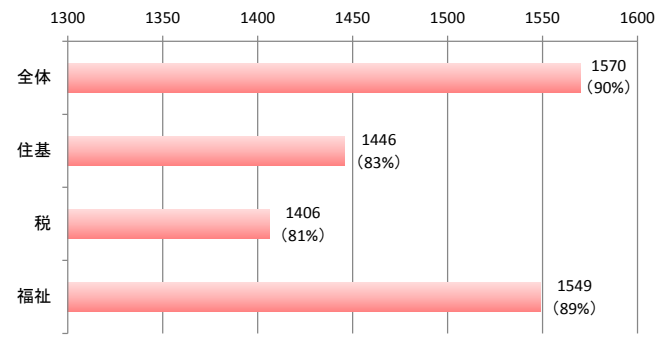
地域情報プラットフォーム準拠登録製品



	H21	H22	H23	H24	H25	H26
登録企業数	11	24	36	45	63	73
準拠ユニット製品総数	50	115	269	429	629	769

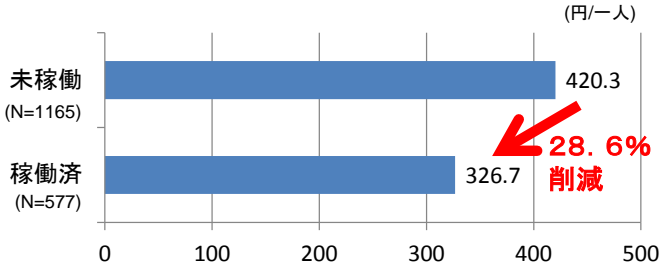
数値は各年4/1現在
(一財)全国地域情報化推進協会(APPLIC)公表値をもとに作成

地プラ導入自治体数



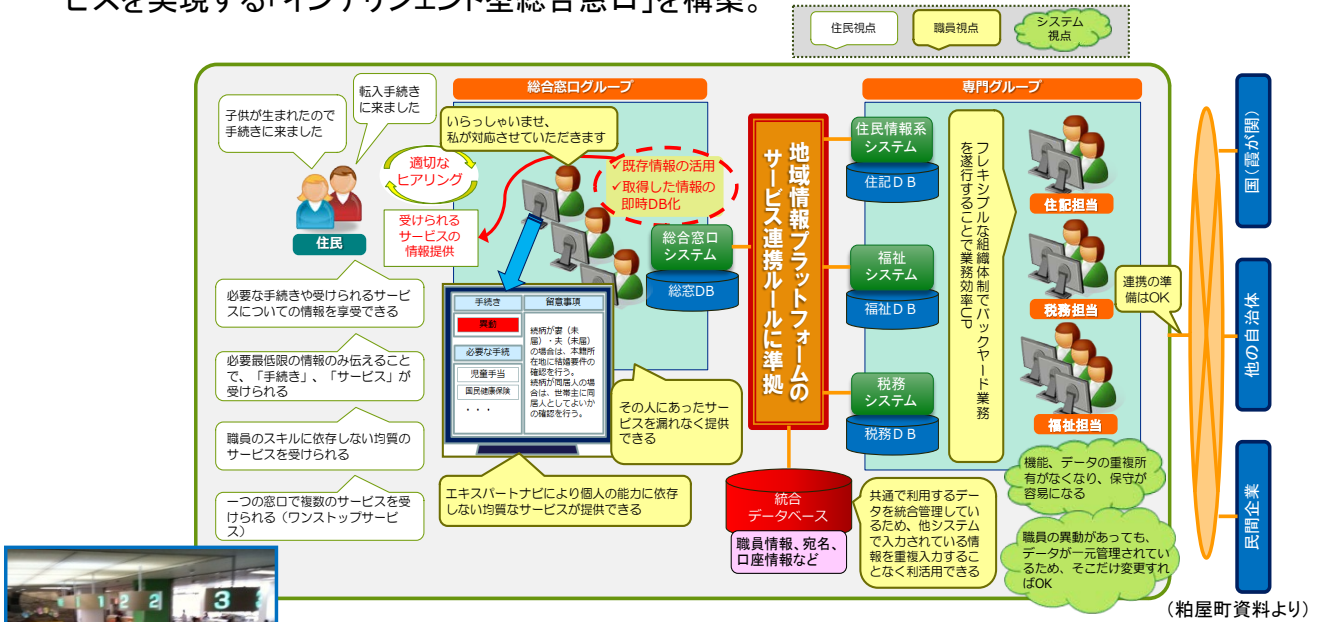
地プラの導入状況にかかる自治体アンケート調査(2013年12月)を元に作成

地プラ稼働自治体と非稼働自治体における保守経費の比較



【参考】地域情報プラットフォーム導入事例（福岡県粕屋町の取組）

粕屋町では、地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築により、ワンストップサービスを実現する「インテリジェント型総合窓口」を構築。

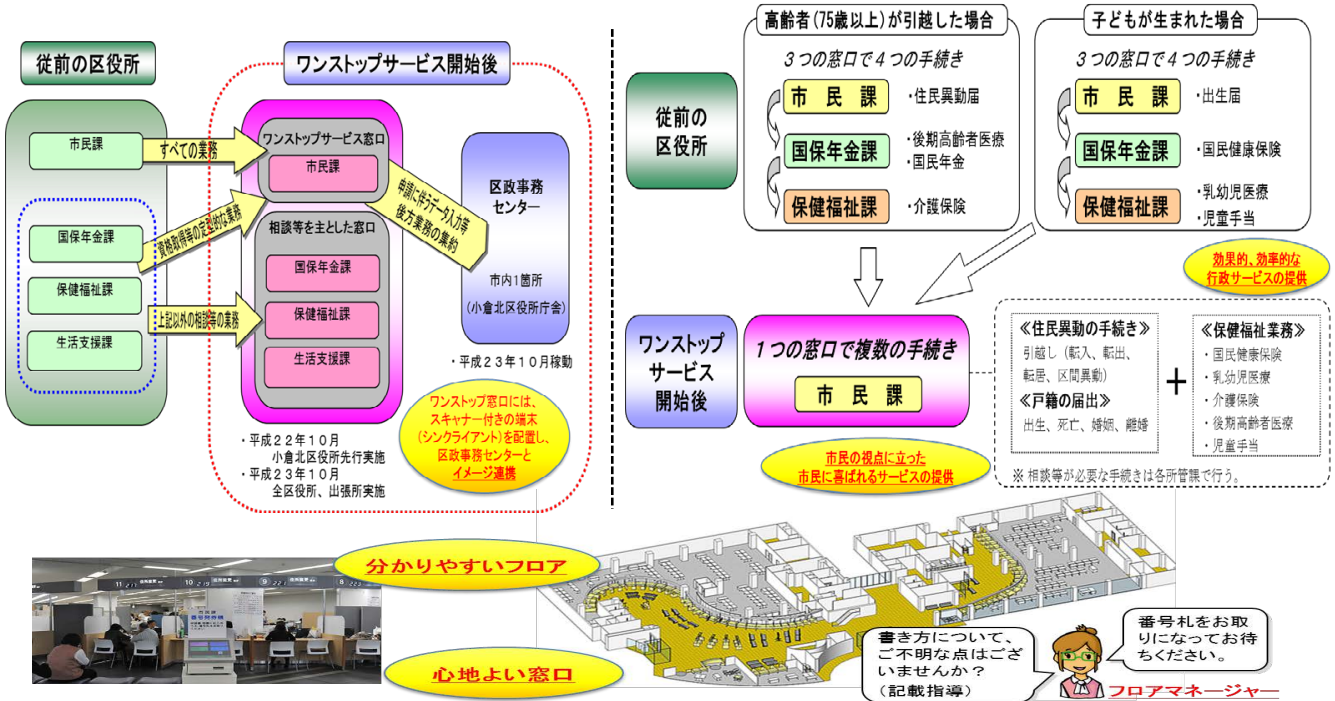


平成23年度「情報通信月間」総務大臣表彰(団体)：粕屋町
 実績：住民サービスの向上と業務の効率化のために、地方公共団体内外の情報システムを連携するための標準仕様である地域情報プラットフォームを活用して、住民手続きのワンストップ化などを実現するインテリジェント型総合窓口サービスを全国の地方公共団体に先駆けて開始し、地域情報化の進展に多大な貢献をした。

【参考】地域情報プラットフォーム導入事例（北九州市の取組）

北九州市のワンストップサービス

各区役所内の業務分担を見直すとともに、7区役所9出張所のデータ入力等の事務を小倉北区役所庁舎内に新設した**区政事務センター**に集約し、事務の効率化を実現



4 自治体クラウドの取組の加速化

自治体クラウドの取組の加速化

25

「世界最先端IT国家創造宣言」(平成26年6月閣議決定) <抜粋>

○ Ⅲ 3 (2) 国・地方を通じた行政情報システムの改革

自治体クラウドについても、番号制度導入までの今後4年間で集中取組期間と位置付け、番号制度の導入と併せて共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取組を加速する(クラウド化市区町村の倍増を目指す)。さらに、国の「政府情報システム改革ロードマップ」の進捗を受け、地方公共団体の情報システム改革を推進する。これらの取組により、地方公共団体の情報システムの運用コストを圧縮する(3割減を目指す)。

「日本再興戦略」の改訂について(平成26年6月閣議決定) <抜粋>

第二 3つのアクションプラン

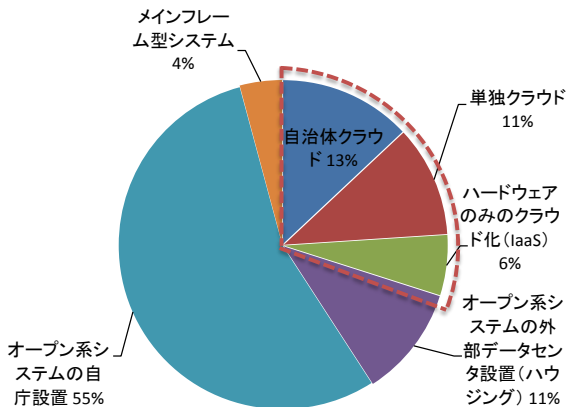
一. 日本産業再興プラン

4. 世界最高水準のIT社会の実現

③マイナンバー制度の積極的活用等

自治体情報システムのクラウド化を加速させ、2017年度までにクラウド導入市区町村の倍増(約1,000団体)を目指す。

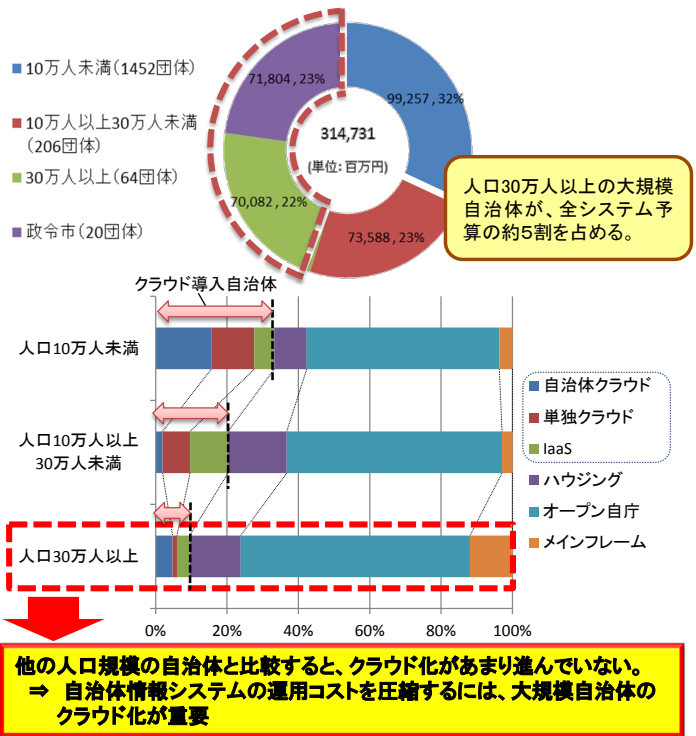
○共同利用型の自治体クラウド導入自治体は13%、単独クラウド導入自治体は11%。
 ○政府計画に掲げられた**情報インフラの再構築やクラウド導入市区町村の倍増実現に向け**、現在進んでいない大規模自治体のクラウド移行も含め、自治体における情報システムのクラウド利用の加速化に取り組む必要。



2013年度: 3割 (522団体)

倍増

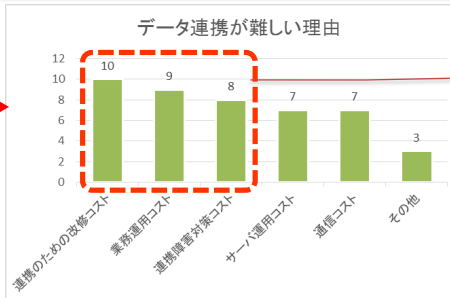
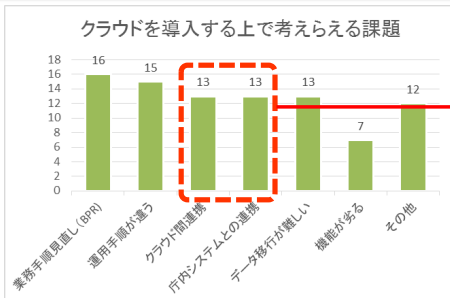
2017年度: 6割 (約1,000団体)



クラウド導入に対する自治体における検討状況(大規模自治体)

導入(予定)自治体におけるクラウド化への課題(全国の人口30万人以上の市・区のうち約45%)

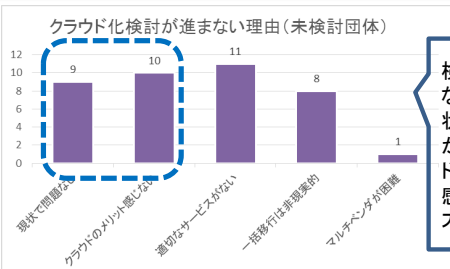
- 導入の予定自治体においては全業務の単独クラウドは少数派であり、複数クラウドへの分散が一般的
- クラウドの阻害理由として業務手順の違いについてデータ連携の難しさがあげられている
- データ連携を難しくしているのは改修や全体運用、障害対応などのコストであり、これらは標準化による低減が期待できる



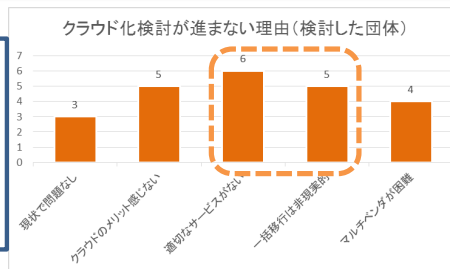
連携を可能とするための改修や運用手順、障害対応手順等の整備は個別に行うため高コスト。事前に標準化され準備されていれば大幅にコスト削減可能

未導入自治体におけるクラウド化の阻害要因(全国の人口30万人以上の市・区のうち約55%)

- 半数強がクラウドの導入予定なし。さらにその大半は情報部門での若干検討に留まっている。
- 導入可否の検討の浅い団体は現状への課題意識がなくメリットを感じていない。
- 十分検討した団体は一括移行やマルチベンダ対応の難しさからクラウド化を踏みとどまっている



検討が進んでいない段階では現状に課題意識が少なく、クラウドへのメリットを感じていないのが大きな理由



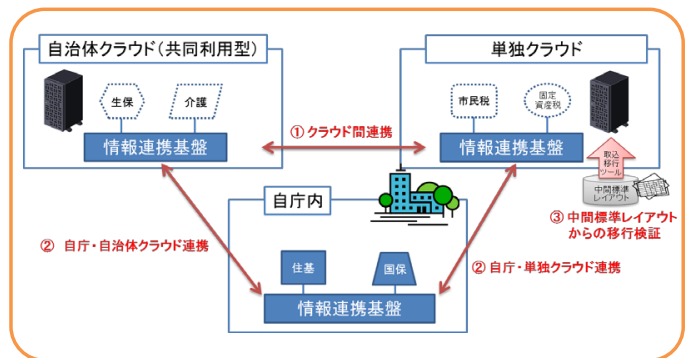
検討が進んだ団体では、全システムの一括移行の問題やマルチベンダ(複数クラウド)対応の難しさが意識され始める。

一般財団法人全国地域情報化推進協会「クラウド化の現状に関する調査結果報告」より

(要望枠、まち・ひと・しごと関連)

背景・政府全体の方針	具体的取組	アウトプット・成果
<p>○日本再興戦略改訂2014 (平成26年6月24日閣議決定) ・自治体情報システムのクラウド化を加速させ、2017年度までにクラウド導入市区町村の倍増(約1,000団体)を目指す。</p> <p>○世界最先端IT国家創造宣言 (平成26年6月24日閣議決定) ・自治体クラウドについても、番号制度導入までの今後4年間を集中取組期間と位置付け、(中略)地方公共団体における取組を加速する(クラウド化市区町村の倍増を目指す)。</p>	<p>○自治体業務システムのクラウド化の際の特定ベンダによるクラウドロックを解除し、複数のクラウド間のデータ連携方式の検証を実施。</p> <p>○クラウドへ段階的に移行する場合でも、自庁システムとクラウド間をシームレスに連携する仕組みについて自治体をフィールドとした検証を実施。</p>	<p>○多様なクラウド環境下でも、シームレスな庁内情報連携を実現するための標準仕様を確立する。</p> <p>○多様なクラウド環境下でも自治体職員が業務システムを容易に運用できるガイドライン等を作成する。</p> <p>○競争性を確保したクラウド利用環境を整備し、自治体情報システムのクラウド化を加速させ、2017年までにクラウド化市町村を倍増させる。</p>

工程表	
H27	H28
多様なクラウド環境下での情報連携方式の検証	
実証システムを用いた技術検証及び自治体の運用を踏まえた検証の実施	



自治体クラウド等のための研修教材(自治体人材育成支援)

- これまで自治体クラウドや番号制度導入に関して、正しい理解と導入に必要なスキル・ノウハウ習得を支援するため自治体職員向け研修用教材、遠隔教育用教材を作成。
- 26年度は総合通信局、APPLICと連携し全国6箇所(熊本、高知、広島、仙台、長野、近畿)で研修を予定しているほか、APPLICにより遠隔教育を実施中。

■研修用教材のポイント

※平成25年度は全国4箇所(仙台、大阪、松山、那覇)で実施。

- 1 自治体クラウド、番号制度、地域情報プラットフォーム等に関して、自治体実務者向け教材として作成。
- 2 ティーチングノート(指導手引書)により、庁内の担当者が講師となって職員向けの研修を実施可能。
- 3 テーマ毎にテキストを作成しているため、必要なテーマのみを選択した短期間の研修対応が可能。

①シラバス(講義概要)

- ・各テキストに対応するシラバスを作成
- ・シラバスは、講義概要、学習目標、テキストの主な内容、教育手法、担当講師及び講師の必要要件、参考資料、の各項目ごとに必要事項を取りまとめる。

シラバス(12種類)

- ・概要
- ・学習目標
- ・テキストの主な内容
- ・教育手法

HP公開

②テキスト

- ・テキストはメインの教材で、テーマごとに12種類作成。
- ・各テキストとも、学習目標 → 講義構成 → 講義内容の順で、統一的な構成とした。
- ・また、自治体等の担当職員が講師として職員向けの研修ができるよう、ティーチングノート(指導手引書)を用意。

テキスト(12種類)

1-2 自治体における効果的なICT活用

HP公開

③実習用サブテキスト

- ・実習用サブテキストは、受講者が自ら課題を整理し、受講者同士での意見交換を通じて認識を深めていくための教材。
- ・「自治体全体の課題及びICTシステムの課題認識」等、6テーマ分を作成。

実習用サブテキスト(6種類)

1-4 自治体全体の課題及びICTシステムの課題認識

④自己チェックシート(確認テスト)

- ・研修後に、受講内容の確認テストができるよう、自己チェックシートを作成。
- ・各テーマ(12種類)ごとに3問程度、合計38問。

自己チェックシート(確認テスト)

1 自治体におけるICT活用はクラウドの導入が求められている。

2
3
4

説明

「情報通信基盤の整備について」

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 高度通信網振興課
高度通信網推進官 鈴木 厚志 氏

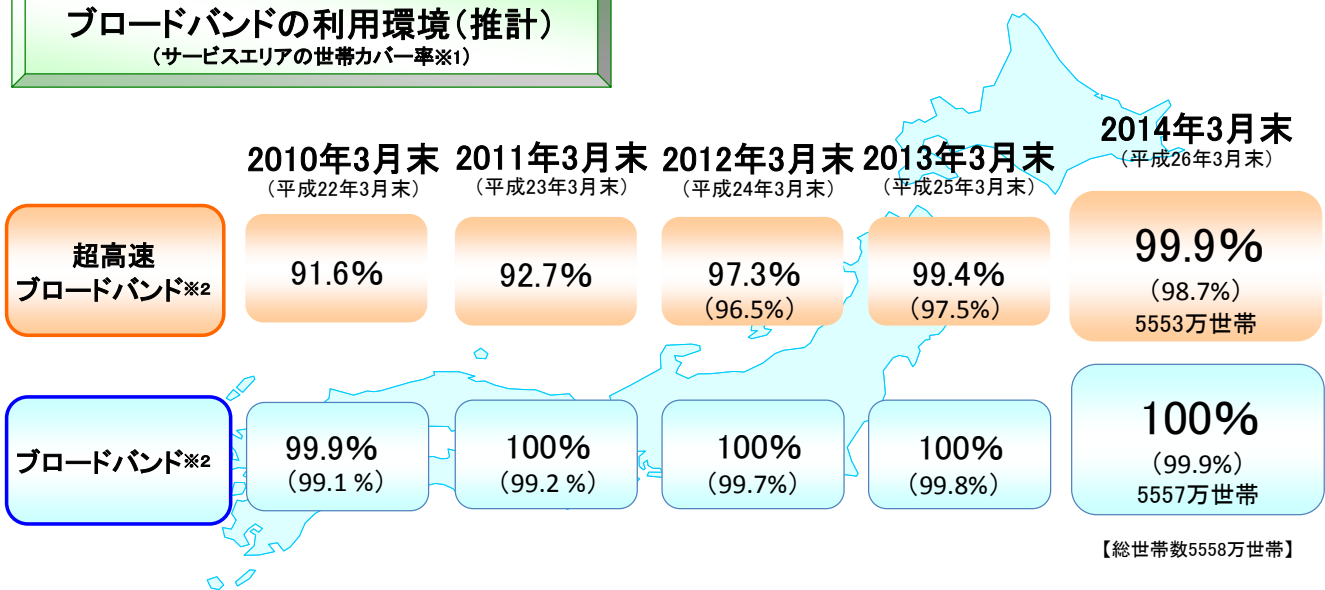
情報通信基盤の整備について

2014年11月14日

総務省 総合通信基盤局
高度通信網振興課
高度通信網推進官 鈴木 厚志

ブロードバンド基盤の整備状況①

ブロードバンドの利用環境(推計)
 (サービスエリアの世帯カバー率※1)



※1 住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯数で除したもの(小数点以下第二位を四捨五入)。
 ※2 ブロードバンド基盤の機能に着目して以下のように分類。なお、伝送速度はベストエフォートであり、回線の使用状況やエントランス回線の状況等により最大速度が出ない場合もある。
超高速ブロードバンド: FTTH、CATVインターネット、FWA、BWA、LTE (FTTH及びLTE以外は下り30Mbps以上のものに限る。) 内は固定系のみの数値。
ブロードバンド: FTTH、DSL、CATVインターネット、FWA、衛星、BWA、LTE、3.5世代携帯電話。()内は固定系のみの数値。

ブロードバンド基盤の整備状況②

【2014年3月末】

都道府県名	超高速ブロードバンド 利用可能世帯率(%)	ブロードバンド 利用可能世帯率(%)
北海道	99.9	100.0
青森県	100.0	100.0
岩手県	99.0	99.9
宮城県	100.0	100.0
秋田県	99.9	100.0
山形県	100.0	100.0
福島県	100.0	100.0
茨城県	99.9	100.0
栃木県	100.0	100.0
群馬県	100.0	100.0
埼玉県	100.0	100.0
千葉県	100.0	100.0
東京都	100.0	100.0
神奈川県	100.0	100.0
新潟県	99.8	100.0
富山県	100.0	100.0
石川県	100.0	100.0
福井県	99.8	100.0
山梨県	99.9	100.0
長野県	100.0	100.0
岐阜県	99.9	100.0
静岡県	99.8	100.0
愛知県	100.0	100.0
三重県	100.0	100.0

都道府県名	超高速ブロードバンド 利用可能世帯率(%)	ブロードバンド 利用可能世帯率(%)
滋賀県	100.0	100.0
京都府	99.8	100.0
大阪府	100.0	100.0
兵庫県	100.0	100.0
奈良県	100.0	100.0
和歌山県	99.6	100.0
鳥取県	99.9	100.0
島根県	99.7	100.0
岡山県	99.7	100.0
広島県	99.9	100.0
山口県	99.8	100.0
徳島県	99.9	100.0
香川県	100.0	100.0
愛媛県	99.4	100.0
高知県	99.1	100.0
福岡県	100.0	100.0
佐賀県	100.0	100.0
長崎県	99.8	100.0
熊本県	99.7	99.9
大分県	100.0	100.0
宮崎県	99.9	100.0
鹿児島県	99.7	100.0
沖縄県	100.0	100.0
全国	99.9	100.0

※1 ブロードバンド:FTTH、DSL、CATVインターネット、FWA、衛星、BWA、LTE、第3.5世代携帯電話。
 ※2 超高速ブロードバンド:FTTH、CATVインターネット、FWA、BWA、LTE(FTTH及びLTE以外は下り30Mbps以上のものに限る)。
 ※3 小数点以下第二位を四捨五入。
 ※4 事業者情報等から一定の仮定の下で推計しているため、誤差が生じる場合がある。

情報通信利用環境整備推進事業

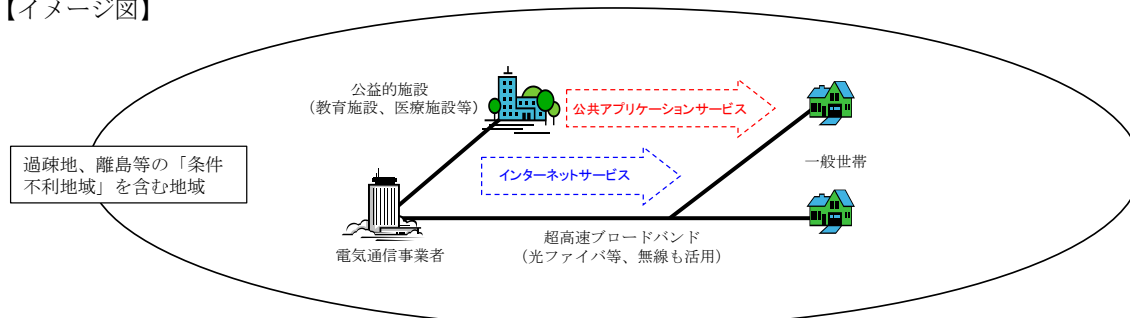
超高速ブロードバンド未整備地域のうち民間事業者による整備が見込まれない「条件不利地域」において、市町村等が光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤を整備する場合に、その事業費の一部を補助。(平成23年度～平成27年度)

事業概要

平成26年度予算額 5.1億円 平成27年度概算要求額 12億円

- 過疎地、離島等の「条件不利地域」※1を含む地域において、市町村等が光ファイバ等を整備する場合、事業費の1/3を補助。(離島を整備する場合は事業費の2/3を補助※2)
- 残りの2/3(離島の場合は1/3)については過疎債等を充当することが可能。(過疎債を充当した場合、市町村の実質負担割合は事業費の2割(離島の場合は1割))
- 市町村等は整備した光ファイバ等を一般的には電気通信事業者に貸与し、電気通信事業者は貸与された光ファイバ等を用いてインターネットサービスを住民に提供。
- 市町村等は貸与した光ファイバ等を利用し、公共アプリケーションサービス(災害情報告知や高齢者見守り等)を住民に提供。

【イメージ図】



情報通信利用環境整備推進事業 交付決定実績

▶ 平成23年度

● 6市町、交付決定額 1,500百万円（予算額 2,400百万円）

県名	市町村名	整備対象世帯数	事業費【百万円】	交付決定額【百万円】
青森県	板柳町	1,317	110	37
山形県	新庄市	335	44	15
滋賀県	甲賀市	77	9	3
島根県	西ノ島町	1,636	582	194
広島県	安芸高田市	13,222	3,035	1,012
高知県	東洋町	1,620	718	239
合 計		18,207	4,498	1,500

▶ 平成24年度

● 8市町、交付決定額 1,052百万円（予算額 1,900百万円）

県名	市町村名	整備対象世帯数	事業費【百万円】	交付決定額【百万円】
北海道	芽室町(1期)	522	137	46
青森県	中泊町	2,150	226	75
青森県	三戸町	767	237	79
青森県	階上町	1,066	95	32
岩手県	奥州市	308	247	82
岩手県	岩泉町(1期)	3,618	1,922	641
山形県	村山市	968	125	42
山形県	最上町	1,365	166	55
合 計		10,764	3,155	1,052

▶ 平成25年度

● 7町村、交付決定額 775百万円（予算額 800百万円）

県名	市町村名	整備対象世帯数	事業費【百万円】	交付決定額【百万円】
北海道	芽室町(2期)	43	11	4
青森県	蓬田村	1,154	162	54
青森県	横浜町	2,110	298	99
青森県	南部町	3,934	440	147
岩手県	岩泉町(2期)	633	726	242
茨城県	大子町(1期)	2,184	316	105
島根県	知夫村	329	187	124
合 計		10,387	2,140	775

▶ 平成26年度

● 3市町、交付決定額 507百万円（予算額 510百万円）

県名	市町村名	整備対象世帯数	事業費【百万円】	交付決定額【百万円】
秋田県	横手市	412	151	50
茨城県	大子町(2期)	757	123	41
静岡県	川根本町	2,920	1,247	416
合 計		4,089	1,521	507

※補助率 1/3(平成25年度から離島の場合 補助率2/3)

情報通信利用環境整備推進事業 ＜整備事例＞

青森県横浜町

整備主体	青森県横浜町
整備エリア	町内全域（約2,000世帯）
公共アプリケーションのサービス分野	防災、観光、行政
総事業費	約3億円 （国庫補助：平成25年度情報通信利用環境整備推進事業（約1億円））
整備期間	平成25年9月～平成26年3月
整備方式	FTTH
BB運営主体	NTT東日本（IRU方式）

事業イメージ

■ ライブカメラの設置

⇒ 観光イベントに関する情報発信が可能に！

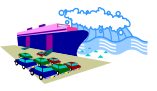


菜の花フェスティバルin横浜



横浜漁港

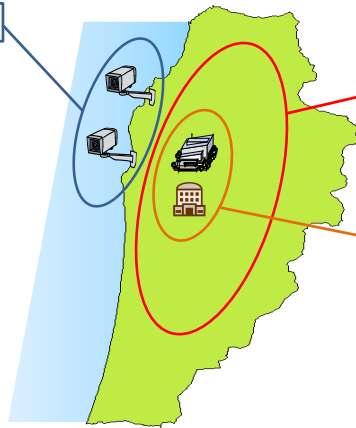
⇒ 防災情報の配信が可能に！



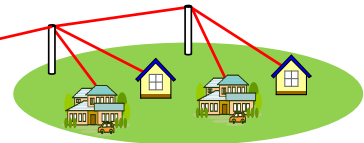
災害情報の入手



冬期の道路状況の確認



■ 町内全域にFTTHを整備



■ Wi-Fiのアクセスポイントを整備

⇒ 災害時の情報配信手段として活用！

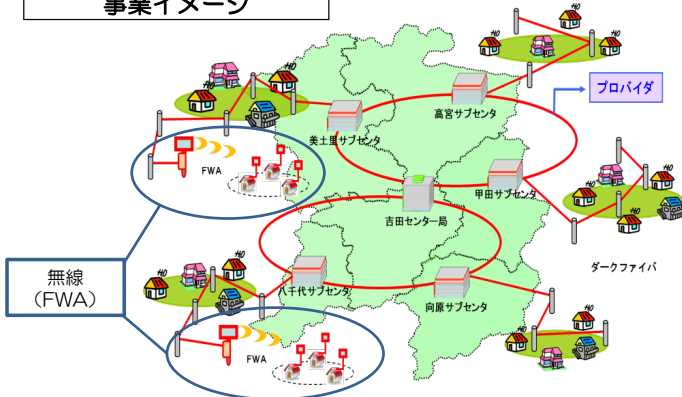


被災情報・避難所情報の入手

広島県安芸高田市

整備主体	広島県安芸高田市
整備エリア	市内全域（約13,000世帯）
公共アプリケーションのサービス分野	行政、福祉・介護
総事業費	約37.5億円 （国庫補助：平成23年度情報通信利用環境整備推進交付金（約9.3億円））
整備期間	平成24年3月～平成26年3月
整備方式	FTTH及びFWA
BB運営主体	中国プロードバンド株式会社(IRU方式)

事業イメージ

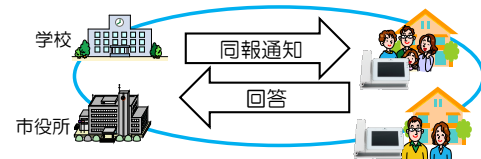


市内の大部分をFTTHで整備し、山間部等の一部地域においてラストワンマイルをFWAで整備

IP告知端末の活用イメージ

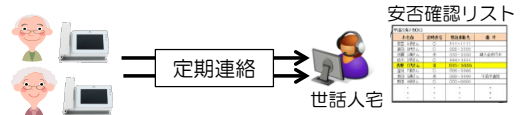
■ 告知放送サービス

行政情報、防災情報や農業情報等を音声による告知放送機能に加え、文字や画像によるお知らせも配信するサービス



■ 独居老人見守りサービス

登録されたお年寄りからの応答の有無を確認でき、見守りが可能となるサービス



2020年代に向けた情報通信政策の在り方

日本再興戦略・世界最先端IT国家創造宣言

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 抄

第Ⅱ. 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

4. 世界最高水準のIT社会の実現

ITを活用した民間主導のイノベーションの活性化に向けて、世界最高水準の事業環境を実現するため、今般策定される新たなIT戦略(本年6月14日閣議決定)を精力的に推進し、規制・制度改革の徹底並びに情報通信、セキュリティ及び人材面での基盤整備を進める。

④ 世界最高レベルの通信インフラの整備

圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラを有線・無線の両面で我が国に整備することで、そのインフラを利用するあらゆる産業の競争力強化を図る。このため、情報通信分野における競争政策の更なる推進等により、OECD加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す。

世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定) 抄

Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化

2. 世界最高水準のITインフラ環境の確保

ITインフラに関しては、2000年以降、我が国が推し進めてきた施策により、モバイル通信や光ファイバーなどにおいてブロードバンド環境が整備されている。今後、世界最高水準のブロードバンド環境を確保し、正確な位置情報、時刻情報等を伴う膨大なデータを利活用でき、かつIPv6にも対応した環境を、適正かつ安全に発展させていく必要がある。また、耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、離島を含めた全ての地域における国民のブロードバンド環境の整備や、陸地のみならず、海上における資源探査や安全確保にも資する衛星ブロードバンド環境の活用など、世界で最も強靱じんなブロードバンド環境を整備すると共に、日本と世界をつなぐ信頼性・安定性の高いグローバルインフラの整備を進めていくことも必要である。このため、以下の取組を推進するとともに、企業の長期的競争力獲得に向け、インターネット・IT関連投資等を促す環境づくりを進める。

(1)通信ネットワークインフラについては、低廉かつ高速のブロードバンド環境が利用できるよう事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を引き続き推進するとともに、離島などの不採算地域においても、地域特性を踏まえつつ、高速のブロードバンド環境の整備・確保を図る。また、ビッグデータ時代のトラフィック増に対応するためのITインフラ環境を確保する。

「世界最先端IT国家創造宣言」工程表における ブロードバンド基盤整備の位置づけ

工程表

○通信ネットワークインフラの推進

【短期(2014年度～2015年度)】

- 離島を含めたすべての地域における国民の超高速ブロードバンド基盤の整備に向け、各地域の実情に応じて、通信事業者を含む関係団体と協議の場を設置し、整備方針等を策定する。【総務省】
- 沖縄の本島と離島を結ぶ海底光ケーブルの整備を支援するとともに、過疎地・離島等の条件不利地域等において超高速ブロードバンド基盤を整備する自治体に対して支援する。【内閣府・総務省】

【中期(2016年度～2018年度)・長期(2019年度～2021年度)】

- 海底光ケーブルが整備された離島をはじめとした条件不利地域等において超高速ブロードバンド基盤を整備する自治体に対して支援する。【内閣府、総務省】

年度	短期			中期			長期			KPI ※
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	
	沖縄県での海底光ケーブル等の整備【内閣府】			離島・過疎地等の条件不利地域での超高速ブロードバンド基盤の整備【内閣府、総務省】						超高速ブロードバンド基盤・ゼロ自治体数
	超高速ブロードバンド基盤の整備に向け、地域の実情に応じて関係団体との協議の場を設置【総務省】		各協議会において整備方針等の決定【総務省】							

※：目標を具体的に実現するための「施策」が計画通り遂行されているかどうか定量的に測定する「指標」(重要業績評価指標: Key Performance Indicator)
なお、超高速ブロードバンド基盤ゼロ自治体の数は平成26年3月末時点で3団体となっている

情報通信審議会への諮問の概要

1. 諮問理由

- ❑ 「日本再興戦略」(2013年6月閣議決定)等では、「世界最高水準のIT社会の実現」のための世界最高レベルの通信インフラの整備が掲げられており、その実現のために必要な制度見直し等の方向性について、2014年中に結論を得るとされている。
- ❑ 以上を踏まえ、2020年代に向けた情報通信の発展の動向を見据えた上で時代に即した電気通信事業の在り方の検討を行い、世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展による経済活性化・国民生活の向上を実現するため、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」について諮問した。

2. 答申を希望する事項

- (1) 2020年代に向けた情報通信の展望
- (2) 情報通信基盤を利用する産業の競争力強化のための電気通信事業の在り方
- (3) 情報通信基盤の利用機会の確保や安心・安全の確保のための電気通信事業の在り方
- (4) その他必要と考えられる事項

報告書(案) 概要～抜粋～

現状と2020年代に向けた課題

- ICTは経済活動の活性化や社会的課題の解決のほか、地方の創生にも資するなどその役割が今後ますます増大。しかしながら、競争原理下では、条件不利地域におけるICT基盤の整備・維持は困難。
- また、現在ユニバーサルサービスに規定されている固定電話は、契約者数が年10%程度減少し、NTT東西が多額の赤字を抱える中、その赤字の一部をユニバーサルサービス基金により補填している状況。
- こうした状況を踏まえ、2020年代に向けて、条件不利地域におけるICT基盤の整備・維持の在り方について検討が必要。

政策の具体的方向性

① 希望する全ての国民がICTを利用できる環境の整備推進

未だに存在する携帯電話や超高速ブロードバンドが利用できない未整備地域について、引き続き、その解消を進めていくことが適当。

② ICT基盤の整備及び支援の在り方

携帯電話については、引き続き、競争政策及び電波政策を通じた民間事業者による整備を促進しつつ、補助金を活用することにより、未整備地域の解消を推進していくことが適当。

超高速ブロードバンドについても、引き続き公的整備を補助金の活用等により支援していくことが必要。特に光ファイバは、地域におけるニーズを的確に把握しつつ、支援の在り方について検討を進めていくことが適当。

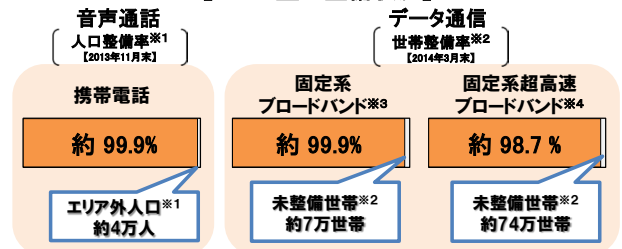
③ ユニバーサルサービス制度の在り方

基礎的な音声通信サービスである固定電話を、当分の間、ユニバーサルサービス制度により維持していくことが適当。

携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービス提供状況等を踏まえて、見直しの検討を行うことが適当。

なお、対象サービス、地域、技術、費用負担等の在り方の検討に当たっては、負担と受益の関係に留意が必要。

【ICT基盤の整備状況】



※1 国勢調査等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計。整備率は携帯電話が利用できる地域の人口を総人口で除したもの。

※2 住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計。整備率はカバーエリアの世帯数を総世帯数で除したもの。

※3 固定系ブロードバンド:FTTH、DSL、CATVインターネット、FWA、衛星、BWA(地域WiMAXに限る)

※4 固定系超高速ブロードバンド:FTTH、CATVインターネット、FWA(FTTH以外は下り30Mbps以上のものに限る)



ご静聴ありがとうございました。

特別講演

「効果的な圏域防災を考える

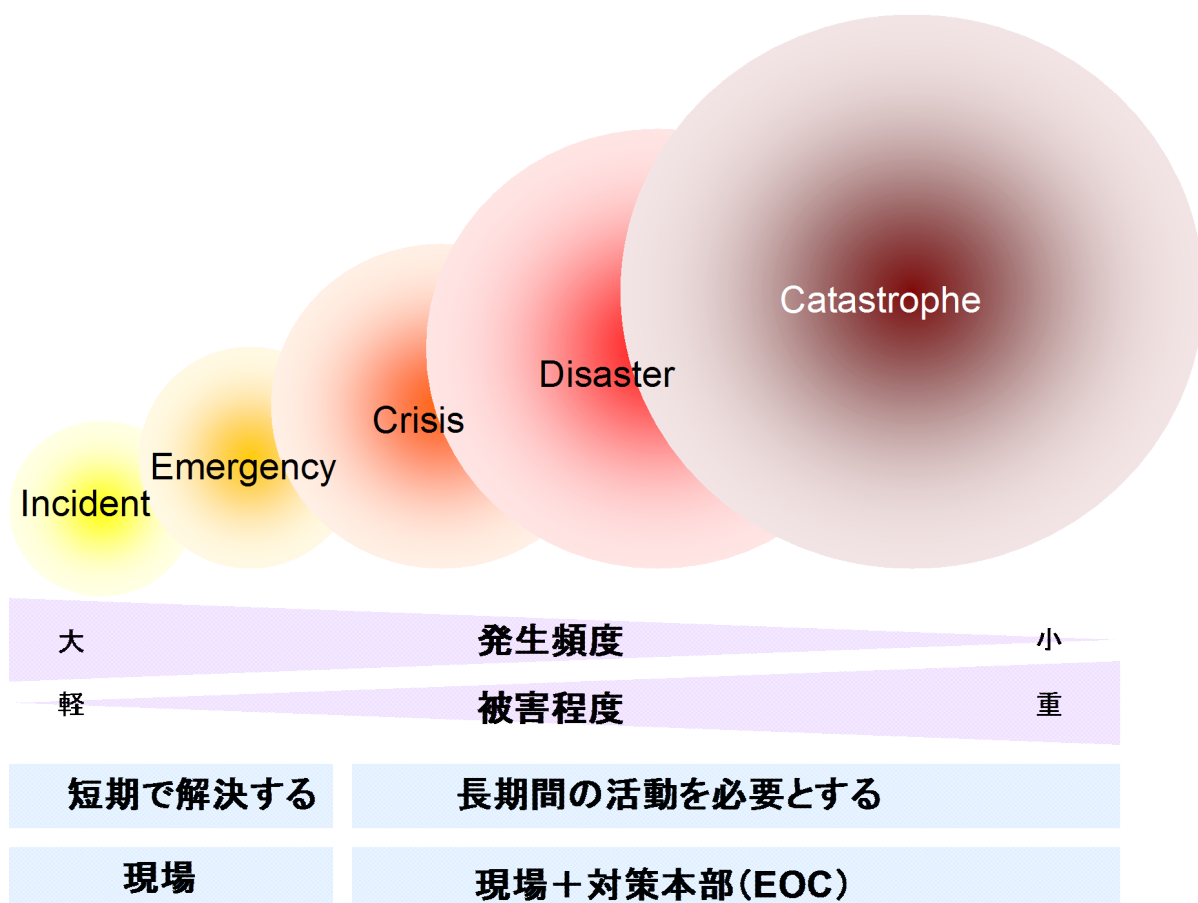
～安全安心な伊豆半島の実現に向けて～」

新潟大学 危機管理本部 危機管理室

教授 田村 圭子 氏

効果的な圏域防災を考える ～安全安心な伊豆半島の実現に向けて～

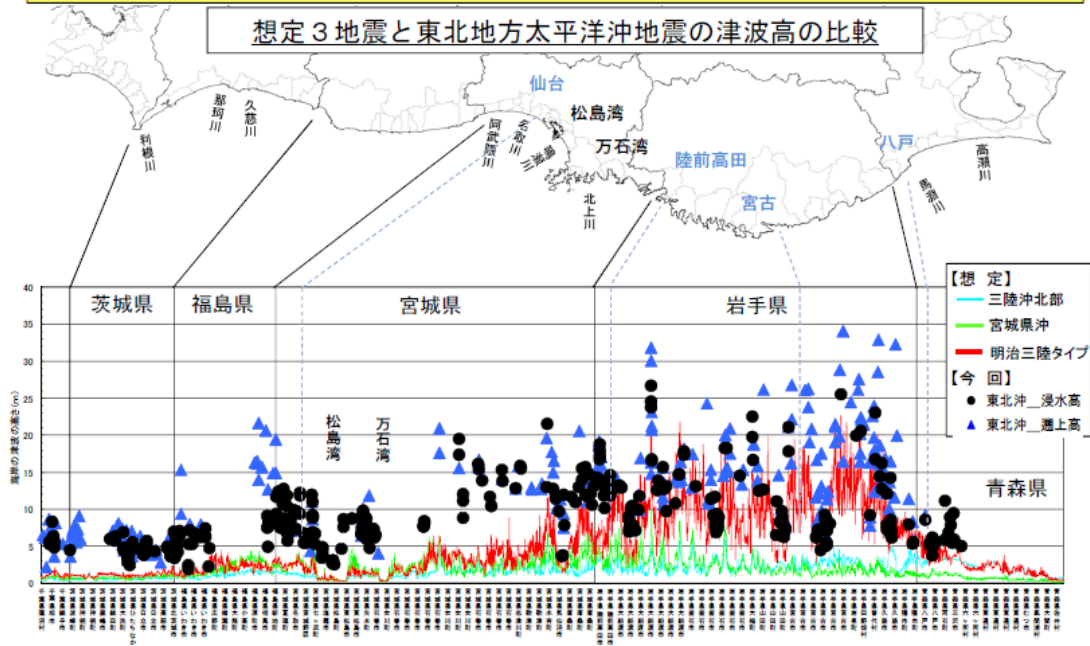
新潟大学危機管理本部
危機管理室 田村圭子





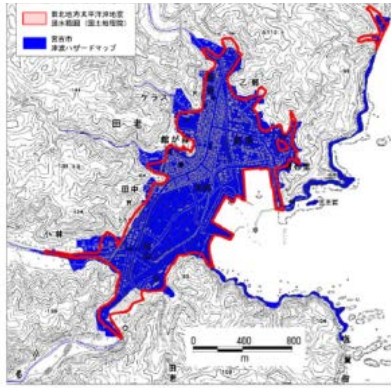
マグニチュードは理科年表による

浸水範囲と痕跡 被害想定と今回の津波の浸水高、遡上高の比較

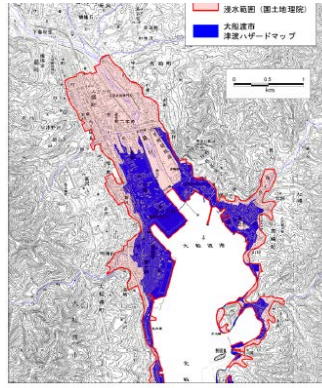


(出典)・想定3地震の津波高、日本海溝・千島海溝周辺型地震対策に関する専門調査会想定結果
 ・2011年東北地方太平洋沖地震浸水高、遡上高:「東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループ」による速報値(2011年5月9日)、注:使用データは海岸から200m以内で信頼度A(信頼度大なるもの、痕跡明確にして、測量誤差最も小なるもの)を使用。

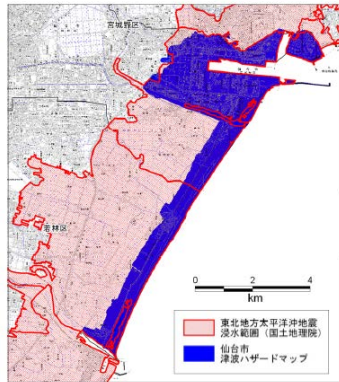
浸水範囲とハザードマップの比較



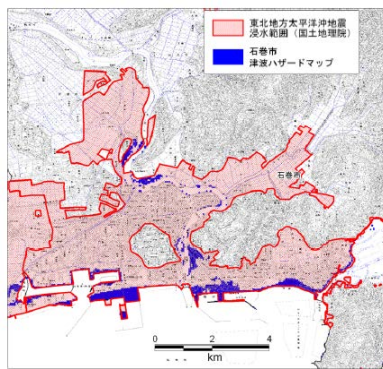
宮古市



大船渡市

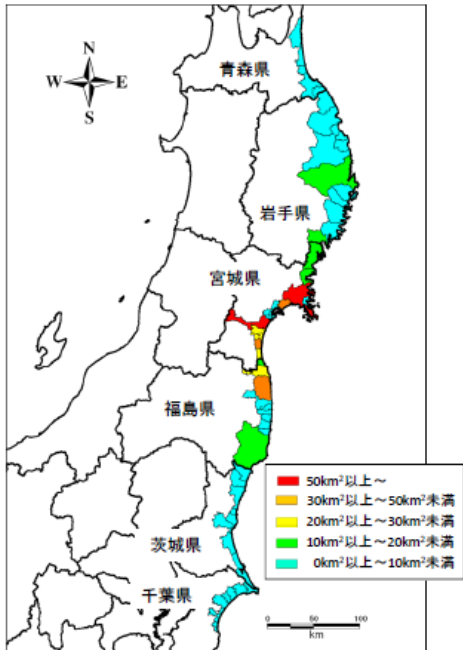


仙台市



石巻市

浸水範囲と痕跡 各市町村の浸水面積

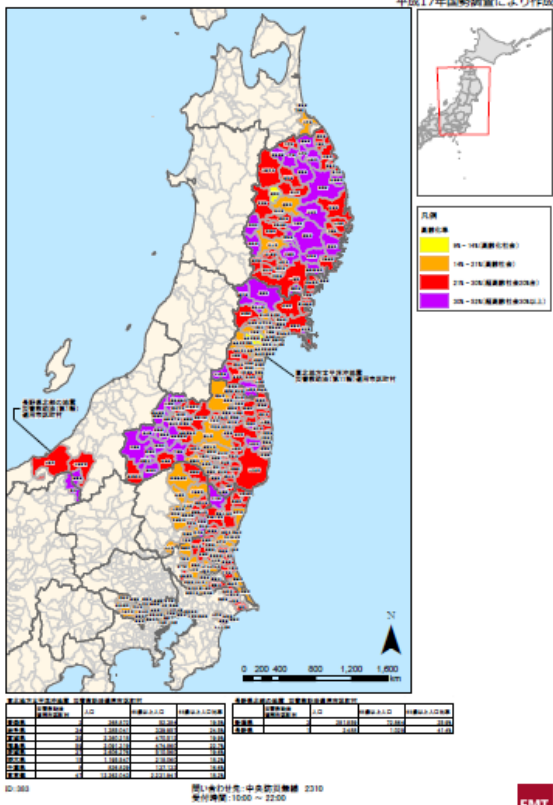


県	市区町村	市区町面積 (km ²)	浸水面積 (km ²)	県	市区町村	市区町面積 (km ²)	浸水面積 (km ²)
青森県	八戸市	844	24	福島県	郡山市	2,456	112
	六ヶ所村	253	5		相馬市	46	11
	三沢市	120	6		南相馬市	198	29
	おいらせ町	72	3		浪江町	399	39
	八戸市	308	9		湯川町	223	8
岩手県	大船渡市	94	0.5	双葉町	51	3	
	宮古市	4,848	88	大船町	78	3	
	滝野町	302	1	富岡町	68	1	
	久慈市	823	4	楳原町	103	3	
	野田村	81	2	広野町	58	2	
	曹田村	70	1	いわき市	1,231	19	
	田野畑村	156	1	いわき市	1,444	23	
	宮古市	993	1	茨城県	北茨城市	187	3
	宮古市	1,260	10		大洗町	194	1
	山田町	263	5		日立市	228	4
大船町	201	4	東海村		37	3	
釜石市	441	7	ひたちなか市		99	3	
宮城県	大船渡市	323	8	水戸市	217	1	
	陸前高田市	232	13	大洗町	23	2	
	仙台市	2,003	327	餅田市	208	2	
	気仙沼市	333	18	鹿嶋市	106	3	
	南三陸町	164	10	神栖市	147	3	
	石巻市	556	73		689	17	
	女川町	66	3	銚子市	84	1	
	東松島市	102	37	船市	130	3	
	松島町	54	2	鹿野町	102	1	
	利府町	40	0.5	横芝光町	67	1	
千葉県	富津市	18	6	山成町	146	8	
	七ヶ浜町	13	5	九十九里町	24	2	
	多摩城市	20	6	大網白里町	58	0.9	
	富津野区	98	20	白子町	27	1	
	富津区	40	29	長生村	28	1	
	市原市	229	3	一宮町	23	1	
	船橋市	100	27				
	船橋市	81	29	合計*	12,382	661	
	五原町	73	35				
	山元町	64	24				

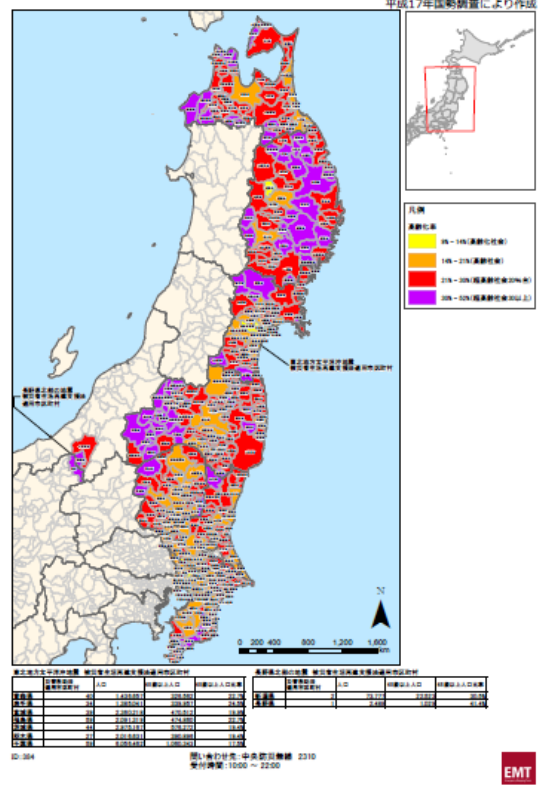
出典：浸水面積：国土院「津波」による浸水範囲の面積（概略値）について（第6報）平成23年4月18日
 ※ 市区町面積及び浸水面積合計は青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の62市区町村

複合災害による「被災地」の広域化

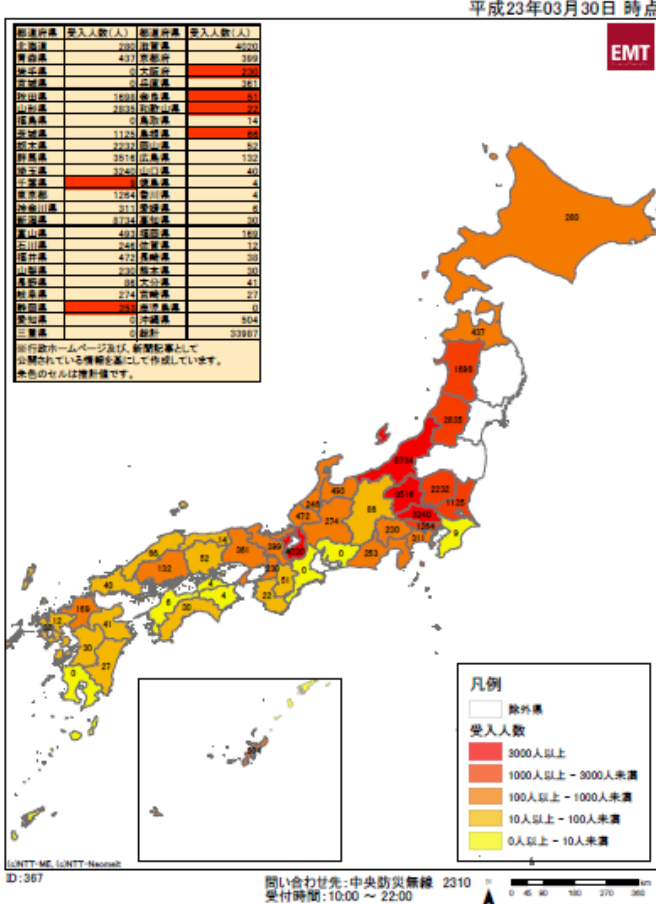
65歳以上人口比率（災害救助法適用市区町村別）



65歳以上人口比率（被災者生活再建支援法適用市区町村別）



避難者受け入れ状況（都道府県別）



全国に散らばる
避難者の実態

事前行動計画の重要性

- 広域に被害が発生すると・・・
 - 組織間連携の枠組みはあるのか
 - 行動開始のトリガーを何に定めるか
 - わが国の災害対応は現象先行型。事実に基づいて対応するである
 - 先を見越した防災
 - 被害の発生を前提とした防災
 - 先を見越した対応による減災

日本型タイムライン式による事前行動計画のイメージ（一部）

タイムラインの構築には、平時から防災機関が調整し、行動計画を定める必要があり、このことが組織間連携にも繋がる。

Timeline	Activity 行動	Emergency Support Function 緊急支援機能（各機関の役割を事前に規程）																											
		予報・警報		ESF#4 水防・消防活動				ESF#2 交通輸送				ESF#5 危機管理		ESF#3 社会基盤		ESF#6 避難・住民支援													
		気象台	国河川管理者	県河川管理者	水防管理団体	地方整備局	県河川	市町村	水防団	道路管理者	海上保安庁	港湾管理者	警察	鉄道事業者	輸送業者	地方整備局	県防災	市町村防災	消防本部	地方整備局	地方運輸局	県建設部門	市町村建設担当	市町村防災	消防本部	自衛隊	警察	ボランティア	
基準時間	防災行動	誰が																											
いつ	何を																												
台風の上陸前	120-96 h	台風上陸に備えた準備・調整 避難所の開設準備																											
	72-48 h	専門家・技術助言による連携・ 支援	○																										
	72-48 h	地下鉄運行停止の可能性予告																											
	48 h	避難所の開設																											
	36 h	気象警報の発表 水防警報の発表 指定河川洪水注意報の発表	○																										
	24-36 h	水防団出動 発令 市町村長による避難勧告																											
	24-12 h	地下鉄運行停止、地下街閉鎖																											
	12 h	特別警報の発表 市町村長が高所避難を呼びかけ	○																										
	12 h	高潮によるはん濫発生	○																										
	台風上陸後	6-0 h	水防団、警察、消防の退避勧告																										
+3-12		救助・救護・応急資機材投入																											
+24		排水作業・応急復旧																											

→ わが国の実情に即した、「日本型」の事前行動計画(タイムライン)を試行する。

参考資料

ニュージャージー州 ハリケーン用タイムライン事前行動計画

◆タイムラインとは、防災に関わる組織が連携し、事前調整を図り、ハリケーンに対するそれぞれの役割（ESF）や対応行動を定めたもの。

- (主な要素)
- 何時→
上陸時刻±HOUR
- 誰が→
機関または組織
- 何を→
防災行動

TIME LINE <small>タイムライン</small>	ACTIVITY <small>(防災行動)</small>	ESF <small>(緊急支援機能)</small>
H-120 (上陸120時間前)	各機関の防災行動レベルを2へ	ALL ESF
H-96	避難所の計画と準備	ESF #6、ESF #7、etc
H-96	住民避難の計画と準備	ESF #6、etc
H-72	州知事による緊急事態宣言	ESF #5 etc
H-48	防災行動レベルを3へ格上げ	ALL ESF
H-48	郡と州の避難所準備	ESF #1、ESF #6
H-36	車による(一方通行)避難の準備	ESF #1、ESF #6
H-36	州知事 避難勧告 発表	ESF #5 etc
H-36	郡と州の避難所開設	ESF #6 etc
H-12	車による(一方通行)避難の開始	ESF #1、ESF #6 etc
H-24	公共輸送機関の停止	ESF #6、ESF #1 etc
H-12	緊急退避	ESF #5 etc
H-0 (0 hour)	警察・消防団は、活動停止、避難	ESF #4、ESF #5 etc

◆州知事は、タイムライン通りに上陸36時間前に避難勧告を発表した。この早めの対応が功を奏す。

3

米国の緊急支援機能(ESF) CODEと関連組織

5/15のESFコードは、国交省系

表 緊急支援機能別(Emergency Support Function)の一覧

ESF CODE	ESF#1	ESF#2	ESF#3	ESF#4	ESF#5	ESF#6	ESF#7	ESF#8	ESF#9	ESF#10	ESF#11	ESF#12	ESF#13	ESF#14	ESF#15	凡例		
																OO/Coordinator	PA/Primary Agency	SA/Support Agency
行動計画	交通運輸の安全対策	通信・IT/FA	社会福祉・公共事業	消防活動	危機管理(情報・計画)	被災者支援(救済、医療、救援、サービス)	資源管理(ロジスティクス)	医療・公衆衛生	救命・救助	油・危険物処理	農産物	エネルギー	治安・保安	復興(長期的コミュニティ復元) by NDRF	海外関係・広報			
国土安全保障省	SA	OO	SA	OO	OO/PA	OO	OO/PA	SA	OO/PA	PA	SA	SA	SA				OO/PA	
連邦危機管理庁	SA	PA	OO/PA	OO/PA	OO/PA	OO	OO/PA		OO/PA								PA	
国防総省	SA	SA	OO/PA	SA	SA	SA	SA			SA	SA	SA	SA				SA	
国務省	SA		SA		SA	SA		SA	PA	SA	SA	SA	SA				SA	
内務省		SA		SA	SA	SA	SA	SA	PA	SA	SA	SA	SA				SA	
運輸省	OO/PA		SA		SA	SA		SA	SA	SA	SA	SA	SA				SA	
労働省		SA	SA	SA	SA	SA		SA	SA	SA	SA	SA	SA				SA	
エネルギー省	SA	SA	SA	SA	SA	SA	SA	SA	SA	SA	SA	SA	SA				SA	
農務省		SA	SA	OO/PA	SA	SA	SA	SA		SA	OO/PA	SA					SA	
司法省					SA	SA		SA		SA	SA		OO/PA				SA	
財務省									SA				SA				SA	
住宅都市開発省					SA	SA			SA								SA	
沿岸資源管理				SA	SA	SA			PA								SA	
消防庁					SA	SA											SA	
防災工務局			OO/PA		SA	SA	SA										SA	
環境保護庁				SA	SA	SA		SA		OO	SA	SA					SA	
保健社会福祉省			SA		SA	SA		OO/PA	SA	SA	SA	SA					SA	
郵政公社	SA				SA	SA		SA		SA	SA	SA					SA	
連邦資源局	SA	SA	SA		SA	SA	OO/PA	SA			SA	SA					SA	
中小企業庁					SA	SA											SA	
社会福祉局					SA	SA											SA	
オネンゴ川流域開発公社			SA		SA	SA							SA				SA	
原子力規制委員会			SA		SA	SA							SA	SA			SA	
国立公文書館					SA	SA											SA	
米国防産局								SA	SA								SA	
NASA					SA	SA	SA		SA								SA	
復員軍人省			SA		SA	SA	SA										SA	
人事局					SA	SA	SA										SA	
連邦選管委員会		SA			SA	SA	SA										SA	
国家防衛委員会の災害タスクフォース					SA							SA					SA	
緊急時の危険物サポート					SA							SA					SA	
米国家十字					SA	PA	SA	SA			SA						SA	
方方不明・児童探検センター					SA	SA		SA									SA	
災害ボランティア組織					SA	SA	SA										SA	
アルコールたばこ・銃管理					SA									OO/PA			SA	
警察					SA	SA							SA				SA	
国家警備局					SA	SA											SA	
Corp for National and community service			SA		SA	SA											SA	
非政府組織						SA											SA	
州の動物保護事務局												SA					SA	
州農業協会												SA					SA	

4

地震災害を中心に「局地災害における教訓の蓄積と計画への反映」が実施され、果たすべき業務は明確になってきた



地方都市等における地震対応のガイドライン

	(準備段階)		初動対応 (高震度日中)		応急段階		復旧段階																																																																																																																																																																																																																						
	内は住民等の意識啓発		災害対策本部設置・運営訓練 (代替行政確保)		1~3日後	3日~1週間後	1週間~1か月後(又は数か月後)																																																																																																																																																																																																																						
1. 災害対策本部の組織・運営	庁舎の耐震化、代替施設の確保、災害対策本部設置・運営訓練		災害対策本部設置 (代替行政確保)		本部会議の公開 (代替行政確保)	国・県・市町村等の合同による実施	行政職員のことろのケア																																																																																																																																																																																																																						
2. 通信の確保	衛星携帯電話の確保、住民と連						空 地 対																																																																																																																																																																																																																						
3. 被害情報の収集			【Ⅱ 初動対応(当日中)】		【Ⅴ 復旧対応(1週間~1か月後)】																																																																																																																																																																																																																								
4. 被害情報の伝達			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対策項目</th> <th>執 行</th> <th>活動内容</th> <th>指示したか</th> <th>確認したか</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">1</td> <td rowspan="10">災害対策本部の組織・運営</td> <td>1-1</td> <td>災害対策本部を設置する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>国・県・市町村等</td> </tr> <tr> <td>1-2</td> <td>第1回本部会議を開催する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>国・県・市町村等</td> </tr> <tr> <td>1-3</td> <td>関係機関に災害対策本部会議への出席を要請する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>国・県・市町村等</td> </tr> <tr> <td>1-4</td> <td>災害救助法の適用申請を行う。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>国・県・市町村等</td> </tr> <tr> <td>1-5</td> <td>定数記者会見の実施について、報道機関に要請する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>国・県・市町村等</td> </tr> <tr> <td>1-6</td> <td>広域責任者を要請し、臨時ヘルプ(本部会議の公開/非公開)について、報道機関に要請する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>国・県・市町村等</td> </tr> <tr> <td>1-7</td> <td>代替施設の利用申請を行う。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>国・県・市町村等</td> </tr> <tr> <td>1-8</td> <td>防災行政無線の稼働状況の確認を行う。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>国・県・市町村等</td> </tr> <tr> <td>1-9</td> <td>被災地との通信インフラの状況を確認する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>国・県・市町村等</td> </tr> <tr> <td>1-10</td> <td>罹災情報の収集を行う。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>国・県・市町村等</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">2</td> <td rowspan="10">通信の確保</td> <td>2-1</td> <td>罹災情報が伝達している高齢者への通信手段の確保を要請する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>国・県・市町村等</td> </tr> <tr> <td>2-2</td> <td>通信障害が発生した場合は、災害時優先電話や防災行政無線、衛星通信、アマチュア無線等、代替通信手段を確保する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>国・県・市町村等</td> </tr> <tr> <td>2-3</td> <td>罹災情報の収集を行う。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>国・県・市町村等</td> </tr> <tr> <td>2-4</td> <td>避難所等の公共土木施設の被害状況に関する情報を収集する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>国・県・市町村等</td> </tr> <tr> <td>2-5</td> <td>被害状況を事前に、定期的に都道府県に報告する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>国・県・市町村等</td> </tr> <tr> <td>2-6</td> <td>充実庁から、余震に関する情報を入手する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>国・県・市町村等</td> </tr> <tr> <td>2-7</td> <td>ヘリコプターの派遣要請を行う。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>国・県・市町村等</td> </tr> <tr> <td>2-8</td> <td>市有施設(防災拠点・指定避難場所)の状況把握を行う。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>国・県・市町村等</td> </tr> <tr> <td>2-9</td> <td>社会福祉施設等における被害状況、要介護者の安全確認及び受け入れの可否について把握する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>国・県・市町村等</td> </tr> <tr> <td>2-10</td> <td>危険物施設における被害状況把握を行う。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>国・県・市町村等</td> </tr> <tr> <td>2-11</td> <td>市営(道新・河川・砂防)施設の被害状況を把握する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>国・県・市町村等</td> </tr> </tbody> </table>		項目	対策項目	執 行	活動内容	指示したか	確認したか	備 考	1	災害対策本部の組織・運営	1-1	災害対策本部を設置する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等	1-2	第1回本部会議を開催する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等	1-3	関係機関に災害対策本部会議への出席を要請する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等	1-4	災害救助法の適用申請を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等	1-5	定数記者会見の実施について、報道機関に要請する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等	1-6	広域責任者を要請し、臨時ヘルプ(本部会議の公開/非公開)について、報道機関に要請する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等	1-7	代替施設の利用申請を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等	1-8	防災行政無線の稼働状況の確認を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等	1-9	被災地との通信インフラの状況を確認する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等	1-10	罹災情報の収集を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等	2	通信の確保	2-1	罹災情報が伝達している高齢者への通信手段の確保を要請する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等	2-2	通信障害が発生した場合は、災害時優先電話や防災行政無線、衛星通信、アマチュア無線等、代替通信手段を確保する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等	2-3	罹災情報の収集を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等	2-4	避難所等の公共土木施設の被害状況に関する情報を収集する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等	2-5	被害状況を事前に、定期的に都道府県に報告する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等	2-6	充実庁から、余震に関する情報を入手する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等	2-7	ヘリコプターの派遣要請を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等	2-8	市有施設(防災拠点・指定避難場所)の状況把握を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等	2-9	社会福祉施設等における被害状況、要介護者の安全確認及び受け入れの可否について把握する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等	2-10	危険物施設における被害状況把握を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等	2-11	市営(道新・河川・砂防)施設の被害状況を把握する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対策項目</th> <th>執 行</th> <th>活動内容</th> <th>指示したか</th> <th>確認したか</th> <th>情報の入手元や伝達先等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">8</td> <td rowspan="5">避難所等、被災者の生活対策</td> <td>8-33</td> <td>避難所の生活環境について、関係機関で情報共有の上、解決策を検討する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>都道府県、防災関係機関、住民、NPO/ボランティア</td> </tr> <tr> <td>8-34</td> <td>避難者数の減少に応じて、避難所の統廃合、閉鎖を行う。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>都道府県、防災関係機関、学校</td> </tr> <tr> <td>8-35</td> <td>必要に応じて、被災者の要望の調査を行う。個別の要望調査が実施に行われていない場合は要請し、適切に実施されるようにする。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>都道府県、NPO/ボランティア</td> </tr> <tr> <td>8-36</td> <td>避難中の自宅周辺等の治安や、震災に発生した犯罪等に関する情報の収集・提供を行う。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>警察</td> </tr> <tr> <td>8-37</td> <td>被災者支援センターを併用し、被災者の健康に備えや直撃等がないか確認のうえ、必要と思われる被災者支援の情報を被災者に提供する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>住民</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">9</td> <td rowspan="2">特別な配慮が必要な人への対策</td> <td>9-16</td> <td>学校の児童生徒の「ことろのケア」のため、カウンセラー派遣等について学校と連携して実施する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>都道府県、学校、医療機関</td> </tr> <tr> <td>9-17</td> <td>被災者支援センターを併用し、被災者の健康に備えや直撃等がないか確認のうえ、必要と思われる被災者支援の情報を被災者に提供する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>住民</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">14</td> <td rowspan="2">被害認定結果、罹災証明の発行</td> <td>14-4</td> <td>被害認定結果を要請する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>住民</td> </tr> <tr> <td>14-5</td> <td>罹災証明の発行手続について広報する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>住民</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">15</td> <td rowspan="3">仮設住宅</td> <td>15-8</td> <td>仮設住宅を要請する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>建設委員会、プレハブ協会</td> </tr> <tr> <td>15-9</td> <td>仮設住宅に入居を希望する人のうち、配慮が必要な人の配慮内容、人数を確認する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>防災関係機関、住民、NPO/ボランティア</td> </tr> <tr> <td>15-10</td> <td>住宅の応急修繕について、制度を周知し、交付金等を要請して実施する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>住民</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">16</td> <td rowspan="4">生活再建支援</td> <td>16-11</td> <td>住民が自ら実施した「みなし仮設」の対応方針について検討し、条件等を住民及び関係機関に要請する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>住民、不動産業者および協会</td> </tr> <tr> <td>16-3</td> <td>都道府県において被災者生活再建支援会の発足の公表後、交付条件等について要請に要請する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>都道府県</td> </tr> <tr> <td>16-4</td> <td>被災企業等の借入金返還に関する貸付等の特別措置について、近隣の金融機関等に要請する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>金融機関</td> </tr> <tr> <td>16-5</td> <td>事業再開のための相談窓口等を要請し、税理士・弁護士等の専門家による支援を確保しながら、事業再開のための相談を実施する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>税理士、弁護士等</td> </tr> </tbody> </table>				項目	対策項目	執 行	活動内容	指示したか	確認したか	情報の入手元や伝達先等	8	避難所等、被災者の生活対策	8-33	避難所の生活環境について、関係機関で情報共有の上、解決策を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	都道府県、防災関係機関、住民、NPO/ボランティア	8-34	避難者数の減少に応じて、避難所の統廃合、閉鎖を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	都道府県、防災関係機関、学校	8-35	必要に応じて、被災者の要望の調査を行う。個別の要望調査が実施に行われていない場合は要請し、適切に実施されるようにする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	都道府県、NPO/ボランティア	8-36	避難中の自宅周辺等の治安や、震災に発生した犯罪等に関する情報の収集・提供を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	警察	8-37	被災者支援センターを併用し、被災者の健康に備えや直撃等がないか確認のうえ、必要と思われる被災者支援の情報を被災者に提供する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民	9	特別な配慮が必要な人への対策	9-16	学校の児童生徒の「ことろのケア」のため、カウンセラー派遣等について学校と連携して実施する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	都道府県、学校、医療機関	9-17	被災者支援センターを併用し、被災者の健康に備えや直撃等がないか確認のうえ、必要と思われる被災者支援の情報を被災者に提供する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民	14	被害認定結果、罹災証明の発行	14-4	被害認定結果を要請する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民	14-5	罹災証明の発行手続について広報する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民	15	仮設住宅	15-8	仮設住宅を要請する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設委員会、プレハブ協会	15-9	仮設住宅に入居を希望する人のうち、配慮が必要な人の配慮内容、人数を確認する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	防災関係機関、住民、NPO/ボランティア	15-10	住宅の応急修繕について、制度を周知し、交付金等を要請して実施する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民	16	生活再建支援	16-11	住民が自ら実施した「みなし仮設」の対応方針について検討し、条件等を住民及び関係機関に要請する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民、不動産業者および協会	16-3	都道府県において被災者生活再建支援会の発足の公表後、交付条件等について要請に要請する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	都道府県	16-4	被災企業等の借入金返還に関する貸付等の特別措置について、近隣の金融機関等に要請する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	金融機関	16-5	事業再開のための相談窓口等を要請し、税理士・弁護士等の専門家による支援を確保しながら、事業再開のための相談を実施する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	税理士、弁護士等
項目	対策項目	執 行	活動内容	指示したか	確認したか	備 考																																																																																																																																																																																																																							
1	災害対策本部の組織・運営	1-1	災害対策本部を設置する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等																																																																																																																																																																																																																							
		1-2	第1回本部会議を開催する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等																																																																																																																																																																																																																							
		1-3	関係機関に災害対策本部会議への出席を要請する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等																																																																																																																																																																																																																							
		1-4	災害救助法の適用申請を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等																																																																																																																																																																																																																							
		1-5	定数記者会見の実施について、報道機関に要請する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等																																																																																																																																																																																																																							
		1-6	広域責任者を要請し、臨時ヘルプ(本部会議の公開/非公開)について、報道機関に要請する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等																																																																																																																																																																																																																							
		1-7	代替施設の利用申請を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等																																																																																																																																																																																																																							
		1-8	防災行政無線の稼働状況の確認を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等																																																																																																																																																																																																																							
		1-9	被災地との通信インフラの状況を確認する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等																																																																																																																																																																																																																							
		1-10	罹災情報の収集を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等																																																																																																																																																																																																																							
2	通信の確保	2-1	罹災情報が伝達している高齢者への通信手段の確保を要請する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等																																																																																																																																																																																																																							
		2-2	通信障害が発生した場合は、災害時優先電話や防災行政無線、衛星通信、アマチュア無線等、代替通信手段を確保する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等																																																																																																																																																																																																																							
		2-3	罹災情報の収集を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等																																																																																																																																																																																																																							
		2-4	避難所等の公共土木施設の被害状況に関する情報を収集する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等																																																																																																																																																																																																																							
		2-5	被害状況を事前に、定期的に都道府県に報告する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等																																																																																																																																																																																																																							
		2-6	充実庁から、余震に関する情報を入手する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等																																																																																																																																																																																																																							
		2-7	ヘリコプターの派遣要請を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等																																																																																																																																																																																																																							
		2-8	市有施設(防災拠点・指定避難場所)の状況把握を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等																																																																																																																																																																																																																							
		2-9	社会福祉施設等における被害状況、要介護者の安全確認及び受け入れの可否について把握する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等																																																																																																																																																																																																																							
		2-10	危険物施設における被害状況把握を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等																																																																																																																																																																																																																							
2-11	市営(道新・河川・砂防)施設の被害状況を把握する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国・県・市町村等																																																																																																																																																																																																																									
項目	対策項目	執 行	活動内容	指示したか	確認したか	情報の入手元や伝達先等																																																																																																																																																																																																																							
8	避難所等、被災者の生活対策	8-33	避難所の生活環境について、関係機関で情報共有の上、解決策を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	都道府県、防災関係機関、住民、NPO/ボランティア																																																																																																																																																																																																																							
		8-34	避難者数の減少に応じて、避難所の統廃合、閉鎖を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	都道府県、防災関係機関、学校																																																																																																																																																																																																																							
		8-35	必要に応じて、被災者の要望の調査を行う。個別の要望調査が実施に行われていない場合は要請し、適切に実施されるようにする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	都道府県、NPO/ボランティア																																																																																																																																																																																																																							
		8-36	避難中の自宅周辺等の治安や、震災に発生した犯罪等に関する情報の収集・提供を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	警察																																																																																																																																																																																																																							
		8-37	被災者支援センターを併用し、被災者の健康に備えや直撃等がないか確認のうえ、必要と思われる被災者支援の情報を被災者に提供する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民																																																																																																																																																																																																																							
9	特別な配慮が必要な人への対策	9-16	学校の児童生徒の「ことろのケア」のため、カウンセラー派遣等について学校と連携して実施する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	都道府県、学校、医療機関																																																																																																																																																																																																																							
		9-17	被災者支援センターを併用し、被災者の健康に備えや直撃等がないか確認のうえ、必要と思われる被災者支援の情報を被災者に提供する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民																																																																																																																																																																																																																							
14	被害認定結果、罹災証明の発行	14-4	被害認定結果を要請する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民																																																																																																																																																																																																																							
		14-5	罹災証明の発行手続について広報する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民																																																																																																																																																																																																																							
15	仮設住宅	15-8	仮設住宅を要請する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設委員会、プレハブ協会																																																																																																																																																																																																																							
		15-9	仮設住宅に入居を希望する人のうち、配慮が必要な人の配慮内容、人数を確認する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	防災関係機関、住民、NPO/ボランティア																																																																																																																																																																																																																							
		15-10	住宅の応急修繕について、制度を周知し、交付金等を要請して実施する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民																																																																																																																																																																																																																							
16	生活再建支援	16-11	住民が自ら実施した「みなし仮設」の対応方針について検討し、条件等を住民及び関係機関に要請する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民、不動産業者および協会																																																																																																																																																																																																																							
		16-3	都道府県において被災者生活再建支援会の発足の公表後、交付条件等について要請に要請する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	都道府県																																																																																																																																																																																																																							
		16-4	被災企業等の借入金返還に関する貸付等の特別措置について、近隣の金融機関等に要請する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	金融機関																																																																																																																																																																																																																							
		16-5	事業再開のための相談窓口等を要請し、税理士・弁護士等の専門家による支援を確保しながら、事業再開のための相談を実施する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	税理士、弁護士等																																																																																																																																																																																																																							

平成25年8月
内閣府(防災担当)

都市型災害(阪神・淡路大震災)、広域複合災害(東日本大震災)においては「教訓と経験をはるかに越える事象が顕在化」した



災害対応業務の実現には

行うべき災害対応業務を

- 具体的にどのように実現するのか
- 限定的な資源をいかに配分すべきか
- 業務実施のために必要な情報単位はどのようなものか

既存のガイドライン
(過去の経験と教訓)

項目	別取項目	業務	活動内容	報告	記録	情報の入手先や 伝達先
1	災害対策本部の組織・運営	1-1	災害対策本部を組織する。	〇	〇	関係機関、防災関係機関
		1-2	災害対策本部を解散する。	〇	〇	関係機関、防災関係機関
		1-3	関係機関に災害対策本部設置の依頼を要請する。	〇	〇	関係機関、防災関係機関
		1-4	災害対策本部の運用体制を定める。	〇	〇	関係機関、防災関係機関
		1-5	災害対策本部の役割を定める。	〇	〇	関係機関、防災関係機関
		1-6	災害対策本部の連絡体制を定める。	〇	〇	関係機関、防災関係機関
		1-7	災害対策本部の連絡体制を定める。	〇	〇	関係機関、防災関係機関
2	情報の収集	2-1	関係機関からの情報の収集を行う。	〇	〇	関係機関
		2-2	関係機関からの情報の収集を行う。	〇	〇	関係機関
		2-3	関係機関からの情報の収集を行う。	〇	〇	関係機関
		2-4	関係機関からの情報の収集を行う。	〇	〇	関係機関
		2-5	関係機関からの情報の収集を行う。	〇	〇	関係機関
		2-6	関係機関からの情報の収集を行う。	〇	〇	関係機関
		2-7	関係機関からの情報の収集を行う。	〇	〇	関係機関
3	災害情報の伝達	3-1	関係機関への情報の伝達を行う。	〇	〇	関係機関、防災関係機関、自治体
		3-2	関係機関への情報の伝達を行う。	〇	〇	関係機関、防災関係機関、自治体
		3-3	関係機関への情報の伝達を行う。	〇	〇	関係機関、防災関係機関、自治体
		3-4	関係機関への情報の伝達を行う。	〇	〇	関係機関、防災関係機関、自治体
		3-5	関係機関への情報の伝達を行う。	〇	〇	関係機関、防災関係機関、自治体
		3-6	関係機関への情報の伝達を行う。	〇	〇	関係機関、防災関係機関、自治体
		3-7	関係機関への情報の伝達を行う。	〇	〇	関係機関、防災関係機関、自治体

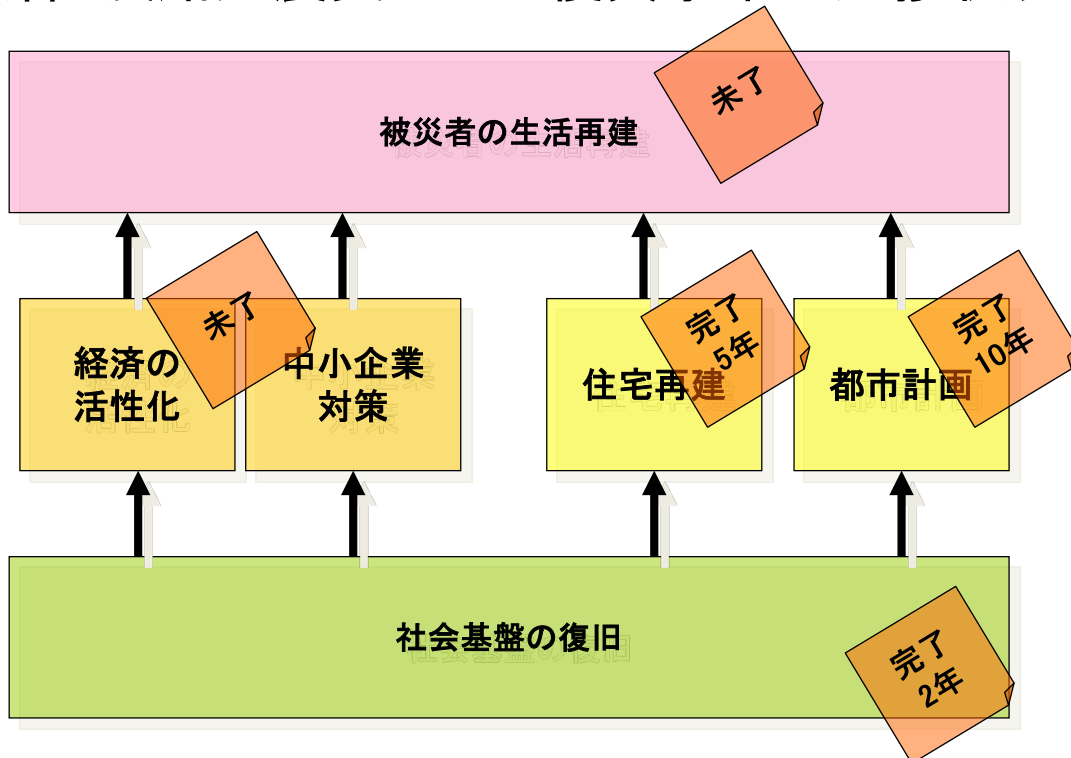
教訓と経験を「業務」「資源」「情報」の3側面から構造解析
現場適用可能な形式に変換する継続的な仕組みが必要

本研究の成果

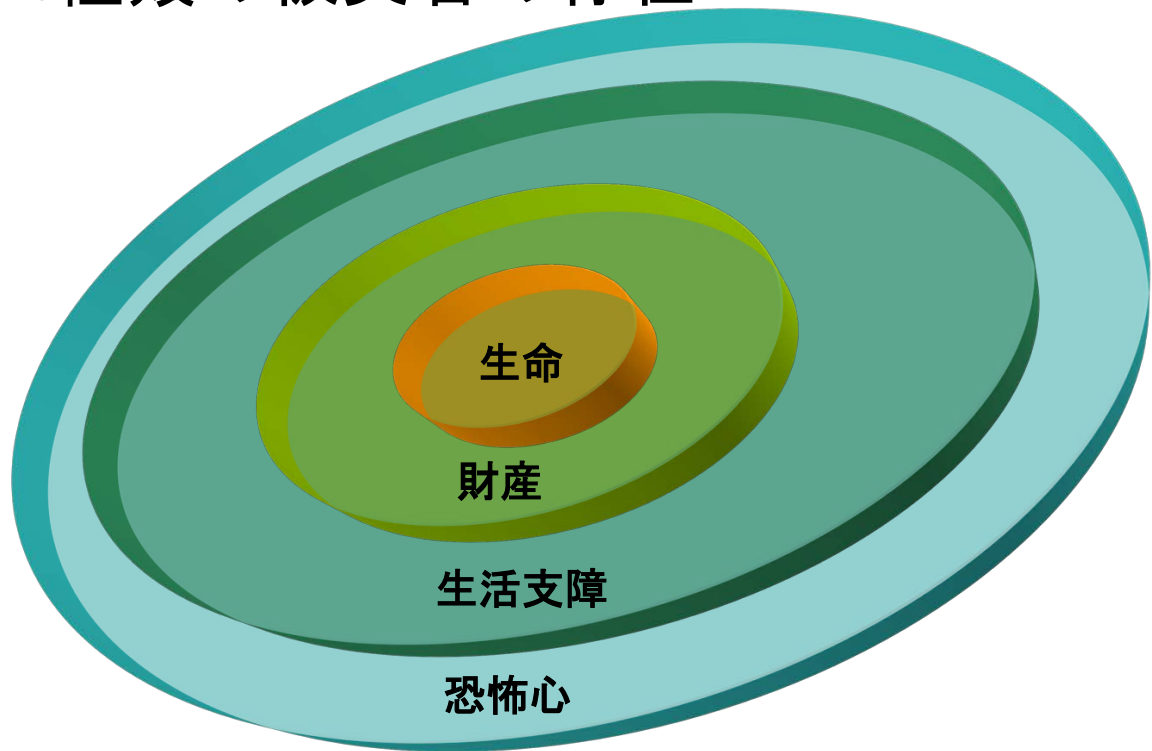
水害・土砂災害といった局地災害については、時間的切迫性が高く、支援が間に合わない時には、被災地内の限られた資源で最善をつくす



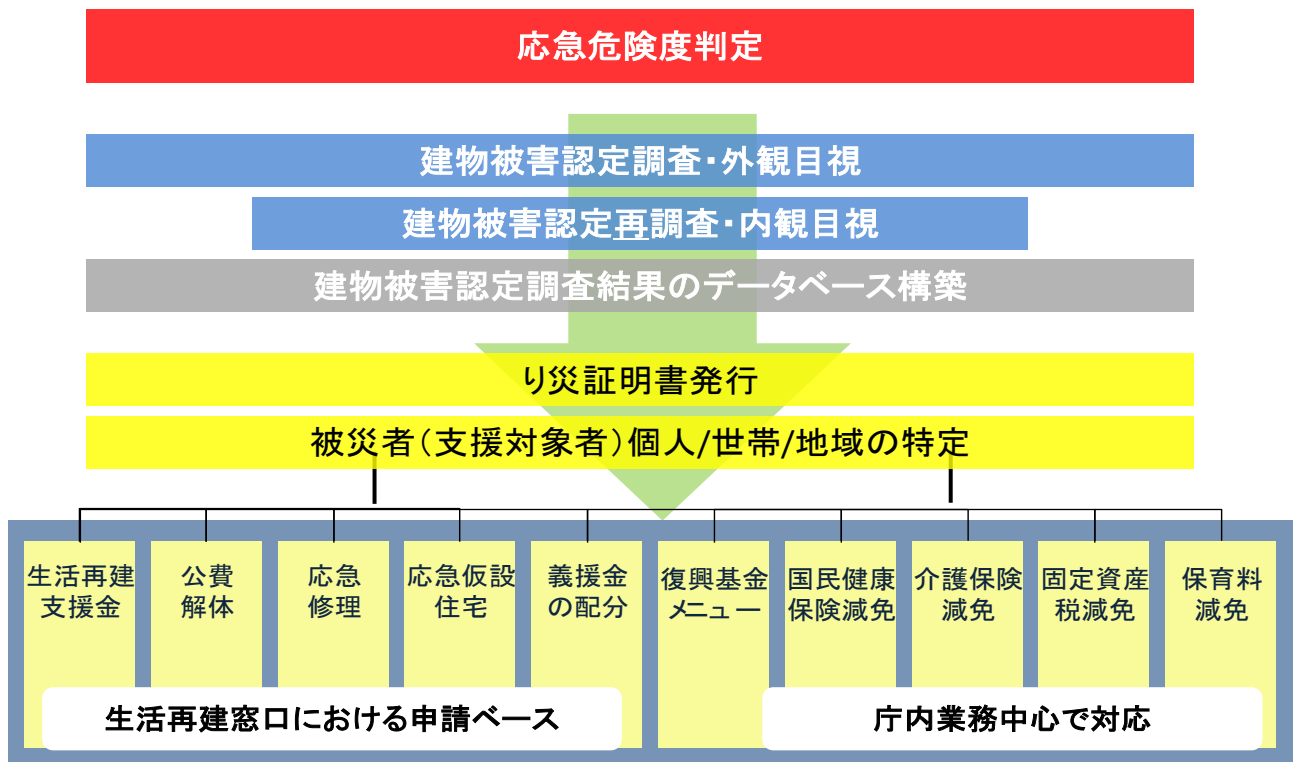
阪神・淡路大震災からの復興事業の進捗状況




4種類の被災者の存在



生活再建支援業務の流れ





1995
阪神・淡路大震災




「生活再建」という新しい復興課題の発見

「被災者の生活再建」の重要性が着目され、復興の3大目標のひとつとなる。被災者支援の根拠としての「り災証明」の公正さが大きな問題となる。「仮設住宅入居者台帳」を活用して神戸市は震災から5年目に仮設住宅を閉鎖できた。


 仮設住宅の問題



 り災証明の問題


 生活再建の問題

システムネットワーク


個人情報の取り扱いの流れ

2004
新潟県中越地震



り災証明発給システム (小千谷市)

市内の全建物の被害認定調査結果とそこにだれが住むかを照合して、迅速に「り災証明」を発給する仕組みを開発した。しかし、生活再建業務がすでに各部署で開始されていて「被災者台帳」としては活用されなかった。

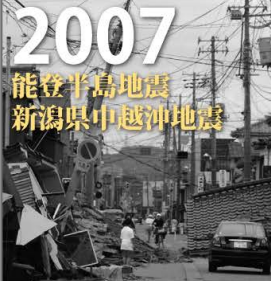


Client/Server

仮設LAN

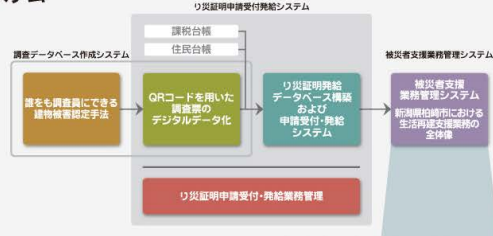
参照権限のある職員のみが住基システムを参照（平常時と同じ仕組みで実施）

2007
能登半島地震
新潟県中越沖地震



生活再建支援システム (柏崎市)

「被災者台帳」を構築する最初の機会として「り災証明」の発給をとらえ、建物被害認定調査の開始時点から、その後2年間で「ひとりの取り残しのない」生活再建の完成まで一貫した被災者の生活再建支援を実現させた。




Client/Server

仮設LAN + 庁内LAN

市民への包括同意、後追いで個人情報審査会で承認

新潟県柏崎市で「ひとりの取り残しのない」生活再建を2年間で実現



自治体様向け

被災者生活再建支援システム

自治体の公正公平で迅速な生活再建支援業務を強力にサポート

過去10年以上に渡り被災地の自治体でり災証明書の発行、被災者台帳作成・管理で利用されてきた「被災者生活再建支援システム」をクラウドサービスとして提供します。本サービスをご利用いただくことで、住民の皆様に公正公平かつ迅速なり災証明書の発行と被災者台帳の構築ができるようになりますと共に、被災者への支援履歴の管理や状況認識の統一など、生活再建支援における業務全体のマネジメントが可能となります。そして、自治体職員の方々の業務軽減に貢献します。

被災者 災害発生 → 被災 → り災証明書取得 → 支援の受給 → 生活再建

自治体

- 応急対応: 防災設備管理 / 被害情報管理
- 支援履歴の管理 / 状況認識の統一、生活再建支援業務全体のマネジメント
- 建物被害認定調査 → 調査結果データ化 → り災証明書発行 → 生活再建支援

生活再建支援業務 4つのボトルネック

- 建物被害調査員を確保できない
- 調査票をデータ化するのが大変
- り災証明書発行に膨大な時間がかかる
- 支援対象者の特定や公正公平な支援が困難

システム・メニュー

- 応急対応: 被災時の住家被害、非住家被害、人的被害などを登録し、一元管理
- 建物被害認定調査: 未経験者も調査可能な簡易調査手法とわかりやすい調査員トレーニングプログラム
- 調査結果登録: 調査結果のデータ化にかかる人件費と時間を大幅軽減
- り災証明書発行: り災証明書申請者の住民、家屋、被害情報を瞬時に特定し、り災証明書を迅速に発行
- 被災者台帳管理: 質の高い被災者台帳により公正公平で効率的な生活再建支援を実現

- 63 -

水害対応支援→知見・ノウハウの蓄積→システムへ反映



システムを活用した東京都区市町村の応援の実現（宇治市）

1) 「台帳を用いた生活再建支援システム」を実装する、2) 宇治市における建物被害認定調査から災証明書発行までの過程について、事前研修・訓練を受けた東京都下の区市町村の職員による応援職員を派遣する。



事前導入自治体ではじめての実災害対応（豊島区）

発生頻度の高い「水害」に対応可能とするためのシステム拡張、マネジメント機能の拡充を実施。都市における局所的な災害に対応。



政令都市における初めての活用（京都市）

「政令市の特徴である、市-区-支所の行政区の存在を勘案し、京都市危機管理室が「被災者台帳を用いた生活再建支援システム」実装の事務局をつとめ、区・支所が実行部隊を努める。



オンライン建物被害認定調査手法の開発（福知山市）

建物被害認定調査の実施、ならびにデータ化を「オンラインで結んで実施する新たな手法」を開発。調査の機材としてタブレット端末を活用。ウェブブラウザの画面上で調査票を表示し、選択式で調査結果を入力できる仕掛け。

取組事例と主な成果

応援職員の活用

調査の質の確保



業務マネジメントの実施

2013: 東京都大島町土砂災害

土砂災害への適用



研修項目の追加(水害、被災者台帳)



2014: 自治体導入研修

研修教材の開発(非木造被災模型)



2013: 東京都・あきる野市合同防災訓練

新たに開発した水害用調査票の特徴

QRコードによるデータ管理。紙面の破損などによるエラーが発生しにくい最適なサイズを採用

用紙サイズはA3両面、調査票管理への配慮から1次調査(表面)と2次調査(裏面)を1シート化

調査に関する基本情報(日時、居住者、建物、外力損傷の有無、浸水の程度、ほか)

判定基準の視覚化

チェック方式による結果記入

建物入りの記入欄。赤色のペンで印をつけた位置から緯度経度情報として自動認識する

判定結果

拡大

判定手順の標準化

判定根拠の数値化

住民からの被害状況の聞き取り内容

- 調査の品質確保の観点から、点検者が調査内容を確認して最終判定結果を記入する欄を設定
- 浸水被害区分と被害認定区分を分けて記録、管理できる

画像は2014年時点のものです。



福知山市における建物被害認定調査・朝ミーティングの様子



福知山市における建物被害認定調査・現地研修の様子(上段)調査データ精査の様子(下段)

基本的な調査

01.オンライン建物被害調査票 表示 - Google Chrome
 webeoc5.mf.nttts.co.jp/eoc7/boards/board.aspx?tableid=69&viewid=480&uvid=1.1

ステップA 調査一般情報 木造
 調査についての概要情報を入力してください。
 調査番号 47519 災害番号: 262010001

調査場所 地区名:

調査日時 2014 年 月 日 時 分 現在日時

居住者氏名 ※姓の間に空白を入れないで入力してください。
 ふりがな ※ひらがなで入力してください。

調査員名 氏名
 氏名
 氏名

建物概要 その他の場合
 階数 その他の場合 階
 主たる居宅の場合

浸水被害
 不在票 日時
 ※不在のため別日に調査が必要
 外力被害 有り
 備考①(所在地)
 備考②(特記事項)

調査に関する備考

<<<< << >> >>>> リフレッシュの無効化 intermidix

01.オンライン建物被害調査票 表示 - Google Chrome
 webeoc5.mf.nttts.co.jp/eoc7/boards/board.aspx?tableid=69&viewid=480&uvid=1.1

ステップB 建物全体の判定(外観目視調査) 木造
 外観を確認し、その調査結果を入力してください。
 ただし回答に「-」のついている選択肢を選んだ場合は、その回答で調査は終了です。ページ下の「保存」ボタンで報告を完了し、調査を終了して下さい。

①地盤や住家に浸水による被害がある?

②層破壊がある?

 (住家の全部、又は、住家の一部の階が全部倒壊している場合は「あり」)

③浸水深は?

③-1 住家に外力損傷(*2)や傾斜がある? ※③が「床上に達していない」の場合

※2水力や土砂等の外力による損傷

④躯体が破壊している?

 (基礎、又は柱/耐力壁の損傷率が75%以上の場合は「あり」)

⑤傾斜がある?

 ・大傾斜あり(1/20以上: 120cmの下振りで6cm以上)
 ・傾斜あり(1/60~1/20未満: 120cmの下振りで2~6cm未満)
 ・傾斜なし(1/60未満: 120cmの下振りで2cm未満)

判定結果 調査終了の場合、判定結果を入力します
 ・浸水被害区分 ステップ2の調査結果の表示

<<<< << >> >>>> リフレッシュの無効化 intermidix

部位判定

01.オンライン建物検査調査票 表示 - Google Chrome
 webec5.mf.nttts.co.jp/eoc7/boards/board.aspx?tableid=69&viewid=480&uvid=1.1.1

ステップC 部位の判定(内部立入調査)
 内部へ立ち入り調査を行い、その調査結果を入力して下さい。

⑥基礎

基礎の詳細

※6.7.5以上の場合は被ばく率75%以上になるため、⑥の躯体被ばく率にチェックして調査を終了する。

※屋根・床それぞれで100%になるように入力

⑦面積率

⑧屋根 主要階

面積率	0%	10%	20%	40%	60%	80%	100%
無被害	0	0	0	0	0	0	0
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	2
程度Ⅱ	0	0	1	2	2	3	4
程度Ⅲ	0	1	2	3	5	6	8
程度Ⅳ	0	1	2	5	7	9	11
程度Ⅴ	0	2	3	6	9	12	15

⑧屋根 ⑧屋根 その他階

intermedix

01.オンライン建物検査調査票 表示 - Google Chrome
 webec5.mf.nttts.co.jp/eoc7/boards/board.aspx?tableid=69&viewid=480&uvid=1.1.1

⑨床

床の詳細

⑩設備

設備の詳細

⑪設備

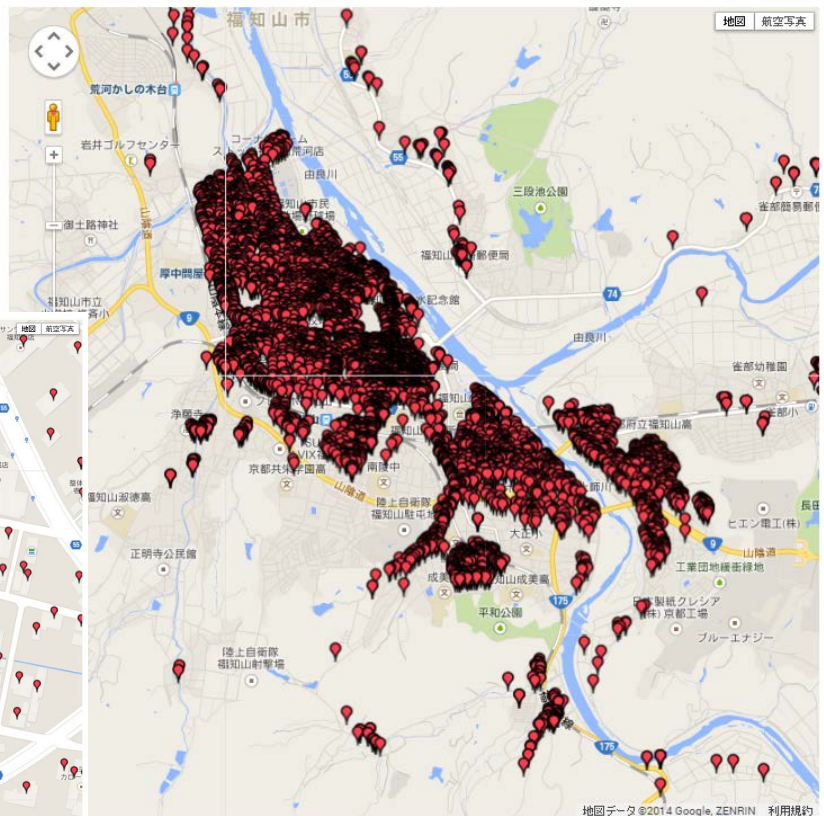
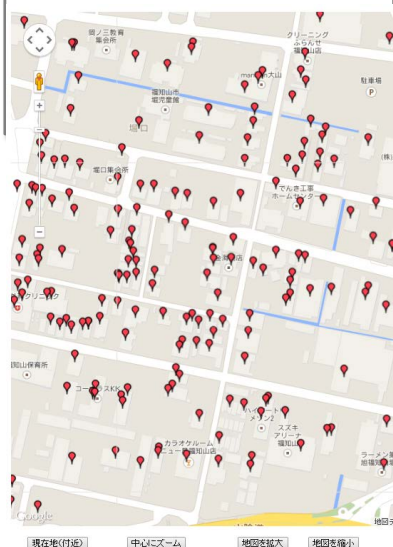
設備の詳細

その他(上記以外の)水回り、ベランダ等4点以内

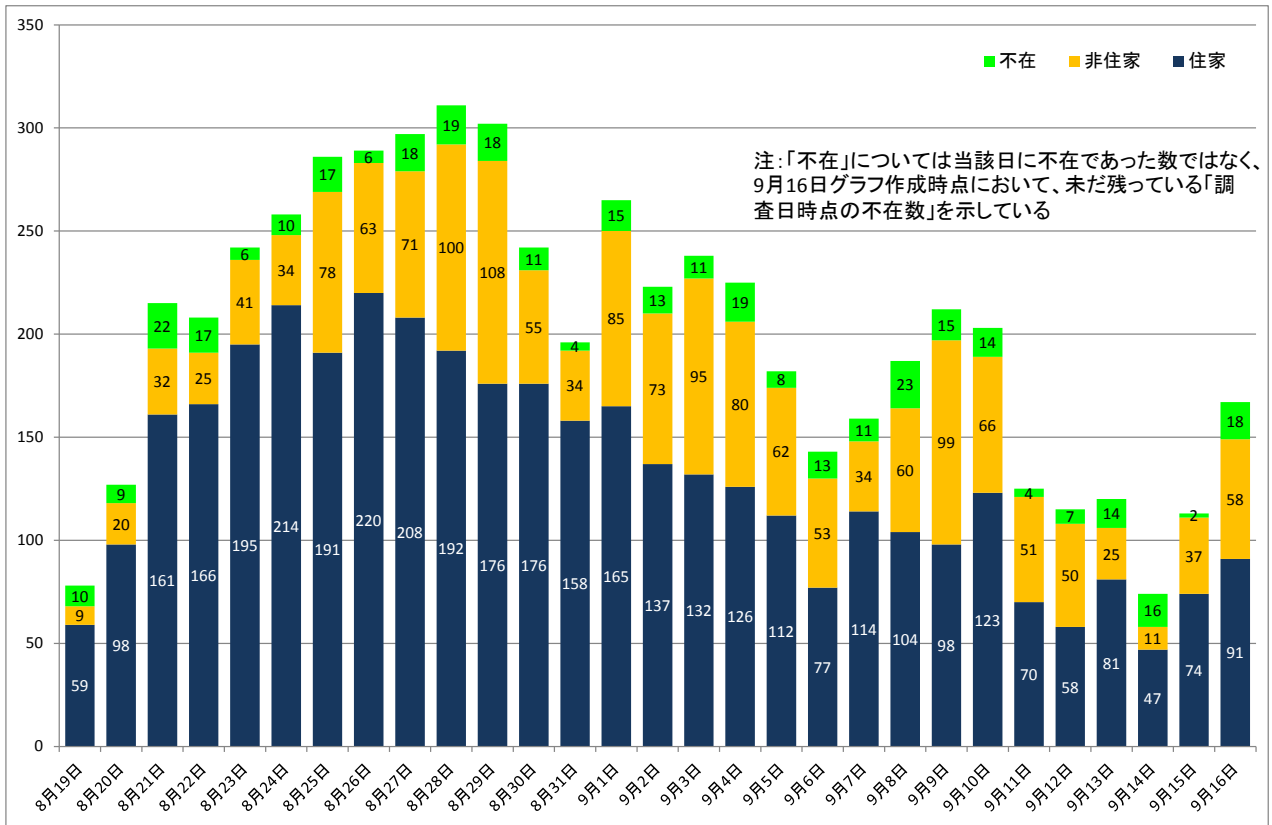
備考

保存 キャンセル 計算

intermedix



建物被害認定調査の進捗



NTT東日本 〇〇市訓練災害 自治体/グループ: 〇〇市/管理者グループ ユーザ: user03

り災証明書発行

新規受付 り災受付番号 67 検索

● 居住者へのり災 ● 所有者へのり災

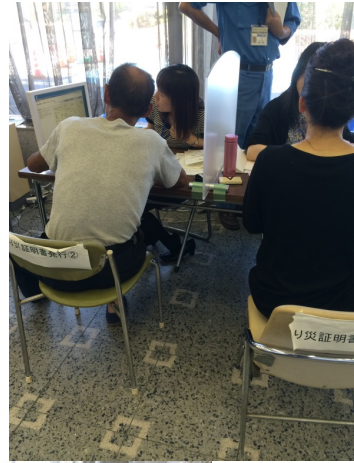
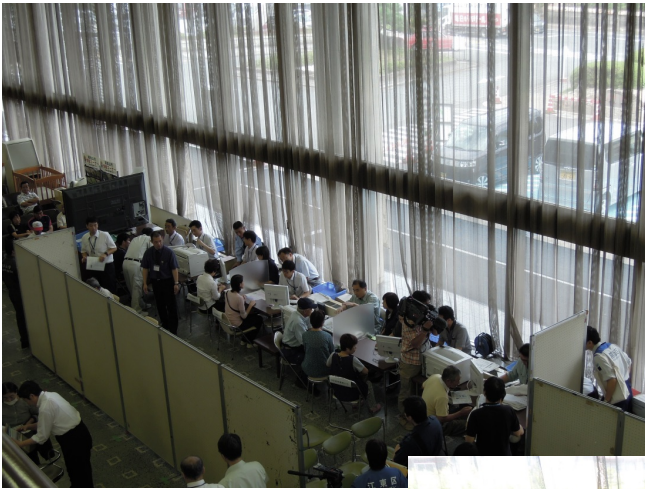
調査票 住民 家屋 地図

調査票番号 36760

検索半径 60m

《住民》			《家屋》			《倒壊・水害被害》			《火災被害》		
住所	世帯主氏名		物件住所	所有者/物件名	物件種別	調査票番号	被害判定	調査概要	調査票番号	被害判定	調査概要
茅ヶ崎527-7	馬生 和重		茅ヶ崎52...	為末 一秀	専用住宅	0036760	一部損壊	住家			
茅ヶ崎527-7	為末 一秀		茅ヶ崎52...	立木 中一郎	専用住宅	0015476	無被害	非住家			
茅ヶ崎527-7	款井 厚径		茅ヶ崎52...	玉手 親温	専用住宅	0036761	大規模半壊	住家			
茅ヶ崎527-7	阿相 時喬		中海岸2...	三藤 真耶	専用住宅	0015475	一部損壊	非住家			
茅ヶ崎527-7	金作 智浄		茅ヶ崎52...	大日 剛十郎	専用住宅	0015469	一部損壊	住家			
茅ヶ崎527-7	為末 一秀		茅ヶ崎52...	為末 一秀	専用住宅	0036760	一部損壊	住家			

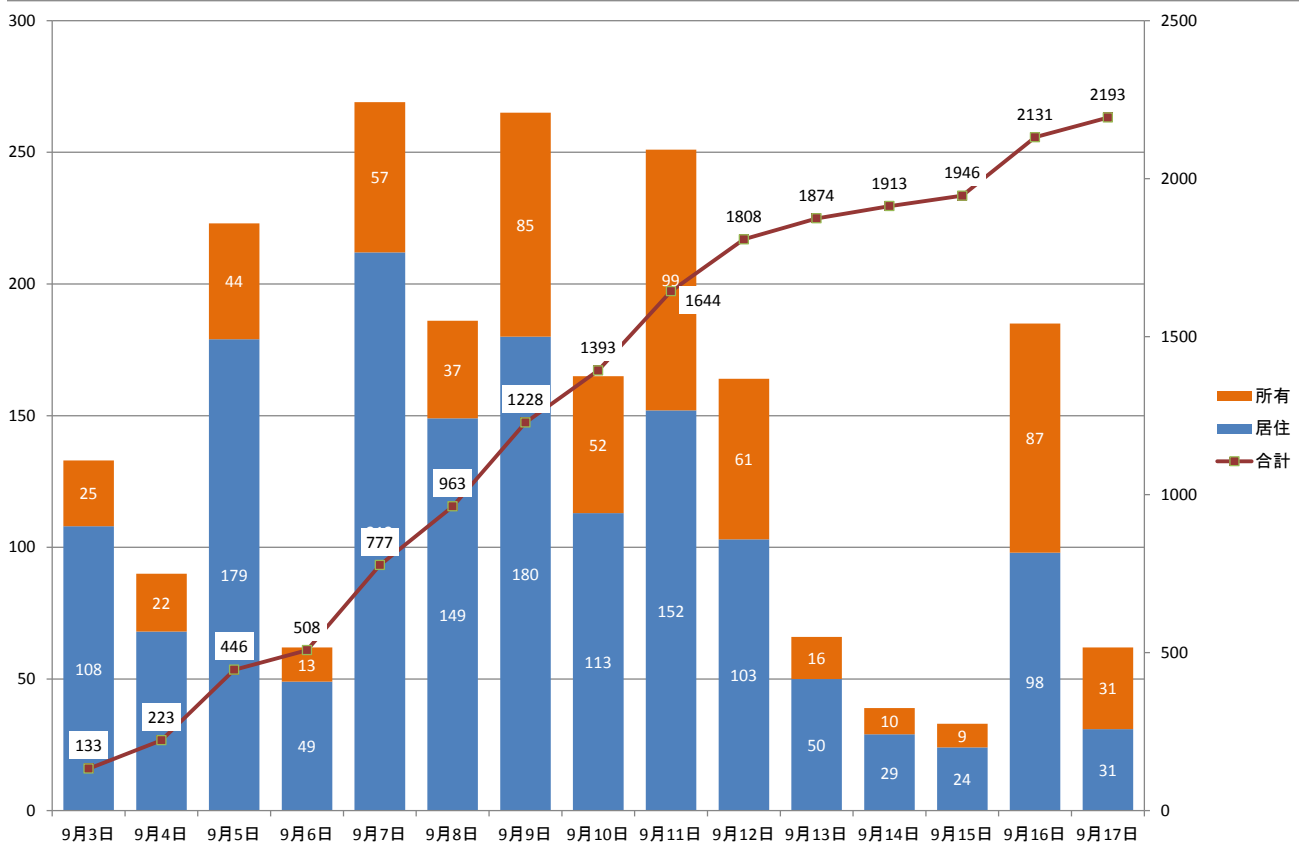
居住者・所有者り災証明確認 最初からやり直す



福知山市における
り災証明書発行の様子



り災証明書発行の進捗状況

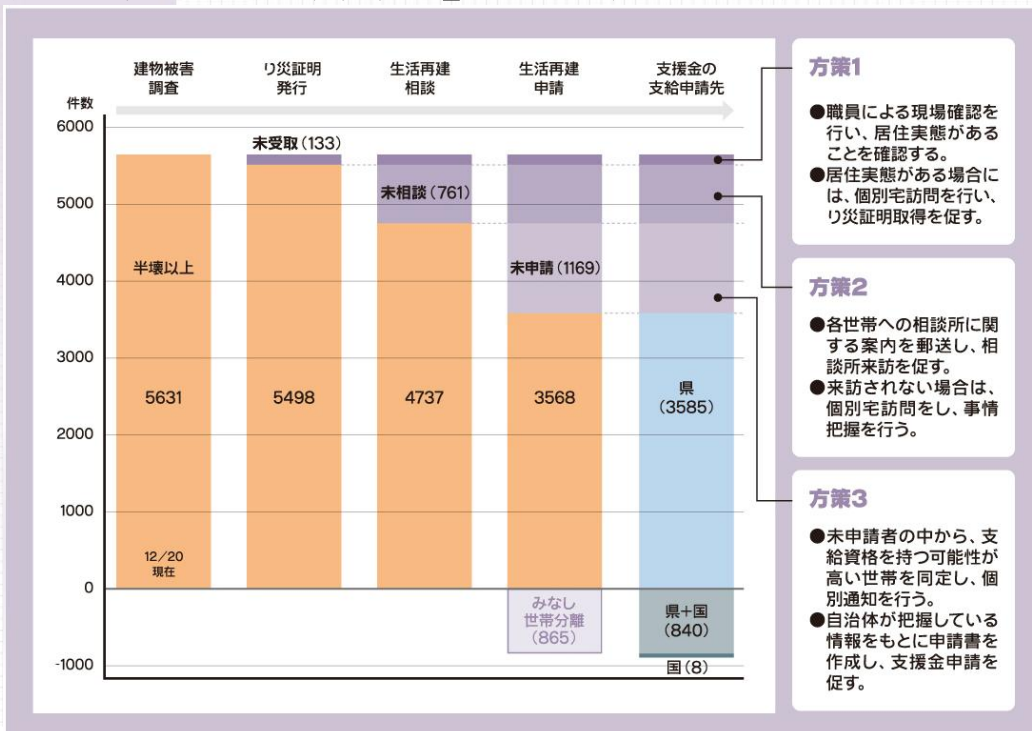


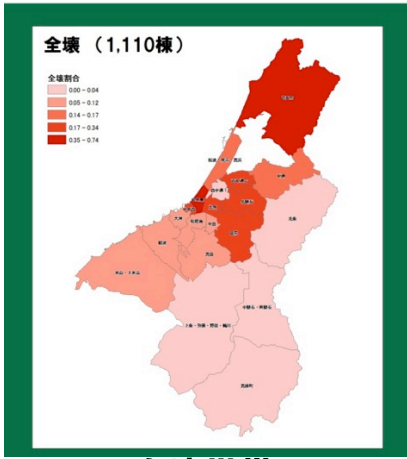


福知山市における支援業務を被災者台帳に登録する様子

“攻めの行政”による“取り残しのない”被災者生活再建支援

「取り残された被災者」へ行政が“攻める”

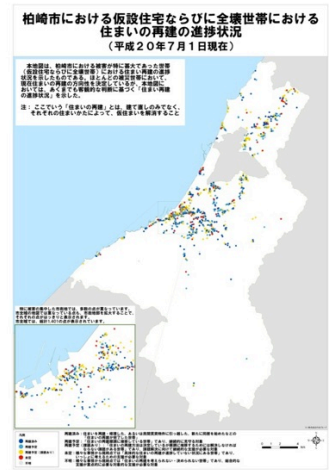




**全壊世帯
見守り→再建**



全庁で取り組む生活再建支援



**仮設住宅入居世帯
建設→入居→見守り→再建→退去**

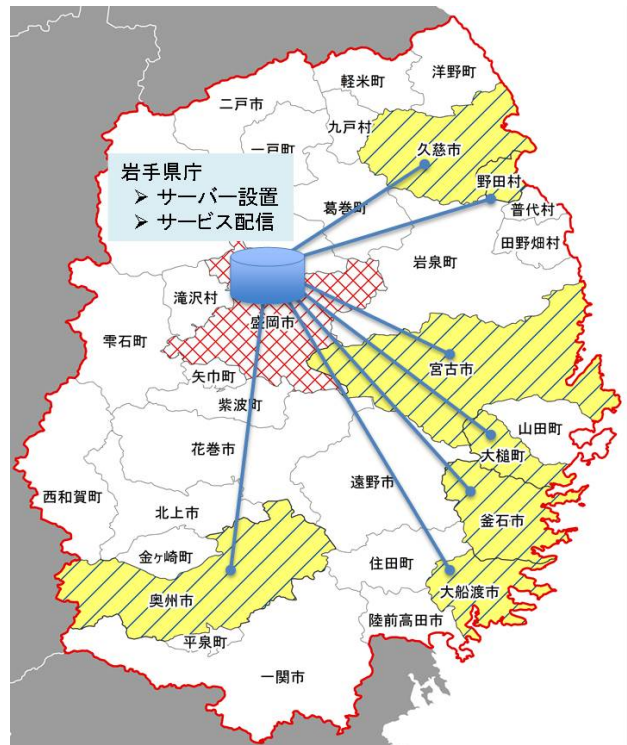
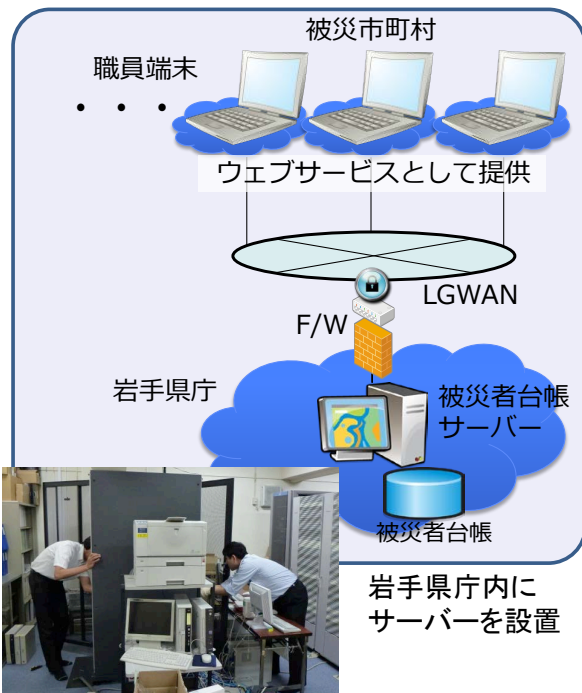


**見守り体制の整備
台帳による状況把握**



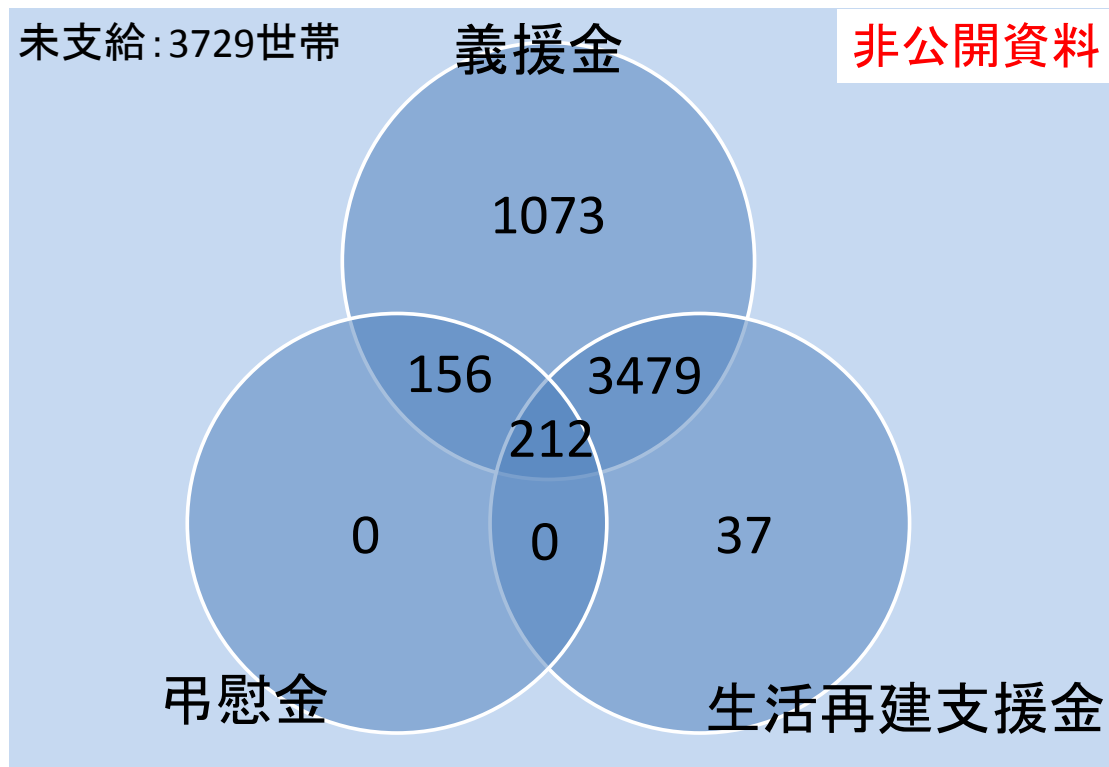
岩手県における被災者生活再建支援システムの実装

- 7つの被災市町村で実装済.
- 被災市町村では職員の端末からウェブブラウザからシステムの利用が可能.

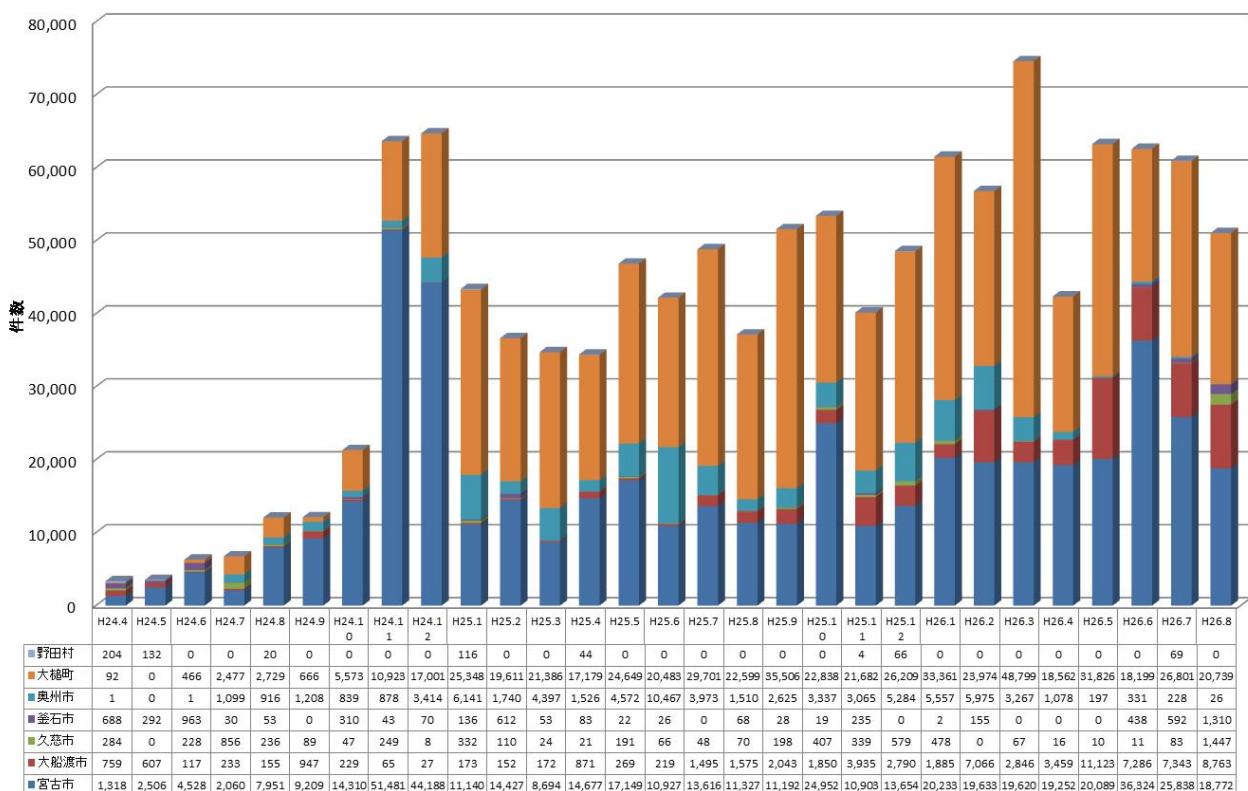


LGWAN:いわて情報ハイウェイ

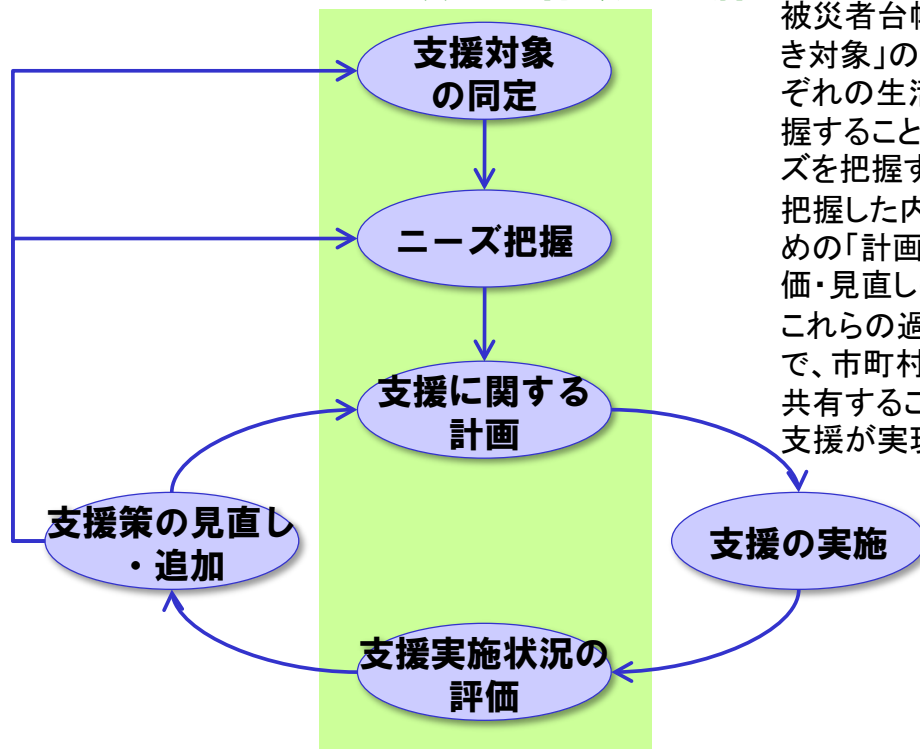
3大被災者再建支援サービスの支給状況 課税免除エリア内における支給済み4,957世帯



被災者台帳システムアクセス状況 (H24.4~H26.8)



被災者台帳を用いた 生活再建支援業務における施策展開（PDCA） “攻めの行政”の肝



被災者台帳をもとに「支援すべき対象」の全体を同定し、それぞれの生活再建支援過程を把握することで、いま必要なニーズを把握する。
把握した内容をもとに支援のための「計画」を策定し、実施・評価・見直しの実施が可能になる。これらの過程を可視化することで、市町村ごと、県での認識を共有することができ、一体的な支援が実現できる

事例紹介1

「高度情報基盤の整備による地域活性化」

川根本町 企画課広報情報室

室長 山田 貴之氏

高度情報基盤の整備による地域活性化

川根本町企画課 山田貴之

川根本町の紹介

大井川の中上流域に位置
面積 496.72km² (県内第3位)

- ・ 南アルプス ユネスコ・エコパーク登録
- ・ 原生自然環境保全地域 (本州唯一)
- ・ 大井川鐵道のS L, アプト式鐵道
- ・ 川根茶 (全国有数の茶産地)

人口 7,749人
世帯数 2,972世帯
高齢化率 44.3% (県内一高い)

2014年10月1日現在



町が抱える課題

- **県下一高い高齢化率**
 - ・ 県内他市町の10年先を進んでいる高齢化
 - ・ 高齢化においては、県下1位の先進地
- **医療体制**
 - ・ 入院できる病院がない
 - ・ 医師の高齢化、専門医不在、後継者不在
- **若者人口の減少**
 - ・ 雇用の場が少ない
- **広大な町域に集落が点在**
 - ・ 行政効率が悪い

※ **課題解決のため、情報通信技術の活用を検討**

情報通信環境（計画策定時）



- **ブロードバンド未整備地域の指定**
 - ・ 全国44市町村の一部地域を指定
 - ・ 東海地域（4県）で指定されている 唯一の自治体
- **超高速インターネット未普及地域**
 - ・ 全国の99.4%の世帯が利用可能
- **民間事業者によるサービス提供が困難な地域**
 - ・ 地形的要因、人口、世帯数
- **同報無線の更新時期**
 - ・ 部品供給停止により戸別受信機は修理不能
 - ・ デジタル化更新は大きな財政負担（約9億円）

※ **都市部、町内地域間でも情報通信環境の格差**

事業構想

1. 町全域を超高速ブロードバンドで整備

(概要)

- 町全域で超高速（30Mbps）インターネットを利用可能に
- 公共施設間（学校を含む出先機関）光ネットワークを構築

(目的)

- ICT利活用で地域の課題（医療、介護、教育他）を解決
- 立ち遅れている情報通信環境を整備
- 電子自治体の推進による効率的な行政運営



役場

光ファイバ

役場施設間のイントラネット構築と高速ネットワークを各世帯へ引き込むことで今後の行政サービス（介護・福祉・医療・教育）の充実を目指す。



役場施設・各世帯

事業構想

2. 同報機能を更新し、新防災システムを構築

(概要)

- 各世帯への告知端末機配備
防災情報・行政情報を全世帯へ一斉に配信
- 同報無線の機能更新
屋外子局の改修、Jアラートとの接続
- 防災情報ステーションの整備

(目的)

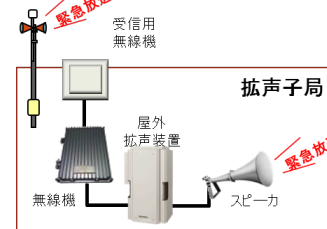
- 各種災害に関する情報の効率的伝達手段の確保
- 同報無線システムのIP化
- 行政情報の配信（防災情報配信以外での有効活用）
- WIFIとの連携による避難後の情報伝達の確保



緊急放送です...



中継基地局



事業着手

➤ 運営事業者の公募

施設運営・サービス提供事業者を公募（プロポーザルの実施）
運営事業者による調査・設計業務

➤ 選定事業者

- 設計業務：中国ブロードバンドサービス株式会社
- 事業運営：東海ブロードバンドサービス株式会社（新規設立）

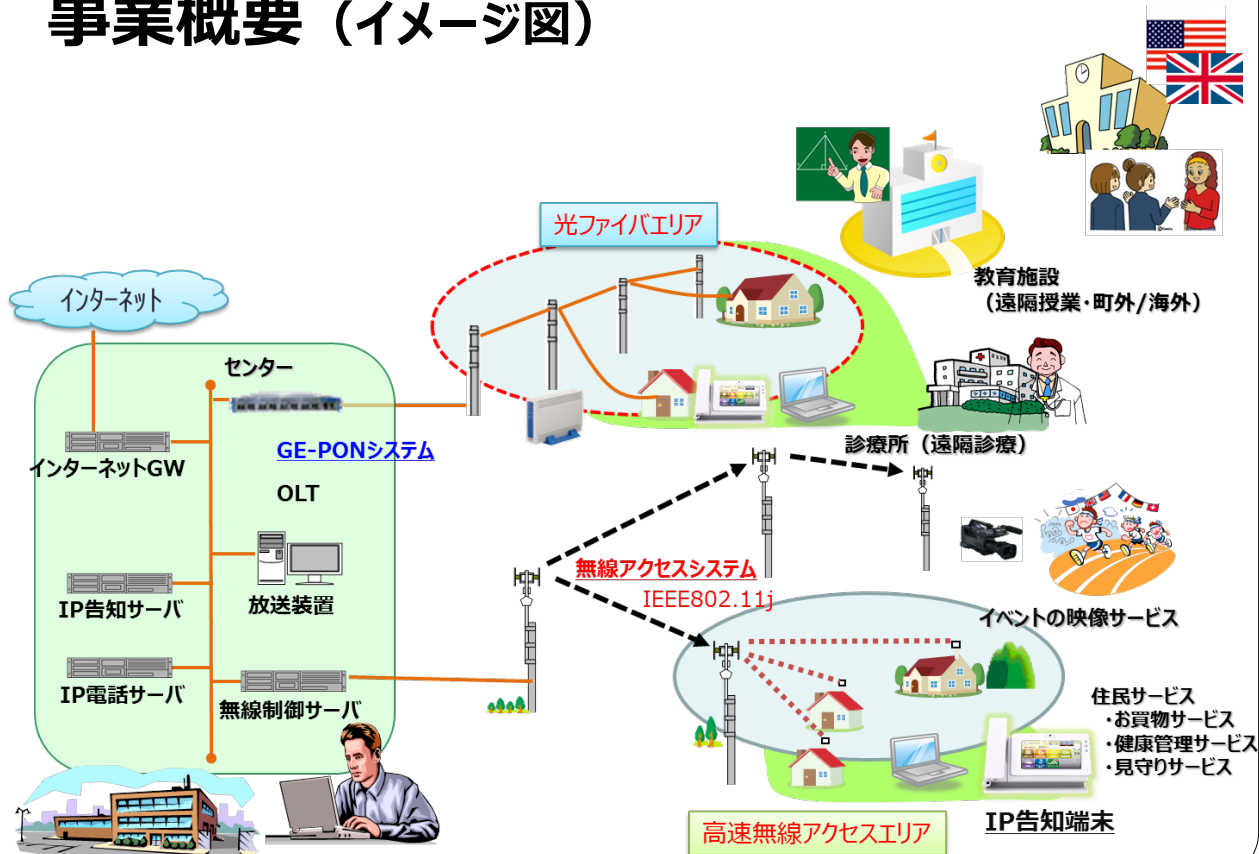
評価したポイント

標準的な価格での超高速インターネットサービスの提供
I P 告知端末機を活用したさまざまな利活用の提案
他地域での運営及び無線接続の実績



※東海ブロードバンドサービス(株)は、本事業を運営するために新たに設立した企業

事業概要（イメージ図）



整備概要（全域で超高速ブロードバンド）

➤ 光ファイバと高速無線システムによるネットワーク整備

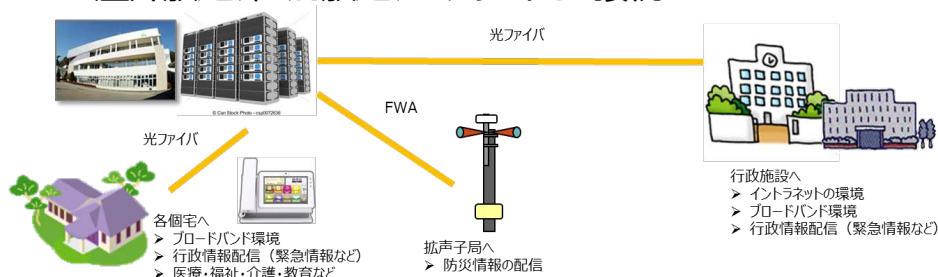
どこでも、誰でも、いつでも「超高速」によるデータの送受信が可能
都市部及び町内地域間における大きな情報通信格差を解消

➤ 公共施設間光ネットワークの構築

電子自治体の推進における効率的な行政運営
高額の民間ネットワーク使用料を大幅に縮減

➤ すべての屋外子局を無線ネットワークで接続

現在の同報無線に代わる新防災システムの構築
屋外放送、戸別放送、Jアラートとの接続



整備概要（IP告知端末機の整備）

➤ 町内全世帯にIP告知端末機を整備

文字・音声・画像・動画による行政情報、防災情報の配信

➤ 町内通話料無料のIP電話（テレビ電話）

顔の見える安心感、福祉・介護や見守りのサポートに

➤ 各世帯からも情報（データ）を発信

双方向性を利用した申込み機能、データの発信機としての利活用



整備事業費

予算確保額 : 18億2,520万円
当初設計額 : 17億2,455万円
落札額 : 12億9,384万円

競争入札により事業費総額が大幅に縮減

交付金・補助金の活用

国 : 情報通信利用環境整備推進交付金
県 : 光ファイバ網整備事業費補助金

自主財源の確保

合併特例債 (充当率 95%)
地域振興基金の利子 (残り 5%)

交付金等を有効に活用し、町の財政負担を軽減

インターネットサービス

東海ブロードバンドサービス株式会社が提供

プロバイダ名 **やませみネット**

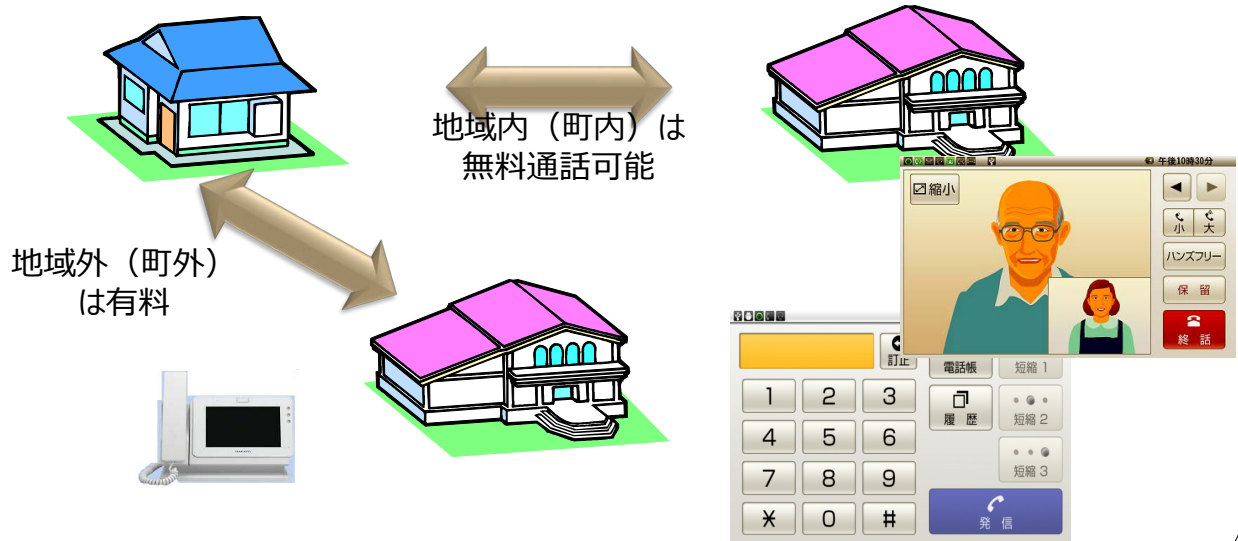
方式	サービス名	課金方法	月額料金(税抜)	備考
有線	光100Mプラン	完全定額制	4,800円	
		従量制	1,200円~6,800円	150MBからは 10Mあたり50円
	光200Mプラン	完全定額制	5,800円	
無線	無線アクセス プラン	完全定額制	4,300円	
		従量制	1,000円~6,300円	150MBからは 10Mあたり50円

川根本町内に本社を置き、**地域密着サービスを提供予定！！**



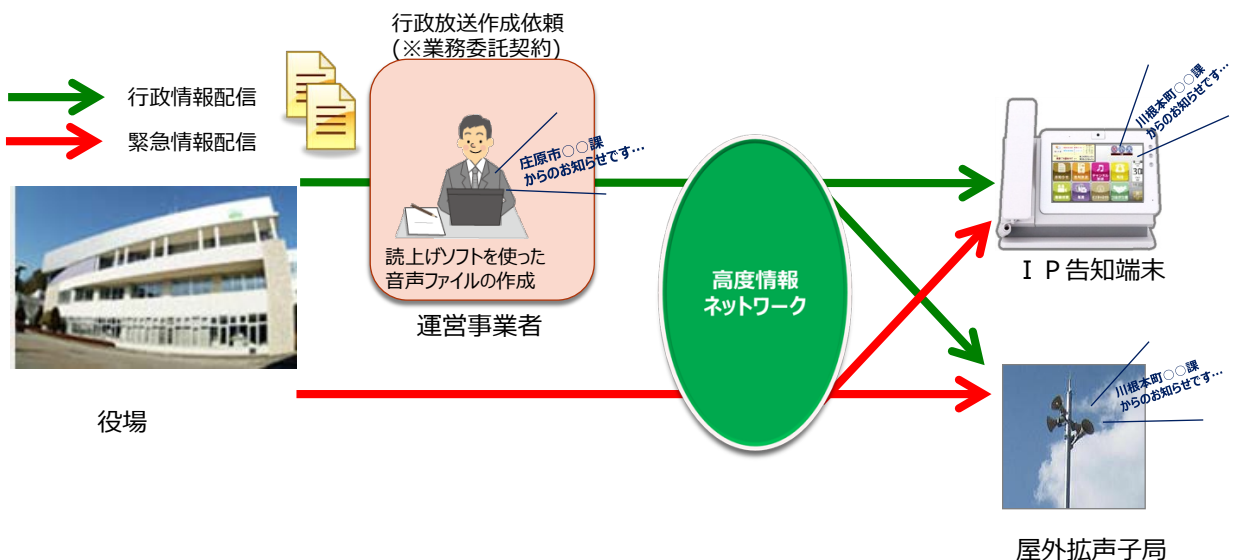
IP電話サービス

- 町内通話完全無料のIP電話サービス
- テレビ電話としての利用可
- 町外へは050IP電話で通話可能（有料）



行政情報・防災情報の配信

- ・ 町からのお知らせや緊急情報を「直ちに」「一斉に」全世帯へ配信
- ・ 高齢者にもわかりやすくするため「文字」「音声」「動画」により伝達



利活用の検討

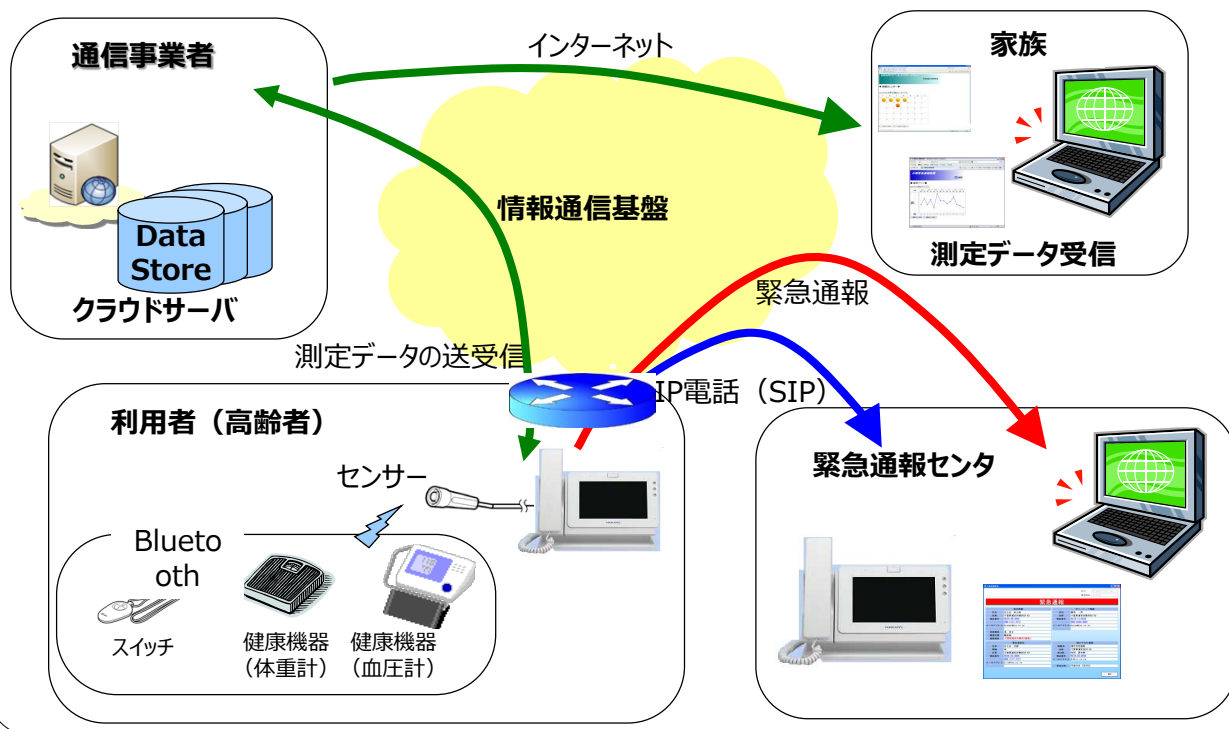
1. バーチャルホスピタル事業の推進
2. 健康管理
3. 安否確認、見守りサポート
4. 洪水予測、農業活用（気象観測）
5. お買物代行
6. 学校間交流（テレビ会議システム）
7. 無線LANスポットの整備
8. 起業家誘致（雇用確保、移住・定住）

1 バーチャル・ホスピタル事業の推進



2 健康管理

告知端末機の双方向性を活用した健康管理クラウドサービス



3 安否確認、見守りサポート

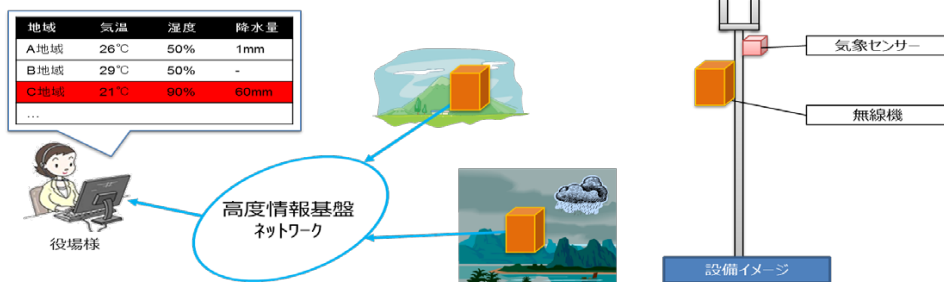
高齢者が安心して暮らせる住環境の整備
告知端末機の活用と町内全域のネットワークを有効に活用



4 洪水予測、農業活用

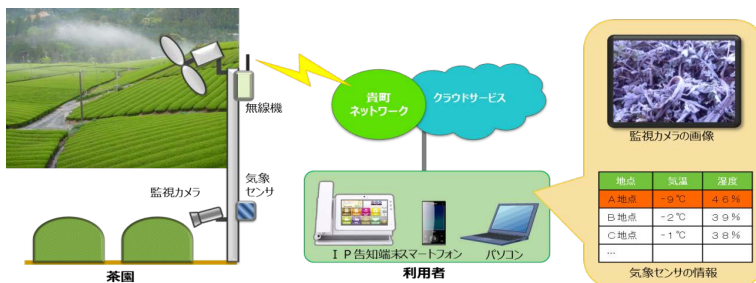
小型気象センサを設置

ピンポイントかつリアルタイムの気象情報を取得、洪水予測などに活用



小型気象センサを設置し、温度・湿度などを測定

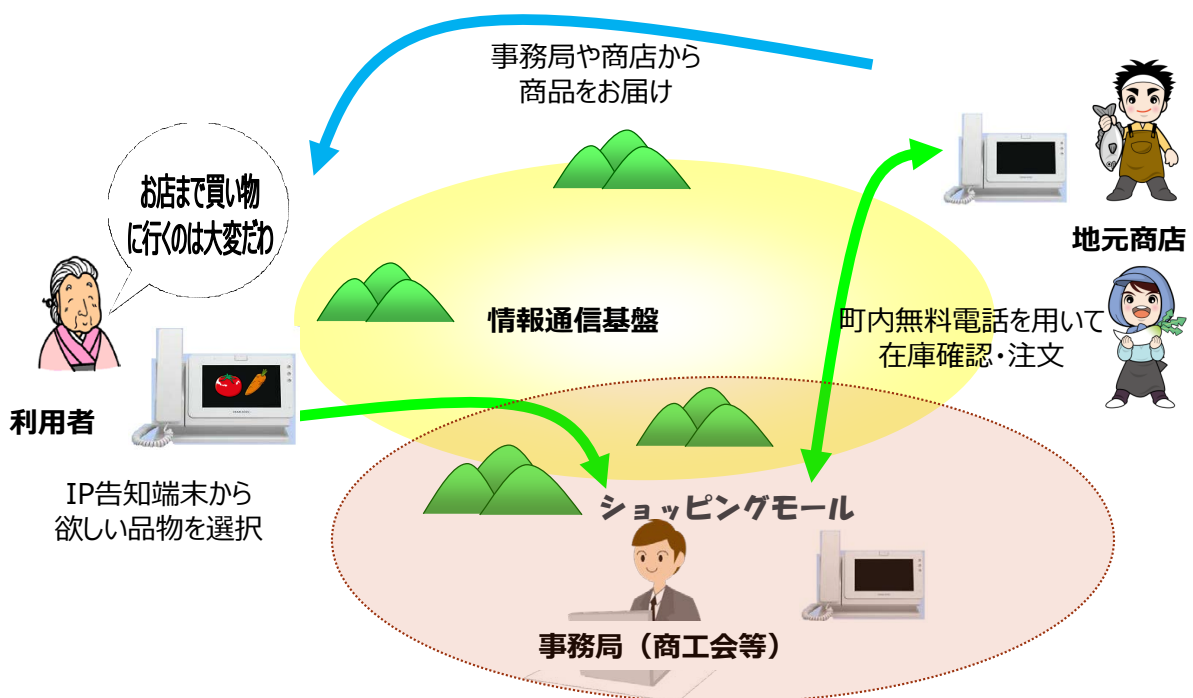
農地に監視カメラを設置、生育状況、気象被害の状況確認、獣害対策にも活用



5 お買物代行

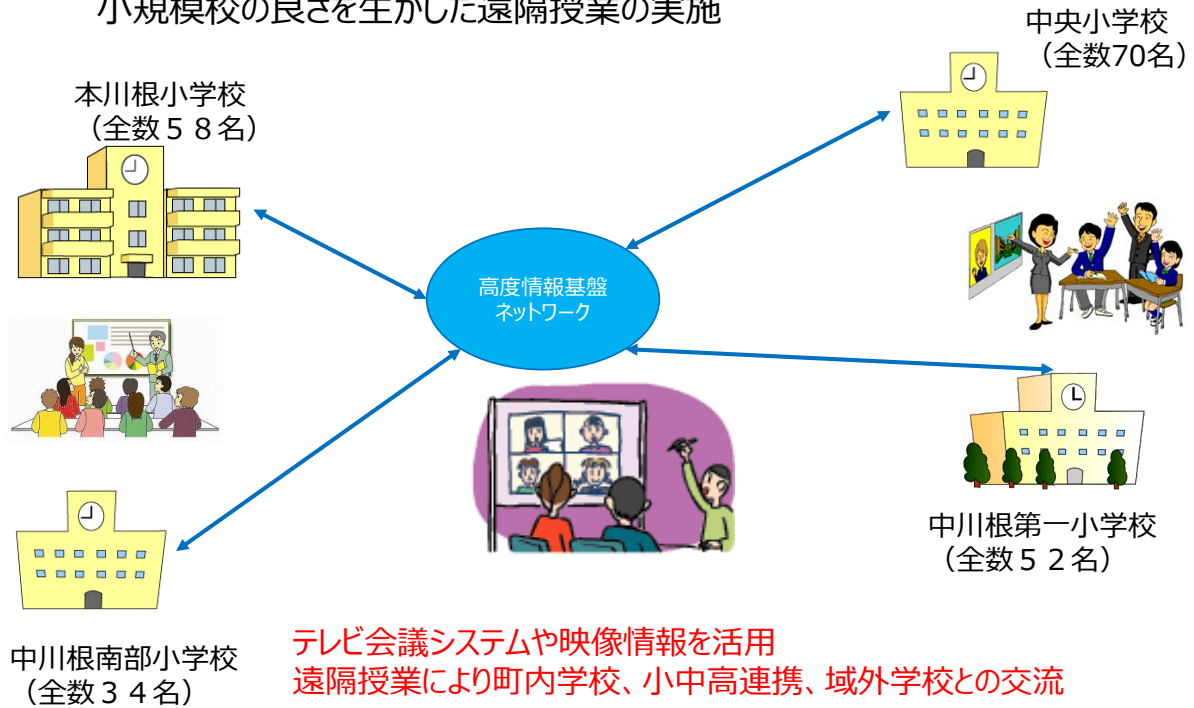
高齢者が安心して暮らせる住環境の整備

「配達」が成功への大きなカギ



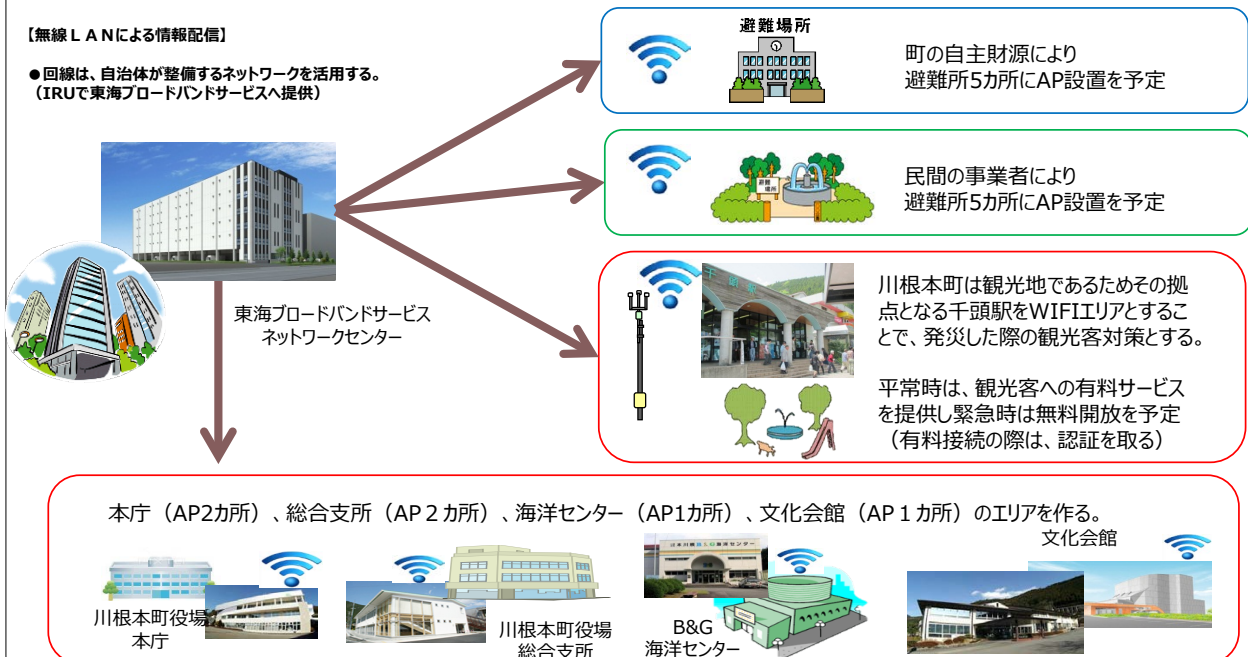
6 学校間交流

町内に小学校4校、中学校2校
小規模校の良さを生かした遠隔授業の実施



7 無線LANスポットの整備

防災情報ステーションの設置 (H25補正事業)
民間事業者の協力により町内に多数のアクセスポイントを整備



8 起業家の誘致（雇用確保、移住・定住）



都会のオフィス = 田舎のオフィス

（インターネットがつながれば事務所仕事はどこでも一緒！！）



インターネットさえ繋がれば、生活の場は自由に選択が可能！！
田舎の新鮮な空気と採れたての食材を味わいながら田舎で暮らすことはメリットばかり！！

仕事があり、自然環境が豊かな田舎は、魅力的
若者の移住・定住へ！！

地域の活性化に向けて

➤ まずは、インフラ整備

必要最低限のインフラ整備の推進

➤ 利活用検討組織の立ち上げ

住民有識者による利活用検討委員会設置
平成26年11月から検討開始

➤ 地域活性化に向けて

地域の生き残りをかけて、小さな町の大きな挑戦

活用できる財源がありましたら、ぜひ川根本町にお声をかけて

※ 御清聴、ありがとうございました。

事例紹介2 「ICT-BCPの取組について」

藤沢市役所 総務部参事 兼IT推進課

課長 大高 利夫 氏

災害に強い電子自治体づくり 藤沢市における ICT-BCPの取組について

面積： 69.51Km²
人口： 419,193人
世帯数： 180,222世帯
(2014/6/1現在)

藤沢市

Copyright © Fujisawa City Office, All rights Reserved.



1. 災害に強い

電子自治体に関する研究会（総務省）

ICT-BCP(初動版)が、なぜ、必要か

・ **地域防災計画とICT-BCP**

2. 藤沢市のICT-BCP

・ **BCP, BCM, BCMSの違い**

・ **藤沢市IT継続マネジメントシステム**

1. 災害に強い電子自治体に関する研究会(総務省)

- ▶ 東日本大震災や大規模なサイバー攻撃のような大災害が発生した場合、地方公共団体の業務継続を確保するとともに、地域住民に対して適切かつ迅速なサービスの提供が行われることが重要
- ▶ このため、有識者及び行政実務者による研究会を開催し、東日本大震災発生時等の教訓を踏まえ、業務継続及びサービス提供の観点から地域における災害発生時のICT利活用に関する検討を行う

東日本大震災では未曾有の災害により、住民の生命や生活に大きな被害を及ぼしました。

被災地では、地震や津波などにより庁舎が壊滅的な状況に陥るなどして、電源を含む情報通信環境（通信機器、情報システムなど）が機能しなかったことにより、

①津波の情報が十分に伝わらず、避難行動が進まない地域もあった。

②住民に対する安否情報をはじめとする各種情報提供に時間を要した。

③避難所運営に際し、生活物資の供給が十分に行き届かなかった。

など、人命に関わることにも影響を及ぼしました。

あなたのまちで、災害時に迅速な対応を可能とする情報通信環境の備え（ICT-BCP）は十分でしょうか？

初動の 重要性

東日本大震災では、多くの地方公共団体において住民情報の津波による喪失や通信手段の損壊など、ICT資源の喪失により初動対応（発災後概ね72時間以内）が十分にできず、その後の復旧、復興に大きく影響する事態が発生した。初動対応が重要であるという認識が高まっている。

3

ICT-BCP(初動版)が、なぜ、必要か！

・ 初動が重要である

直後の情報収集連絡体制の確立と災害対策本部の立ち上げ当初から72時間の救急・救命、避難対策、生活支援が重視されており、この時間帯における業務継続計画は特に求められるといえる。

・ 地域防災計画を支える

ICT-BCPは、地域防災計画を支え、また、地域防災計画の想定を超える災害にも備える計画である。

・ 防災基本計画で要請されている

防災基本計画において事前の準備として「業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る」ことを求めている。
業務継続計画は地域防災計画の構成要素とされている。

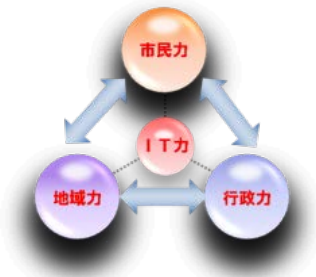
・ ICTは欠かせないインフラ

地方公共団体の重要業務の多くは情報システムに依存しており、災害時に情報システムが稼働していることが極めて重要である。
そのため業務全体のBCPが未策定でも、これに先立ちICT-BCPを作成し、災害対策を含めた、業務の継続力を高めていく必要がある。

4

2. 藤沢市のICT-BCP

- ・ 藤沢市総合防災センター事業（PFI事業）
- ・ 藤沢市の情報セキュリティの取組
- ・ ICT-BCPの策定
- ・ **BCP, BCM, BCMSの違い**
- ・ **藤沢市IT継続マネジメントシステム**



5

(1) 藤沢市総合防災センター事業(PFI事業)

**市民の生命・財産を守る
防災拠点**



藤沢市総合防災センター
(消防本部、危機管理室、IT推進課)
免震構造、PFI事業(20年)
2002年(平成14年)7月運用開始

1. 事業方針

1999年9月議会にPFI的事業報告・承認

2. 事業目的

阪神・淡路大震災を教訓に日常的な災害はもとより、藤沢市地域防災計画に基づくあらゆる災害に関し、市民の生命、財産を守り「**市民が一生安心してらせるまちづくり**」を推進するための防災拠点として、総合防災センターを建設するもの。

3. 事業内容

(1) 建物建設

- ① 建物
- ② 建物設備

(2) 防災情報システムの構築

(3) 消防緊急情報システムの構築

(4) 基幹情報システムの構築

- ① 情報基盤ネットワーク
- ② 地図情報システム
- ③ 情報系システム

(5) 建物・システムの維持管理業務

6

(2) 情報セキュリティの取組経過

年	月	ISMS関連の主な施策等の実績
2002	5	「情報セキュリティポリシー」策定、「情報セキュリティ委員会」組織
2003	6	全課を対象に内部監査（情報セキュリティ実態調査）を開始
2004	3	情報セキュリティ外部監査を開始
2004	6	eラーニングによる情報セキュリティ研修を開始 人的対策
2004	8	サーバ室に監視カメラ、入退出管理システムを導入 物理的対策
2006	4	シンクライアントを導入（指紋認証、暗号化、ログ管理） 技術的対策
2006	8	ISO27001（ISMS）の認証を取得
2008	2	☆「情報セキュリティの日」功労者表彰を受賞（内閣官房長官）
2008	5	「情報システムに関する業務継続計画（IT-BCP）＜地震編＞を策定
2009	8	ISO27001（ISMS）の認証を拡大
2009	9	☆「情報セキュリティ格付」AA-is（17段階中4番目）
2009	11	杉並区と「災害時におけるホストコンピュータの相互支援における協定」を締結
2010	2	IT-BCP＜新型インフルエンザ編＞を策定
2010	3	☆「情報安全度」調査（情報セキュリティ）全国1位（日本経済新聞社）
2011	3	BS25777（IT-BCP）認証取得
2012	3	ISO27031（IT-BCP）認証取得

制度及び
組織・体制
を整備

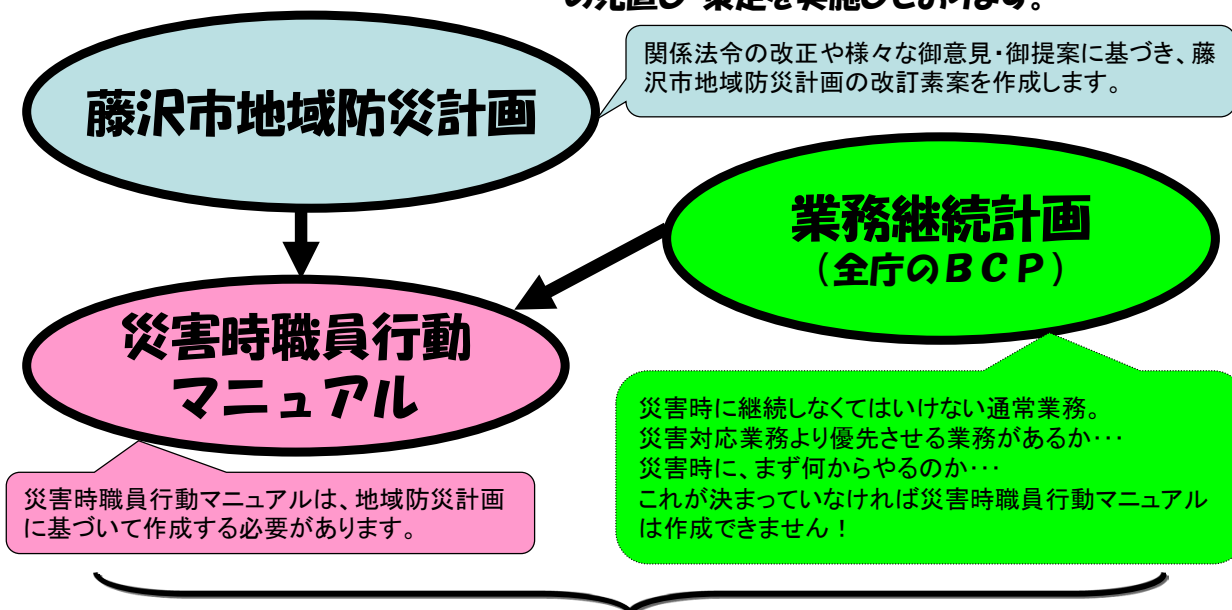
2004年から
インターネット
セキュリティ対策を
推進

7

平成24年度から平成25年度にかけて

「地域防災計画」「業務継続計画」「災害時職員行動マニュアル」

の見直し・策定を実施しております。

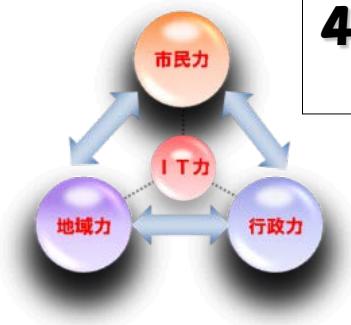


ICT-BCP で支える

8

(3) ICT部門の業務継続計画 (ICT-BCP)

<地震編> と <新型インフルエンザ編>



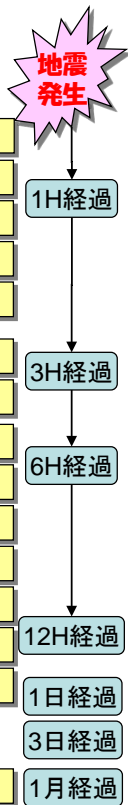
1. ICT-BCP<地震編>の策定
2. 策定体制
3. 復旧行動計画の策定
4. ICT-BCP<新型インフルエンザ編>の策定

【参考資料】藤沢市ICT-BCP<地震編>の概要

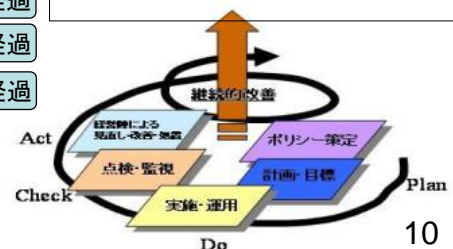
- 藤沢市ICT-BCP<地震編>**
1. 業務継続計画(BCP)
 - (1)適用範囲
 - (2)計画の位置づけ
 2. 策定の基本的考え方
 - (1)策定の方針
 - (2)策定の留意点
 3. 運用管理
 - (1)推進体制と役割
 - (2)運用の見直し
 4. 被害想定
 - (1)策定の前提条件
 - (2)重要インフラにおける主な被害想定
 - (3)庁舎等における被害想定
 5. 災害時対応
 - (1)発動の流れ
 - (2)参集及びその後の対応
 - (3)復旧体制及び役割
 - (4)優先すべき復旧対象システム一覧
 - (5)被害想定に基づくリスクアセスメント
 - (6)必要最小資源リスト
 - (7)被害想定を超えるリスク
 - (8)検討事項一覧
 6. 復旧行動計画
 - (1)全体フロー
 - (2)行動計画
 7. その他
 8. 参照資料
- 別冊:チェックシート

○復旧フロー:各段階ごとに
詳細手順や内容を記述

1. 情報の収集
2. 参集の判断
3. 職員の参集
4. 参集時の緊急措置
5. 参集時の情報収集
6. 入室
7. 要員、支援事業者の確保
8. 参集後の初期調査
9. IT復旧チームの体制見直し
10. 初期損害の調査
11. 初期損害の評価
12. 復旧の準備
13. 資源の確保
14. システム・ネットワークの復旧
15. 復帰計画の策定
16. 復帰対象システム利用課へのシステムリリース
17. IT復旧チームの解散と通常業務への切替



- <別紙>**
- 別紙1: 職員等緊急時連絡網
 - 別紙2: 復旧支援事業者連絡先一覧
 - 別紙3: 重要データバックアップリスト
- <チェックシート>**
- 様式1: 運用管理チェックシート
 - 様式2: 損害評価チェックシート(707: 防災センター)
損害評価チェックシート(707: 新館)
損害評価チェックシート(707: 第1庁舎)
損害評価チェックシート(707: 第2庁舎)
損害評価チェックシート(707: 職員会館)
損害評価チェックシート(707: 東館)
損害評価チェックシート(707: 産業センター)
 - 様式3: 損害評価チェックシート(情報システム)
 - 様式4: 損害評価チェックシート(主要ネットワーク)
 - 様式5: 損害評価チェックシート(ネットワーク)
 - 様式6: 各課報告チェックシート
 - 様式7: 復旧対策シート
 - 様式8: 復旧進捗報告シート
- <その他>**
- ・策定経過の記録
 - ・アンケート、調査票、集計表等



4. ICT-BCP<新型インフルエンザ編>の策定

◇地震災害と新型インフルエンザの相違

目次
1.業務継続計画(BCP) (1)適用範囲 (2)計画の位置づけ
2.IT-BCP<新型インフルエンザ編>策定の基本的考え方 (1)IT-BCP<新型インフルエンザ編>策定の方針 (2)IT-BCP<新型インフルエンザ編>策定の留意点 (3)業務(事業)継続計画における地震災害と新型インフルエンザの相違
3.運用管理 (1)推進体制と役割 (2)運用の見直し
4.新型インフルエンザ感染想定 (1)策定の前提条件 (2)感染被害想定 ①藤沢市における流行規模の想定 ②新型インフルエンザによる人的被害 (3)発生段階と国の対策等
5.災害時対応 (1)発動の流れ (2)IT継続チーム設置後の対応 (3)体制の整備 (4)業務継続体制及び役割 (5)継続しなければならない情報システム及び担当者一覧 (6)受容しているリスク (7)検討事項一覧 (8)各段階における行動計画 【前段階(未発生期)】 【第一段階(海外発生期)】 【第二段階(国内発生早期)】 【第三段階(感染拡大期、まん延期、回復期)】 【第四段階(小康期)】 (9)感染経路と感染防止策 ①インフルエンザウイルスの感染経路 ②庁内における感染予防策
6.参照資料 別表1「新型インフルエンザ対応情報システム継続体制(所属・業務別)」 別表2「新型インフルエンザ対応情報システム継続体制(情報システム別)」 別表3「新型インフルエンザ対応情報システム継続体制(主担当者別)」

項目	地震災害	新型インフルエンザ
事業継続方針	○できる限り事業の継続・早期復旧を図る	○感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、事業継続のレベルを決める
被害の対象	○主として、施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい	○主として、 人に対する被害が大きい
地理的な影響範囲	○被害が地域的・局所的(代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能)	○被害が国内全域、全世界的となる(代替施設での操業や取引事業者間の補完が困難)
被害の期間	○過去事例等からある程度の影響想定が可能	○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害制御	○主に兆候がなく突発する ○被害量は事後の制御不可能	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害量は感染防止策により左右される
事業への影響	○事業を復旧すれば業績回復が期待できる	○集客施設等では長期間利用客等が減少し、業績悪化が懸念される

<参考>「新型インフルエンザ対策ガイドライン」新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議(平成21年2月17日策定)より

11

(4)BCP, BCM, BCMSの違い

**BCPを策定し、
BCMの活動を進め、
BCMSを目指します!**

1. BCP(業務継続計画)

BCP(事業継続計画)は、普段は滅多に遭遇しないような事故や災害に直面しても、しっかりと人命を守り、ひいては速やかに事業を継続・復旧させるためにあらかじめとっておく**対策(計画)**のことです。

2. BCM(業務継続マネジメント)

BCMは、BCPを維持・管理するための仕組み(PDCA)を指します。

3. BCMS(業務継続マネジメントシステム)

BCMSは、BCMが**組織方針や目的**に対し効果的・効率的に運用されるための活動(**方針策定や監査の実施、有効性の評価、ISO27031**)

BCP(計画)の策定により、現状の把握、行動計画が準備できる。

BCMの実施により、**計画が実際に機能できるものとなる。**

BCMSになって、方針に沿った有効な対策で有ることが確認できる。

12

ICT-BCPの改訂について

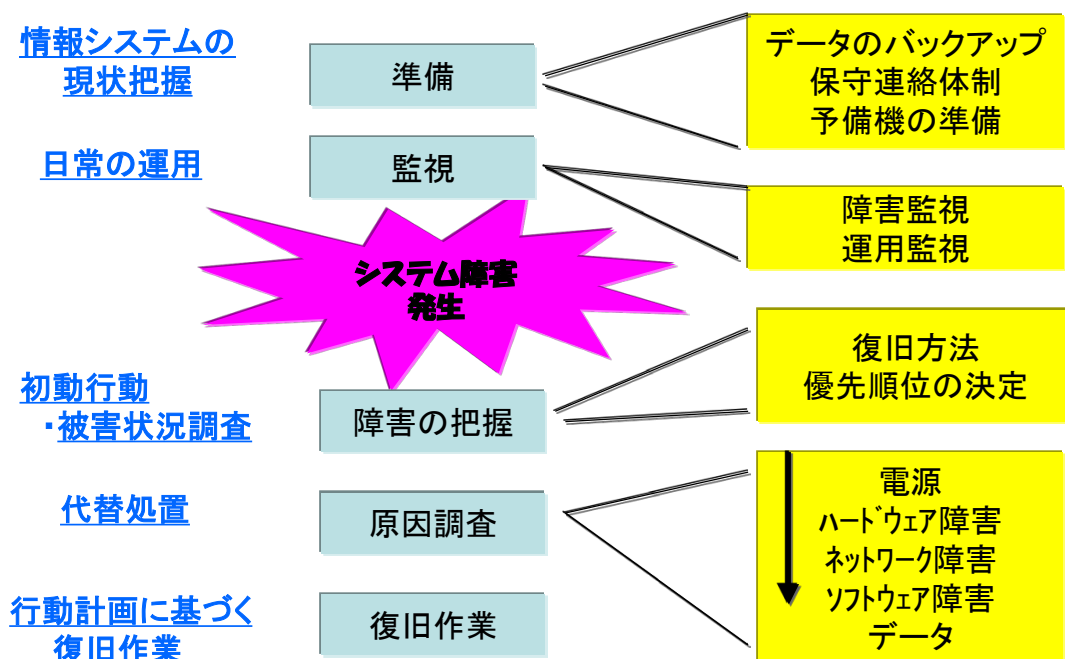
平成25年度の取組

これまでの経過概要

- 2006年8月 ISMS(ISO/IEC27001)認証取得
- 2008年5月 藤沢市情報システムに関する業務継続計画<地震編>策定
- 2008年8月 [総務省]地方自治体におけるICT部門の業務継続計画(BCP)策定に関するガイドライン
- 2010年2月 藤沢市情報システムに関する業務継続計画<新型インフルエンザ編>策定
- 2011年3月 ICT継続管理規格BS25777認証取得
*BS25777について
2006年8月にBSI(英国規格協会)が発行したPAS77(ITサービス継続性マネジメント)を元としており、BS25777は、ICT継続性マネジメントシステムの構築に必要なガイドとして位置付けられる国際的な規格です。
- 2012年3月 ISO/IEC27031認証取得(ICT継続マネジメントシステムに関する規格)
- 2013年3月 藤沢市業務継続計画策定(全庁対象)
- 2013年5月 [総務省]ICT部門の業務継続計画<初動版サンプル>公開
- 2013年7月 藤沢市地域防災計画改訂
- 2014年4月 <改訂版>藤沢市情報セキュリティ緊急時対応計画
<改訂版>藤沢市情報セキュリティ緊急時対応マニュアル

15

ICT-BCPは、情報システム運用管理 (日常の活動と同じ)



16

まとめ



- ①いかに被害を少なくし
- ②いかに早く復旧するか

＜業務継続のための2つの側面＞

- ①被害を予防/防止する
 - ・被害や影響を最小限にする事前対策/計画
- ②重要業務が中断した場合は早期に復旧
 - ・可能な限り早期に再開させる復旧対策
 - ・重要業務の目標復旧時間を設定



○まずできることから始めることが重要です

○効果：
具体的なリスクが明らかになってきます
必要な対策が明らかになってきます

職員の情報セキュリティ(防災)意識が高まります

○今後の予定
 対象範囲(まず対象課、次に事象)の順次拡大
 残課題の順次解消(対応計画に基づく)
 訓練の拡充(実効性担保、見直しのために)



＜訓練風景＞

17

電縁
都市ふじさわ



【参考となる資料：総務省】

- 「地方公共団体における情報セキュリティに関するガイドライン」2010/11一部改定
- 「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」2010/11一部改定
- 「地方公共団体における情報資産のリスク分析・評価に関する手引き」2009/3
- 「地方公共団体における業務の外部委託事業者に対する個人情報の管理に関する検討」2009/3
- 「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン」2008/8
- 「地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドライン」2010/4



ありがとうございました



IS 501302 / ISO IEC 27001

18

説明

「静岡県の防災対策・体制について」

「ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)の紹介」

静岡県 企画広報部

情報政策課長 近藤 聡 氏

静岡県危機管理対策・体制 「ふじのくに防災情報共有システム」 FUJINOKUNI Jointly Information System And Network

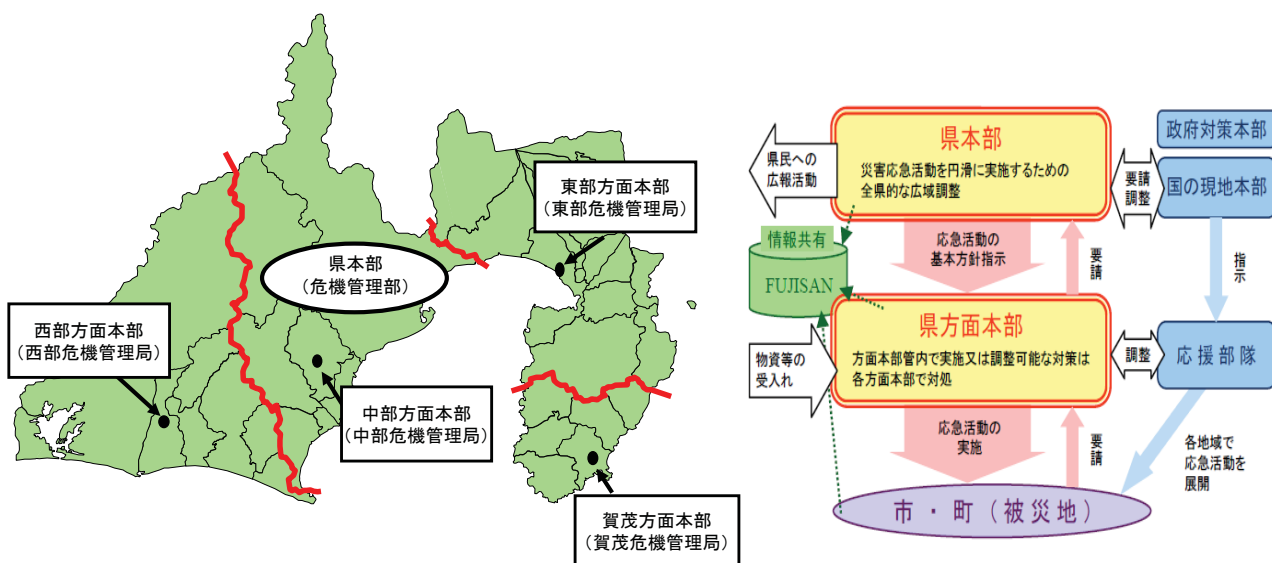
- ・静岡県の地震対策(被害想定⇒対策)
- ・危機管理体制
- ・情報の受発信・共有
- ・ふじのくに防災情報共有システム 等

第4次地震被害想定

- 1 南海トラフを震源域とする地震
- 2 相模トラフ沿いで発生する地震

- ⇒ 対策(静岡県の挑戦)...自助・共助・公助
- ・地震・津波対策アクションプログラム
 - ・内陸フロンティアを拓く取組
(防災・減災・地域成長)

静岡県の防災体制 ～県本部・4方面本部体制～



出典:「静岡県の地震対策」(平成26年6月)を改変

3

情報の受発信・共有

☆FUJISANシステム (1対1 ⇒ 担当入力・共有)

- ・市町、県等の防災関係機関が自ら入力
(市町、県、支援部隊、ライフライン等)
- ・必要とする者が自ら必要とする画面で情報を
得て対応 ⇒ 対応状況入力・共有 ⇒ 報道機関へ

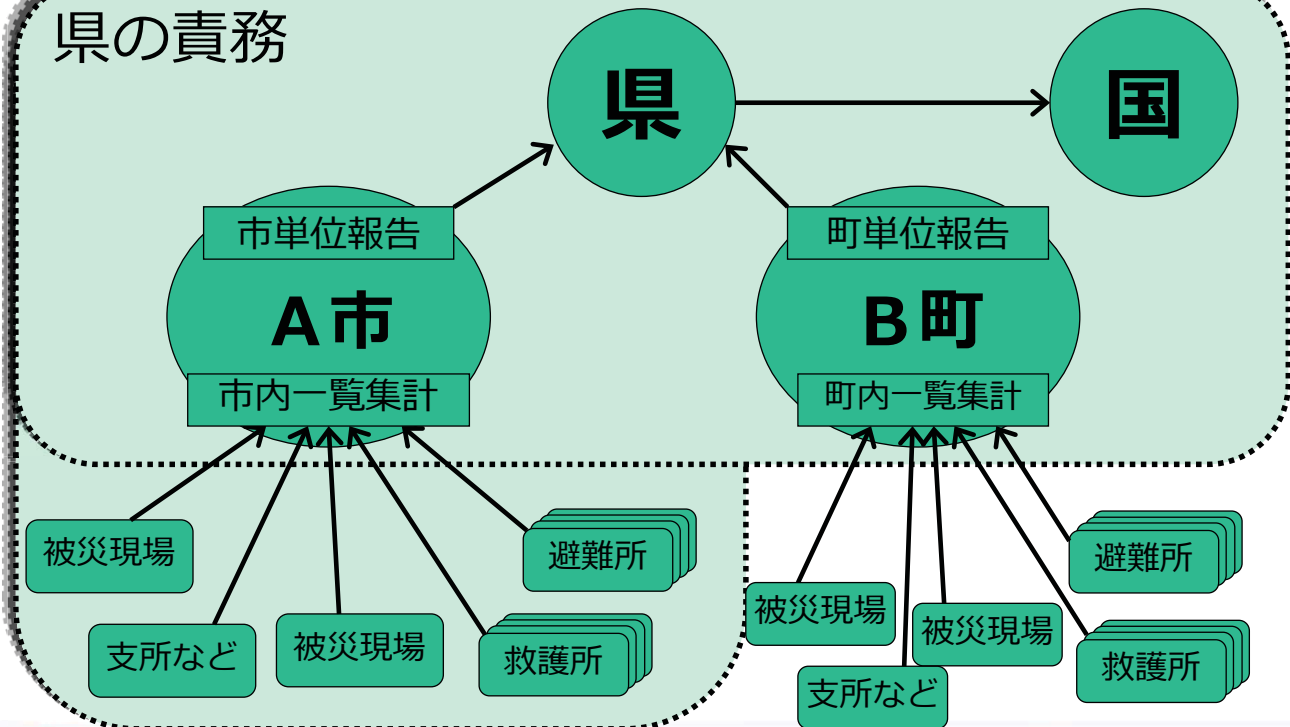
☆防災行政無線…ホットライン、防災通信、 ヘリテレ映像、電話、FAX

市町、県(方面本部・本部)、防災関係機関等
(デジタル化…27年3月末完成予定)

4

被害状況の報告責務

県の責務



富国有徳の理想郷—しずおか
ふじのくに

5

静岡県の防災情報システム

静岡県では災害時に情報収集を行うための防災情報システムを平成8年から運用

静岡県総合防災
情報支援システム
ASSIST H8~

災害対策基本法53条に基づき、
市町村の被害状況を**県出先事務所から県庁
に報告**するシステム

ASSIST II H16~

消防庁報告様式で被害状況を**市町村から
県庁に報告**するシステム

ふじのくに防災
情報共有システム
FUJISAN H24~

被害状況を市町本部から県庁に報告し、
関係機関で情報共有し、県民に対し
情報公開できるシステム

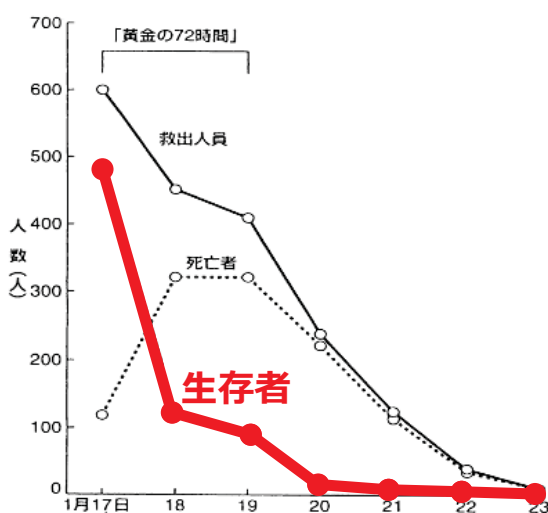
富国有徳の理想郷—しずおか
ふじのくに

6

FUJISAN開発時の目的

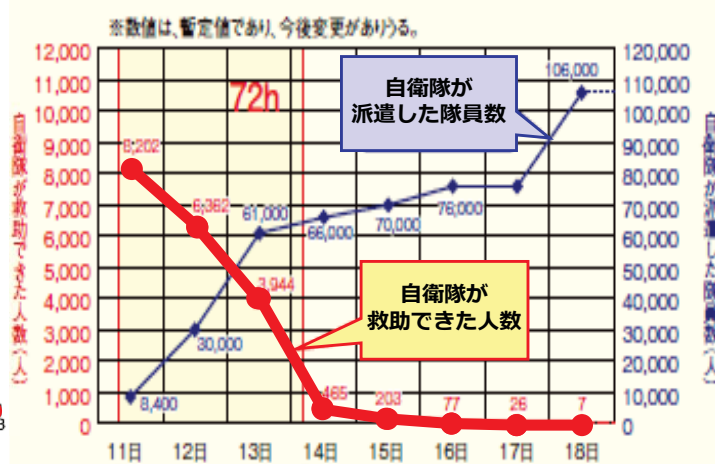
- 東海地震の逼迫性を踏まえた激甚災害対応
(今後30年以内に発生する確率は88%といわれる東海地震を抱える静岡県としては、地震対策を早急に進める必要がある)
- 救出救護に必要な情報の収集
(特に発災後72時間が重要)
- 県全体が被災地になりうる危険性
- 関係機関との情報共有
- 情報公開手段の多様化

発災後72時間の重要性



阪神大震災
神戸市の消防レスキューの
救命・救援における生存者数

東日本大震災において自衛隊が救助できた人数と派遣隊員数

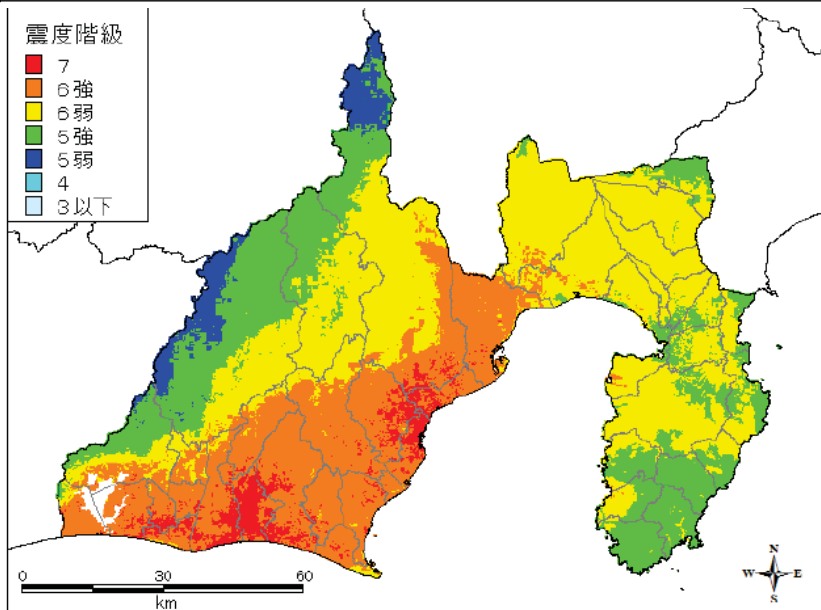


発災から72hが人命救助においてきわめて重要

東日本大震災
自衛隊の
救命・救助における生存者数

県全体が被災地になりうる危険性

推定震度	7	6強	6弱	5強	5弱	4以下	合計
面積(k㎡)	346.5	2055.4	3201.0	1819.5	293.6	0.0	7,716
割合(%)	4.5	26.6	41.5	23.6	3.8	0.0	100.0



静岡県第4次地震被害想定 震度分布図

富国有徳の理想郷 - しずおか (南海トラフ巨大地震、基本ケース)
ふじのくに

9

FUJISAN概要

- 総務省「平成22~23年度地域ICT利活用広域連携事業」で開発

他都道府県では少規模の改修で利用が可能

- 広域連携システムであるため、市町村の利用も可能

発災初期の他市町村の情報も入手可能

- ICTを活用し、クラウドコンピューティングにより構築

想定被災地外にシステムを置くことで耐災性を確保

- 国、県、市町村、防災関係機関で情報を共有

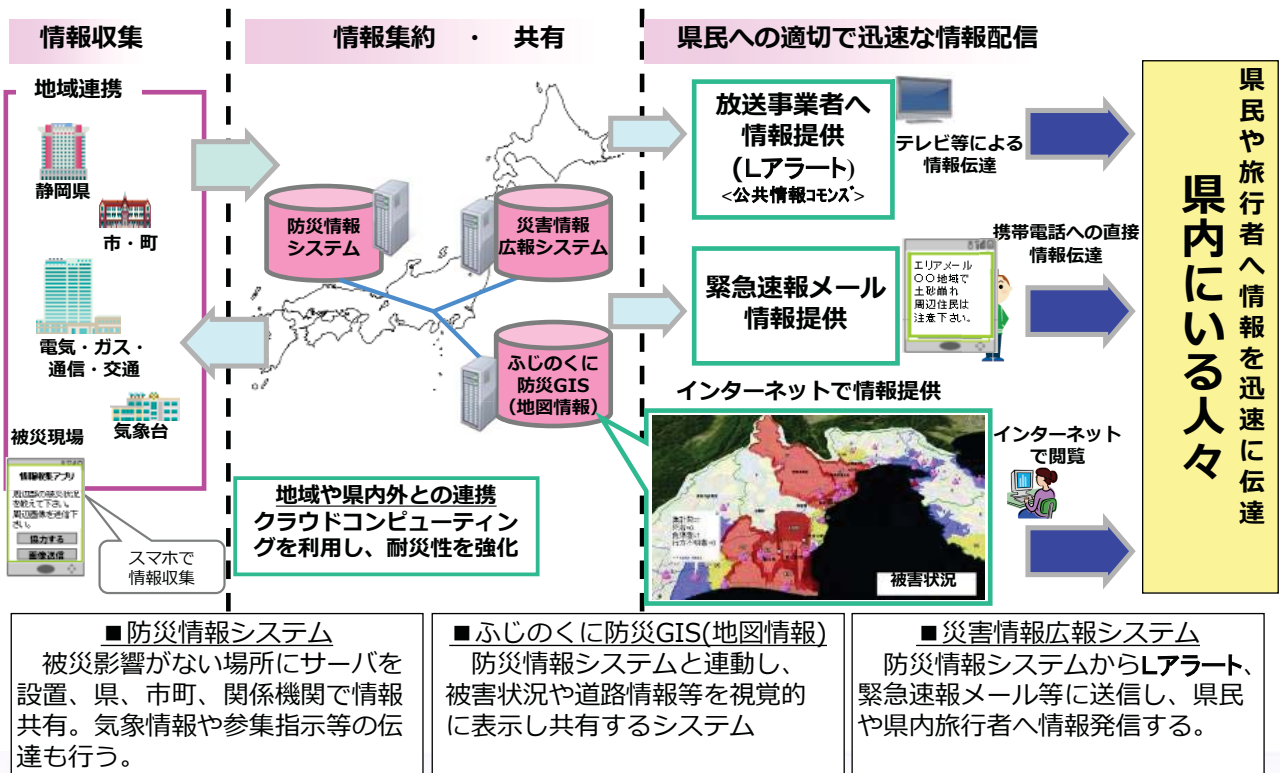
情報の「見える化、共有化の推進」

発災直後からの迅速な判断と対応の実現

富国有徳の理想郷 - しずおか
ふじのくに

10

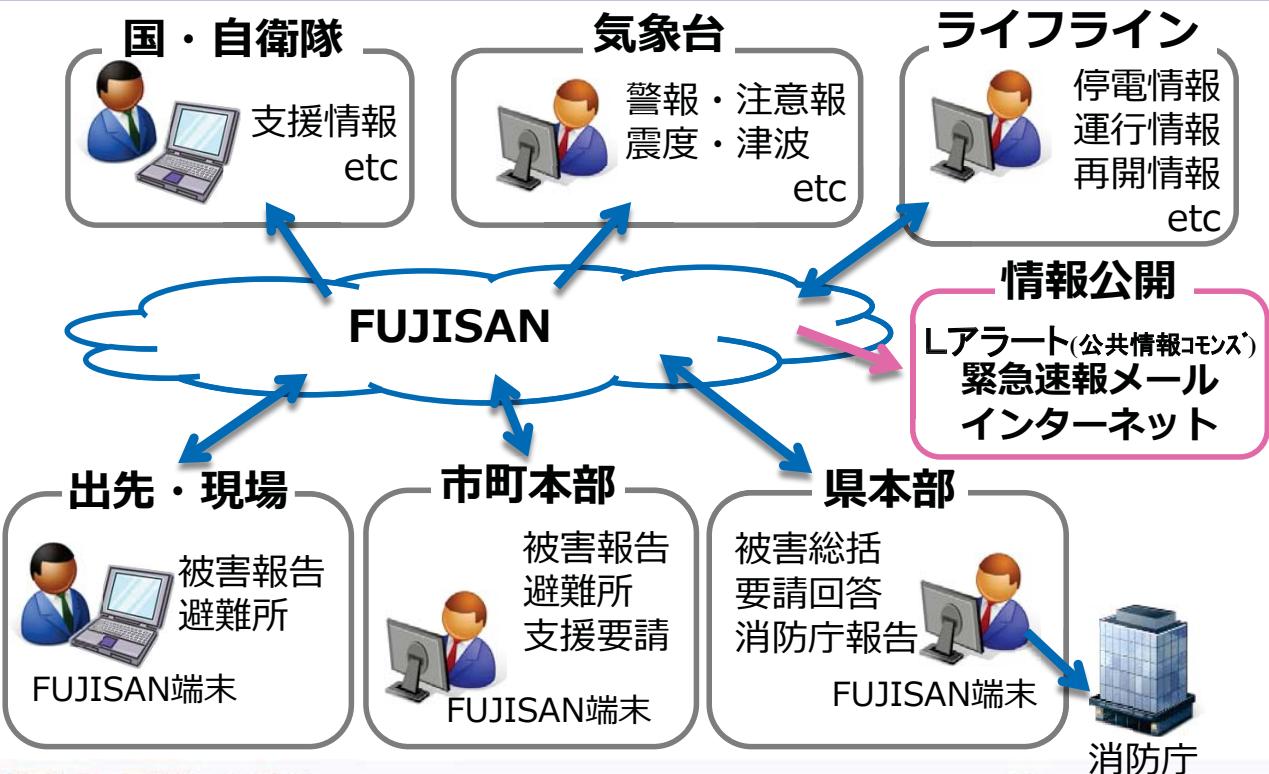
FUJISAN全体図



富国有徳の理想郷—しずおか

ふじのくに

FUJISANにおける情報の流れ

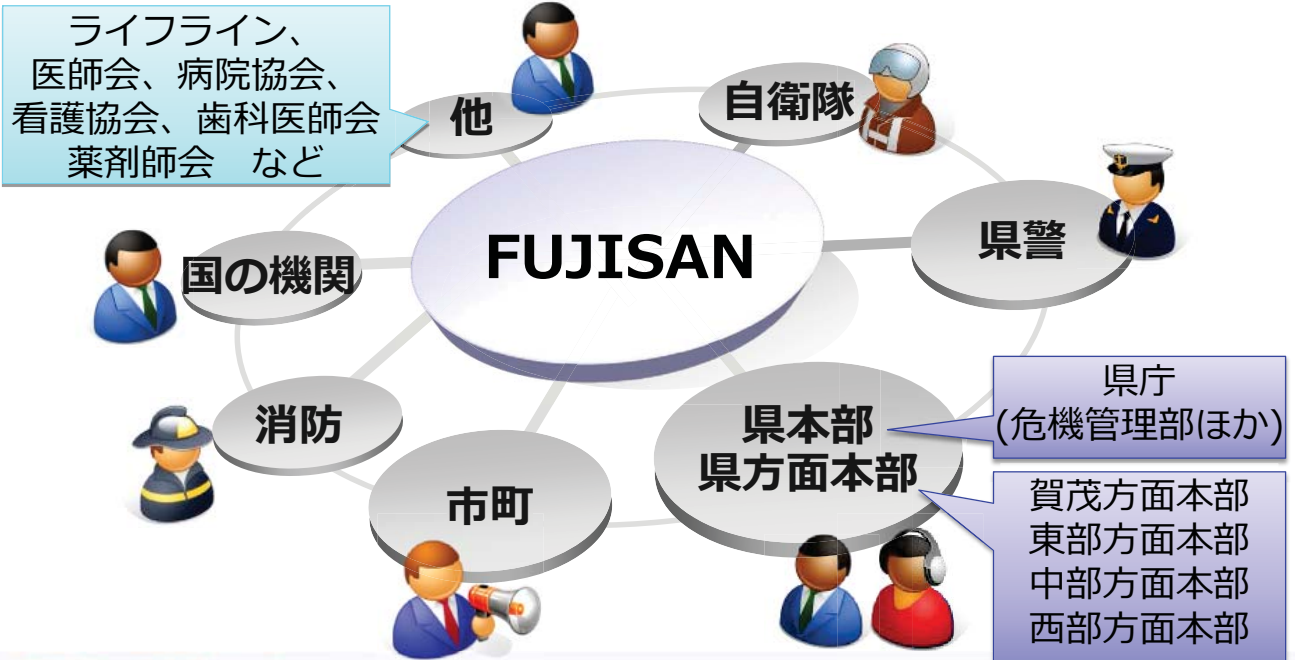


富国有徳の理想郷—しずおか

ふじのくに

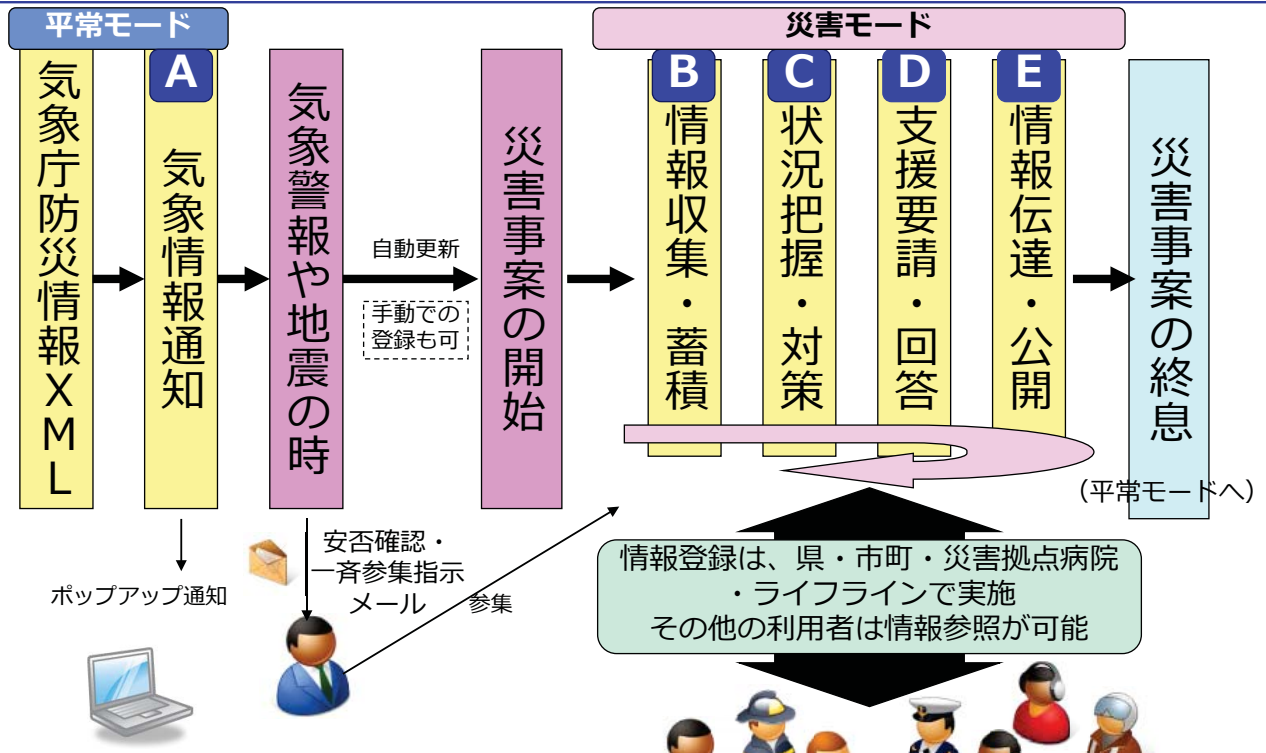
システム利用者

約850名のアカウントを常時用意
緊急時における突発的な利用者増加も想定



富国有徳の理想郷 - しずおか
ふじのくに

運用の流れ



富国有徳の理想郷 - しずおか
ふじのくに

A

気象情報通知-防災気象情報の伝達

○ポップアップ通知

- ・プッシュ型通知
- ・専用ソフトインストール不要
- ・ブラウザ(Chrome)で待受け画面を表示しておけばOK

○気象庁発表情報管理



<受信中の気象庁防災情報XMLの種類>

- 気象警報・注意報
- 指定河川洪水情報
- 土砂災害警戒情報
- 記録的短時間大雨情報
- 竜巻注意報
- 府県気象情報
- 府県週間天気予報
- (社会的に影響の大きい天候に関する情報)
- 震度速報
- 震源に関する情報
- 地震情報
- (顕著な地震の震源要素更新のお知らせ)
- (地震回数に関する情報)
- (地震の活動状況等に関する情報)
- 震度情報
- (震源・震度に関する情報)
- (緊急地震速報(警報))
- 津波情報
- 津波警報・注意報・予報
- 東海地震に関連する情報
- (予知情報)
- (注意情報)
- 東海地震に関連する情報(観測情報)
- 地震・津波に関するお知らせ
- 火山に関するお知らせ
- 火山観測情報
- 火山の状況に関する解説情報
- 噴火警報・予報

富国有徳

ふじのくに

A

気象情報通知-職員参集

○安否確認・一斉参集指示メール(県職員向け)との連動

- ・気象情報の種類・内容により、メール内容や配信先を設定(配信先登録数：約7250名)
- ・高速メール配信エンジン採用
- ・わかりやすい集計画面



★メール配信条件設定
★配信情報
配信情報一括変更
震度速報(確定報)
震度5強以上
震源・震度に関する情報
震度5強以上
津波警報・注意報
受け取らない
噴火警報・予報
受け取らない
東海地震に関する調査

メール配信条件登録・変更
◇配信情報登録・変更
変更を希望する情報を選んでください
現在配信されているものは緑色で表示されています
☑震度速報(確定報)
☐震源・震度に関する情報
☐津波警報・注意報
☐噴火警報・予報

メール配信登録・変更
◇配信情報登録・変更
◆震度速報(確定報)
◎震度4以上
◎震度5弱以上
◎震度5強以上
◎震度6弱以上
◎震度6強以上
◎震度7のみ
◎受け取らない
登録 戻る

メール配信登録・変更
◇配信情報登録・変更
◆津波警報・注意報
◎注意報・警報
◎警報のみ
◎受け取らない
登録 戻る

グループ	登録数	配信済	未配信	配信率	配信済(%)	未配信(%)	配信率
行政事務	50%	392/774	382	100%	100%	0%	100%
企業企画	49%	395/798	359	90%	90%	10%	90%
人財・総務	53%	139/260	121	100%	100%	0%	100%
中央事務	29%	74/257	183	100%	100%	0%	100%
中央事務	45%	466/1033	567	100%	100%	0%	100%

富国有徳の理想郷 - しずおか

ふじのくに

B

情報収集・蓄積-災害情報

○本部設置・庁舎周辺被害状況

【入力】県本部、県方面本部、市町本部

○現場被害報告

【入力】市町（任意）→県と共有

○被害即報（消防庁4号様式その1）

【入力】市町→消防庁報告（県とも共有）

○被害総括状況（消防庁4号様式その2）

【入力】市町→県で確認→消防庁報告

○避難所

【入力】避難所責任者→市町で確認・確定→県に報告

○ライフライン

【入力】ライフライン各社



FUJISAN入力画面-情報収集-

SHIZUOKA Prefecture
静岡県
メインメニューへ
訓練
ようこそ Administrator さん! ログアウト
管理者用メニュー: 設定 すべてのシステムログ 組み箱
ユーザー一覧 オブジェクト定義 オブジェクト削除

メニュー

- ▼ 本部設置(庁舎周辺被害状況)
 - 新規入力
 - 設置状況
 - 全市町・県状況
- ▼ 被害即報(4号様式その1)
 - 被害即報作成
 - 作成・参照
 - 履歴
- ▼ 被害総括情報(4号様式その2)
 - 入力
 - 報告確認
 - 履歴
- ▼ 避難勧告・指示
 - 入力
 - 市町一覧
 - 県内避難勧告一覧
- ▼ 避難所
 - 入力
 - 報告確認
 - 履歴

FUJISAN入力画面-避難所情報-

The screenshot shows a web browser window displaying the 'FUJISAN' application. The page title is '静岡県 訓練' (Shizuoka Prefecture Training). The main content is a table listing evacuation shelters with columns for date, location, status, and other details. To the right of the table are small thumbnail images of the shelters. The browser's address bar shows '避難所 報告確認' (Evacuation Shelter Report Confirmation). The bottom of the page features a banner with the text '富国有徳の理想郷 - しずおか ふじのくに' (Rich in Virtue, Ideal Hometown - Shizuoka Fuji no Kuni) and a large image of Mount Fuji.

B 情報収集・蓄積-医療情報

- 医療救護施設（災害拠点病院）
- 医療救護施設（救護病院）
- 医療救護施設（救護所）

厚生労働省
広域災害救急医療情報システム
 (EMIS)で入力し、その情報を
 FUJISANに連携

【入力】救護所責任者→市町で確認・確定→県に報告

- 人工透析機関状況

【入力】人工透析機関

- 感染症指定医療機関及び

結核病床を有する医療機関状況

【入力】感染症指定医療機関及び結核病床を有する医療機関

- 社会福祉施設状況

【入力】(社会福祉施設からFAX等で連絡)→市町で入力・確定→県に報告





状況把握・対策-災害情報

○状況モニター画面

・市町全体状況

ー県内自治体の本部設置状況や各種報告件数を一覧で確認

・被害状況

ー県内自治体の被害即報、被害総括を前回報告との差分も含め確認

・医療救護施設（病院）状況

ー救護施設（病院）の被災状況（EMIS連携）

自治体	施設名	被災状況	報告日時	報告種別	報告内容	備考
東海市	東海総合病院	被災	2011/03/11 10:00	被害即報	被災	
東海市	東海総合病院	被災	2011/03/11 10:10	被害即報	被災	
東海市	東海総合病院	被災	2011/03/11 10:20	被害即報	被災	
東海市	東海総合病院	被災	2011/03/11 10:30	被害即報	被災	
東海市	東海総合病院	被災	2011/03/11 10:40	被害即報	被災	
東海市	東海総合病院	被災	2011/03/11 10:50	被害即報	被災	
東海市	東海総合病院	被災	2011/03/11 11:00	被害即報	被災	
東海市	東海総合病院	被災	2011/03/11 11:10	被害即報	被災	
東海市	東海総合病院	被災	2011/03/11 11:20	被害即報	被災	
東海市	東海総合病院	被災	2011/03/11 11:30	被害即報	被災	
東海市	東海総合病院	被災	2011/03/11 11:40	被害即報	被災	
東海市	東海総合病院	被災	2011/03/11 11:50	被害即報	被災	
東海市	東海総合病院	被災	2011/03/11 12:00	被害即報	被災	

○避難勧告・指示

ー発令・解除入力

（避難準備情報、避難勧告、避難指示、警戒区域設定）

ー県内避難勧告一覧

ー避難勧告状況変化



状況把握・対策-地図情報(GIS)

<静的データ>

避難所、福祉避難所、津波避難ビル、救護所、救護病院、災害拠点病院、精神科病院、医療品等備蓄センター/赤十字血液センター、ヘリポート、孤立予想集落ヘリポート、空港、井戸水、配水地等、貯水槽等、進出拠点、ボランティア活動拠点（市町）、ボランティア活動拠点（本部）、自衛隊活動拠点、警察活動拠点、緊消隊集結場所活動拠点、広域物資拠点、医療搬送拠点、港湾、水門・陸橋、一般廃棄物焼却施設、し尿処理施設、火葬場、下水処理場、人工透析施設、感染症指定医療機関

<動的データ>

本部設置、避難所、救護所、ヘリポート、現場被害報告



被害想定図
通行規制情報（道路システムとデータ連携）



D

支援要請・回答

○支援要請

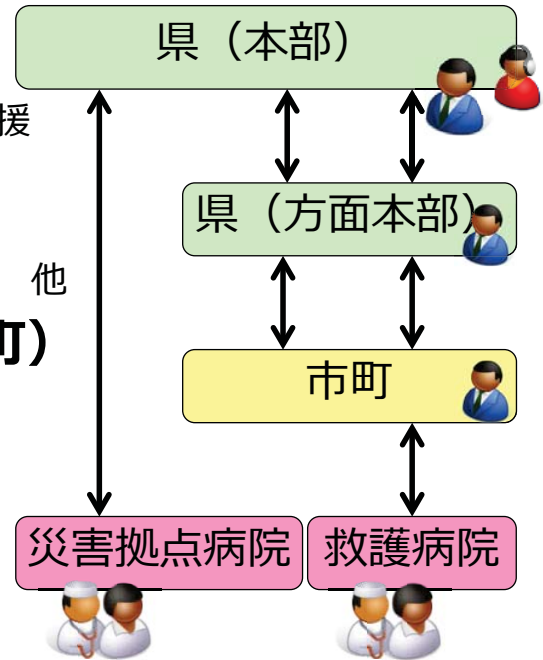
- ・ 応援部隊による救出救助支援
- ・ 物資等搬送・要員派遣に関する輸送支援
- ・ 飲料及び生活用水支援
- ・ 保健師・栄養士等の派遣支援
- ・ 緊急消防援助隊による救出救助支援

○救護班・医薬品等要請（市町）

- ・ 医師・看護師等の派遣支援
- ・ 衛生材料等医療資機材に関する支援
- ・ 医薬品に関する支援
- ・ DMAT等医療チーム派遣（急性期）

○救護班要請（医療機関）

- ・ DMAT等医療チーム派遣（急性期）
- ・ 医師・看護師等の派遣支援（一般）



E

情報伝達・公開

○Lアラート（公共情報commons）

- ・ 本部設置状況
- ・ 避難勧告、避難指示
- ・ 被害総括
- ・ 避難所

○緊急速報メール

- ・ 各携帯キャリアの緊急速報メール発信を1回の操作で実施

緊急速報メール内容入力画面例と種別一覧

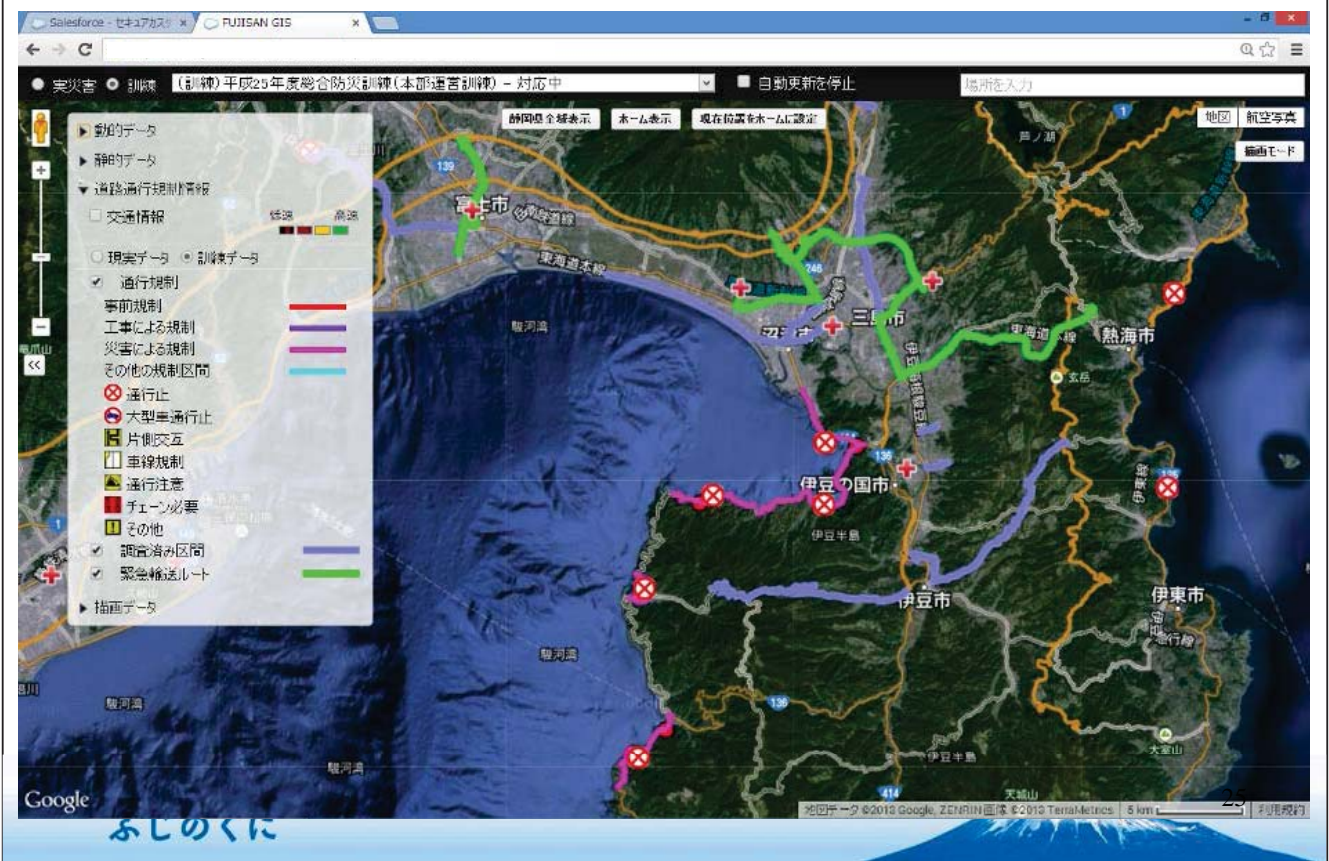


- 避難準備情報
- 避難勧告
- 避難指示
- 警戒区域情報
- 津波注意報
- 津波警報
- 大津波警報
- 噴火警報
- 指定河川洪水警報
- 土砂災害警戒情報
- 東海地震予知情報
- 弾道ミサイル情報
- 航空攻撃情報
- ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
- 大規模テロ情報

○広報資料公開サイト

- ・ 市町で作成した広報資料（PDF形式等）を登録しておくことで、広報資料公開サイトに自動掲載（広報資料公開サイトは、市町のウェブサイトからリンクして利用）

システム連携-県道路通行規制情報提供システム-



システム連携- Lアラート(公共情報コモンズ) -

ビューア

現在有効な情報 (一覧) | 現在有効な情報 (地図) | 日時指定検索 | 期間指定検索

<静岡県>富士市:(実災害)気象警報 2013/09/15 災害対策

情報種別	大分類	小分類	モード	区分	版数	対象地域	発表部署	標題	履歴	受信日時	作成部署	公開終了日時	ドキュメントID
気象警報・注意報	本番	更新	15	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県気象警報・注意報	履歴	2013-09-17 09:00:55	静岡県気象台	2013-09-17 10:00:00	ebf513a8-e7fc-4
災害対策本部設置状況	本番	更新	2	富士市	静岡県	富士市	静岡県	富士市(実災害)気象警報 2013/09/15 災害対策本部	履歴	2013-09-16 14:11:07	富士市	2013-09-18 14:11:06	00d100000000HW
避難勧告・指示情報	本番	更新	3	浜松市	静岡県	浜松市	静岡県	浜松市(実災害)気象警報 2013/09/15 避難勧告・指	履歴	2013-09-16 13:41:52	浜松市	2013-09-18 13:41:50	00d100000000HW
災害対策本部設置状況	本番	新規	1	掛川市	静岡県	掛川市	静岡県	掛川市(実災害)気象警報 2013/09/15 災害対策本部	履歴	2013-09-16 13:03:57	掛川市	2013-09-18 13:03:56	00d100000000HW
災害対策本部設置状況	本番	更新	2	富士宮市	静岡県	富士宮市	静岡県	富士宮市(実災害)気象警報 2013/09/15 災害対策本部	履歴	2013-09-16 13:03:57	富士宮市	2013-09-18 13:03:56	00d100000000HW
災害対策本部設置状況	本番	更新	3	西伊豆町	静岡県	西伊豆町	静岡県	西伊豆町(実災害)気象警報 2013/09/15 災害対策本部	履歴	2013-09-16 13:03:56	西伊豆町	2013-09-18 13:03:56	00d100000000HW
災害対策本部設置状況	本番	更新	3	島田市	静岡県	島田市	静岡県	島田市(実災害)気象警報 2013/09/15 災害対策本部	履歴	2013-09-16 12:24:31	島田市	2013-09-18 12:24:30	00d100000000HW
災害対策本部設置状況	本番	更新	2	小山町	静岡県	小山町	静岡県	小山町(実災害)気象警報 2013/09/15 災害対策本部	履歴	2013-09-16 12:24:31	小山町	2013-09-18 12:24:30	00d100000000HW
災害対策本部設置状況	本番	更新	2	西南町	静岡県	西南町	静岡県	西南町(実災害)気象警報 2013/09/15 災害対策本部	履歴	2013-09-16 11:19:12	西南町	2013-09-18 11:19:09	00d100000000HW
災害対策本部設置状況	本番	更新	3	伊豆市	静岡県	伊豆市	静岡県	伊豆市(実災害)気象警報 2013/09/15 災害対策本部	履歴	2013-09-16 11:19:11	伊豆市	2013-09-18 11:19:09	00d100000000HW
災害対策本部設置状況	本番	更新	2	熱海市	静岡県	熱海市	静岡県	熱海市(実災害)気象警報 2013/09/15 災害対策本部	履歴	2013-09-16 11:19:11	熱海市	2013-09-18 11:19:09	00d100000000HW
避難所情報	本番	更新	6	伊東市	静岡県	伊東市	静岡県	伊東市(実災害)気象警報 2013/09/15 避難所情報	履歴	2013-09-16 11:10:44	伊東市	2013-09-18 11:10:43	00d100000000HW
災害対策本部設置状況	本番	更新	2	袋井市	静岡県	袋井市	静岡県	袋井市(実災害)気象警報 2013/09/15 災害対策本部	履歴	2013-09-16 11:06:53	袋井市	2013-09-18 11:06:52	00d100000000HW
避難所情報	本番	更新	2	松崎町	静岡県	松崎町	静岡県	松崎町(実災害)気象警報 2013/09/15 避難所情報	履歴	2013-09-16 11:04:56	松崎町	2013-09-18 11:04:55	00d100000000HW
避難所情報	本番	更新	2	小山町	静岡県	小山町	静岡県	小山町(実災害)気象警報 2013/09/15 避難所情報	履歴	2013-09-16 11:00:10	小山町	2013-09-18 11:00:09	00d100000000HW
災害対策本部設置状況	本番	新規	1	伊豆の国市	静岡県	伊豆の国市	静岡県	伊豆の国市(実災害)気象警報 2013/09/15 避難所情報	履歴	2013-09-16 10:48:59	伊豆の国市	2013-09-18 10:48:58	00d100000000HW
災害対策本部設置状況	本番	更新	2	伊豆の国市	静岡県	伊豆の国市	静岡県	伊豆の国市(実災害)気象警報 2013/09/15 災害対策本部	履歴	2013-09-16 09:02:57	伊豆の国市	2013-09-18 09:02:57	00d100000000HW
災害対策本部設置状況	本番	更新	2	三島市	静岡県	三島市	静岡県	三島市(実災害)気象警報 2013/09/15 災害対策本部	履歴	2013-09-16 07:24:09	三島市	2013-09-18 07:24:08	00d100000000HW
災害対策本部設置状況	本番	新規	1	湖西市	静岡県	湖西市	静岡県	湖西市(実災害)気象警報 2013/09/15 災害対策本部	履歴	2013-09-16 05:29:51	湖西市	2013-09-18 05:29:50	00d100000000HW
災害対策本部設置状況	本番	更新	2	牧之原市	静岡県	牧之原市	静岡県	牧之原市(実災害)気象警報 2013/09/15 災害対策本部	履歴	2013-09-15 22:55:26	牧之原市	2013-09-17 22:55:25	00d100000000HW

24件中 1 - 20 件目 [次へ](#) [最後のページへ](#)

※公開終了日時到達した情報は表示されません。

[詳細一覧を縮小](#)

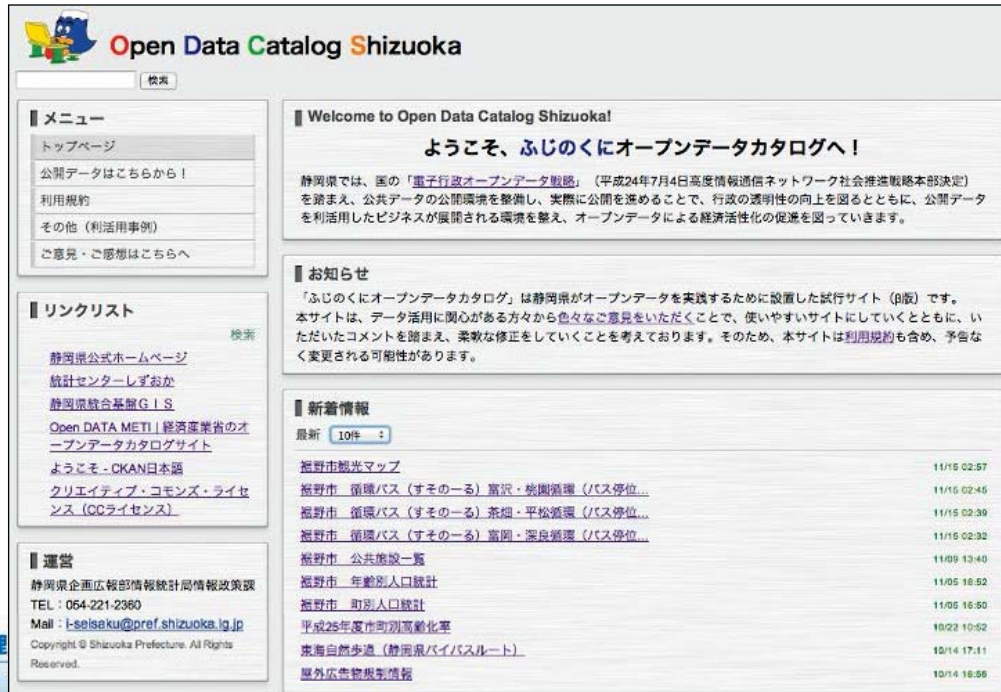
対象地域: 都道府県/市町村 | 運用モード: 全都道府県 | 全市町村 | 削除 | 全で | この設定を保持する | 行追加

富国有徳の理想郷 - しずおか

ふじのくに

昨年8月に都道府県初のオープンデータ専用サイトを開設 「ふじのくにオープンデータカタログ」

- ◆現在、観光、防災、都市計画、公共施設、予算、統計など110種類
- ◆県だけでなく、裾野・御前崎・三島・掛川・湖西・焼津市のデータも搭載



7月に民産学官による推進協議会が設立

公共機関が積極的にデータを公開する

住民や企業等がこれを有効に活用し、
新たな価値やサービスを創出する

データ形式の標準化など課題解決の
ための民間技術者と行政のマッチング

民間保有データのうち公共性の高いもの
の流通促進

しずおかオープンデータ推進協議会

民：OPEN DATA しずおか
OPEN DATA 浜名湖
産：静岡情報産業協会
浜松ソフト産業協会
静岡県東部IT推進協議会
学：静岡県立大学
静岡大学
官：静岡県、参加市...町

白井企画広報部長の挨拶



上川総務副大臣(当時)の祝辞



7月のNHKナビゲーションで紹介された取組

【富士山の写真を位置情報を付けて投稿してもらう】
+【オープンデータ化の許諾をもらって公開】

富岳3776景
#fugaku3776

富士山の写真を投稿する 災害情報を投稿する

行政だけでなく、民間から集められたデータをオープンデータ化する新しい試み

御殿場・小山などの雪害情報を位置情報付きで投稿してもらう試みも

富岳3776景オープンデータの撮影地点 ふじのくにオープンデータの撮影地点 豪雪災害情報地点

29

今後の課題

- 公開情報の充実(県情報、市町の公開拡大)
- 10月現在、11の利活用事例 ⇒より充実
- 防災と観光で(自助共助公助と同じ)
.....民産学官の垣根を越えて協働

(9) ふじのくに防災情報共有システム （「FUJISAN」ふじさん）

防災情報共有データベース

「避難所」「救護所」「ヘリポート」「災害拠点病院」「救護病院」他の基礎データをデータベース化し、可視化しています。発災時には開設状況や利用可能情報などが掲載されます。

南海トラフ地震等の広域災害において、災害対策を進めるうえでは県、市町のみならず自衛隊、警察、消防等の防災関係機関、さらにはライフライン関係会社等との情報の共有が重要です。

県では、迅速に被害情報を収集し、市町、防災関係機関、ライフライン関係会社等と情報共有するため、「ふじのくに防災情報共有システム」(「FUJISAN」ふじさん)を構築しました。

県内の多くの範囲で震度5強以上の地震が予測されるため、クラウドコンピュータリングを利用して情報処理を行うサーバーを県外に設置することで、災害に強く、広域災害時にも使用できるシステムを目指しています。

また、クラウド(インターネット)に接続すればいつでも、どこにいても、専用のソフトウェアを用いることなく、利用することができるシステムになっています。

被害情報収集画面

共有された情報は、一覧表の他、利用方法に応じて表示が可能です。



容易な情報収集

携帯電話やスマートフォンで災害情報を入力できます。写真や緯度経度情報も電子地図(GIS)に表示します。



GISでの可視化

災害に関する様々なデータを、電子地図(GIS)上に表示して「可視化」することにより、土地勘がない人や災害対応の経験が少ない人でも容易に災害の状況が把握できるようにしました。

県対策本部
県では市町、防災関係機関、ライフライン関係会社等と情報を共有することにより、被害状況の早期把握ができます。



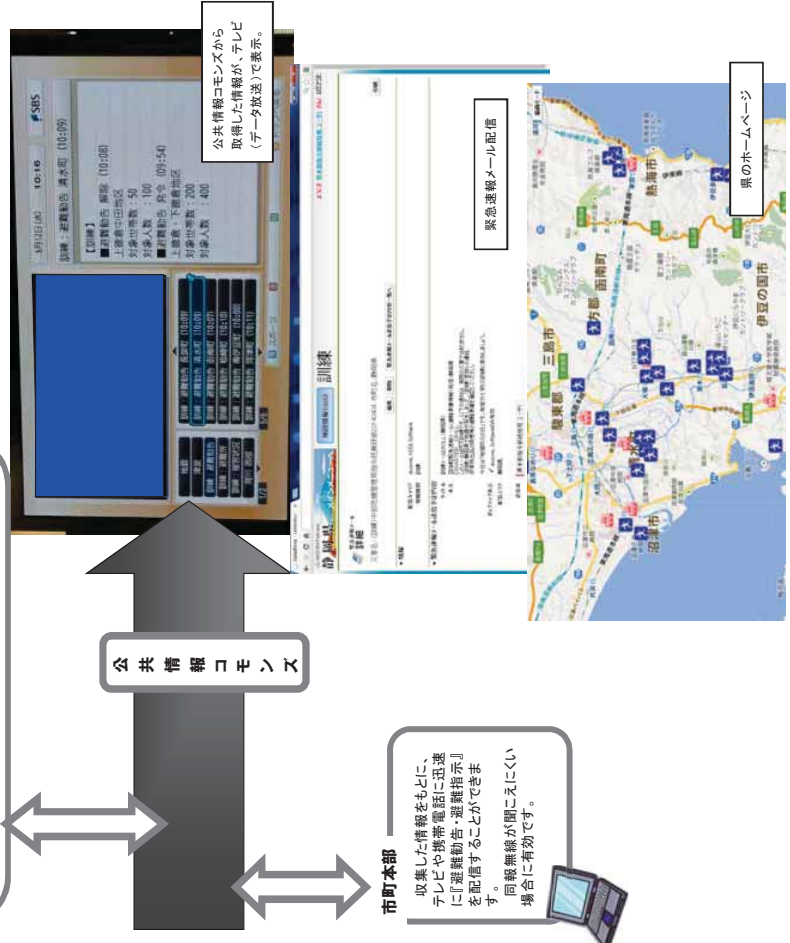
県、市町がFUJISANに入力した以下の4つの情報については、『公共情報 commons』を介してテレビ、ラジオなどのマスメディアに配信しています。

- 1 県、市町本部設置状況
- 2 避難所開設状況
- 3 避難勧告、避難指示
- 4 被害総括情報

また、『避難勧告、避難指示』はFUJISANから携帯電話会社の『緊急連絡メール(エリアメール)』に配信することができ、県民のみなさんならず旅行者等を含めた『静岡県にいる人々』に速やかに情報を配信しています。

その他、県のホームページ等でも情報の配信を行い、様々な方法で情報配信を行っています。

公共情報 commons



2

静岡県第4次地震被害想定

1 対象地震

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿い	東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震 (マグニチュード8.0~8.7)	南海トラフ巨大地震 (マグニチュード9程度)
相模トラフ沿い	大正型関東地震 (マグニチュード8程度)	元禄型関東地震 (マグニチュード8.2程度)

2 被害想定の結果

(1) 物的被害

(想定対象建物数:約142万棟(平成24年1月現在)) (単位:千棟)

区分	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
南駿河トラフ沿い	全壊・焼失	約217	約223	約260	約197
	半壊	約233	約232	約224	約237
	全壊・焼失	約238~257	約240~262	約262~304	約223~240
相模トラフ沿い	全壊・焼失	約214~270	約213~268	約208~257	約216~274
	半壊	約13	約13	約14	-
	全壊・焼失	約33	約33	約33	-
相模トラフ沿い	全壊・焼失	約23	約24	約27	-
	半壊	約23	約24	約27	-
	全壊・焼失	約23	約24	約27	-

※地震動の基本・陸側・東側の3ケースによる推計結果の最小~最大を記載。なお、津波はケース①による。

(2) 人的被害

(想定対象人口:約376.5万人(平成22年国勢調査)、津波からの早期避難率:「低」の場合)(単位:千人)

区分	被害区分	予知なし			予知あり (冬・深夜)
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
駿河トラフ沿い	死者数	約16	約9	約14	約2.7
	重傷者数	約20	約31	約21	約5.4
	軽傷者数	約51	約54	約47	約14
相模トラフ沿い	死者数	約102~105	約65~67	約78~82	約13~14
	重傷者数	約23~25	約33~38	約24~26	約5.9~6.4
	軽傷者数	約50~62	約58~62	約52~55	約13~16
レベル1	死者数	約3	約1.8	約2.5	-
	重傷者数	約1.3	約1.6	約1.3	-
	軽傷者数	約5.6	約4.9	約4.7	-
レベル2	死者数	約2.2	約3.6	約4.9	-
	重傷者数	約2.2	約2.6	約2.2	-
	軽傷者数	約8.5	約7.2	約5.7	-

※地震動の基本・陸側・東側の3ケースによる推計結果の最小~最大を記載。なお、津波はケース①による。

5

区分	地震発生直後の機能支障率(%)			応急復旧(復旧率95%)に要する期間※1		
	駿河・南海トラフ	相模トラフ	駿河・南海トラフ	相模トラフ	相模トラフ	相模トラフ
上水道	レベル1 96	レベル1 92~97	レベル2 21	レベル1 4週間	レベル1 1週間	レベル2 2週間
下水道	53	67	2	2週間	5~6週間	3週間
電力	89	89	33	1週間	1週間	数日間
固定電話	90	90	34	1週間	1週間	数日間
携帯電話	81	82	6	1週間	2週間	数日間
都市ガス	77	73~80	4	1週間	4~6週間	1週間
LPガス	32	34~38	4	6		

※1 津波により被災した需要等は応急復旧の対象から除外している。

※2 地震動の基本・陸側・東側の3ケースによる推計結果の最小~最大を記載。なお、津波はケース①による。

※3 下水道と携帯電話は地震発生1日後に機能支障率が最大となるため、地震発生1日後の機能支障率を記載。

(単位:千人)

区分	1日後			1週間後			1ヶ月後		
	選者数	選者数	選者数	選者数	選者数	選者数	選者数	選者数	選者数
南駿河トラフ	レベル1	約884	約502	約332	約614	約608	約251	約586	
	レベル2	約983 ~1,078	約376 ~414	約618 ~703	約538 ~610	約288 ~318	約672 ~742		
	レベル1	約57	約35	約22	約48	約48	約14	約33	
相模トラフ	レベル1	約112	約69	約43	約76	約74	約25	約58	
	レベル2								
	レベル1	約112	約69	約43	約76	約74	約25	約58	

※地震動の基本・陸側・東側の3ケースによる推計結果の最小~最大を記載。なお、津波はケース①による。

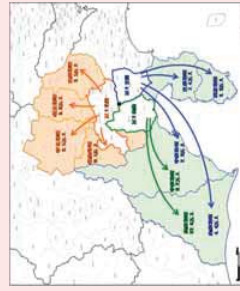
富土山火山広域避難計画

平成24年3月、国は具体的な避難計画策定の引き寄せを示し、活火山のある自治体に対し、火山防災協議会の設立と避難計画の策定を呼びかけました。

そのような中、富士山でも避難計画策定の機運が高まり、国、周辺自治体、火山専門家等で構成する富士山火山防災対策協議会を平成24年6月に設立しました。それから約1年半、平成26年2月、富士山の噴火に備えた初の住民避難計画を策定し、公表しました。

この計画では、溶岩流等からの避難対象地域の人口が70万人を超え、想定する広域避難者数は最大で20.8万人(右図の緑数字)となっています。

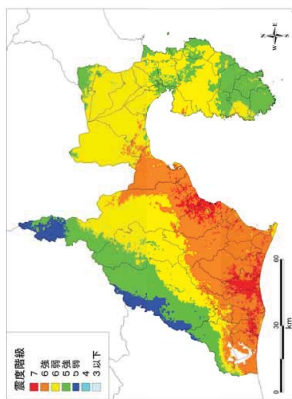
避難計画を円滑に実施するためには、避難方法等更なる検討が必要であり、引き続き、計画の見直しや訓練等を積み重ねながら実効性を高めていかねばなりません。



6

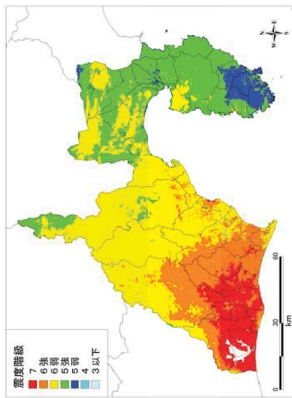
3 震度分布

【駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震】

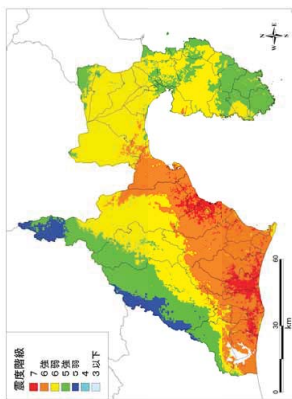


レベル1 東海・東南海・南海地震

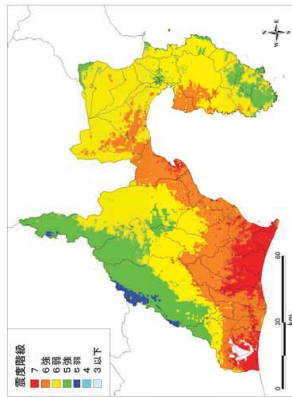
(注)内閣府(2012)の南海トラフ巨大地震の基本ケースの強度断層モデルを用いて計算したものを示す。



レベル2 南海トラフ巨大地震(陸側ケース)

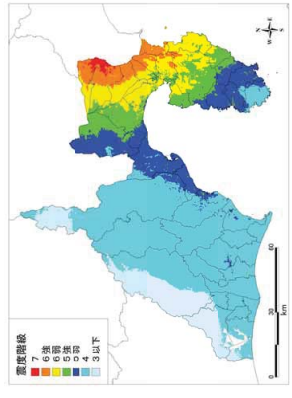


レベル2 南海トラフ巨大地震(基本ケース)

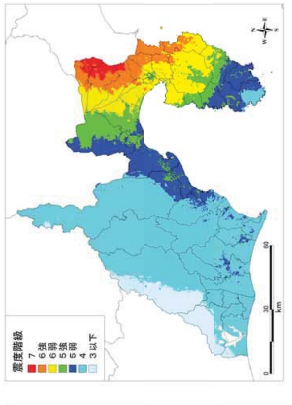


レベル2 南海トラフ巨大地震(東側ケース)

【相模トラフ沿いで発生する地震】



レベル1 大正型関東地震



レベル2 元禄型関東地震

4 想定津波高(海岸での津波高)

(単位：T.P.+m)

市区町名	駿河トラフ・南海トラフ沿い			相模トラフ沿い			駿河トラフ・南海トラフ沿い									
	レベル1(※1)		レベル2(※2)	レベル1		レベル2(※2)	レベル1		レベル2(※2)							
	最大	平均		最大	平均		最大	平均								
湖西市	7	3	15	5	2	1	4	2	7	4	11	6	2	4	2	
浜松市北區	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	6	5	2	2	4	2
浜松市西區	7	2	14	3	2	1	3	2	7	4	10	7	4	2	5	2
浜松市南區	7	6	15	13	2	2	3	3	7	5	10	8	2	2	3	2
磐田市	6	5	12	10	2	1	3	2	7	5	15	9	2	2	3	2
袋井市	5	5	10	9	2	2	4	3	8	5	16	12	2	2	4	3
掛川市	6	5	13	11	2	2	4	4	7	5	26	15	4	2	9	4
御前崎市	11	7	19	12	3	2	6	4	9	4	33	15	5	3	10	5
牧之原市	11	6	14	11	3	2	5	4	3	13	10	4	3	6	5	5
吉田町	5	4	9	7	2	2	4	3	3	14	8	4	3	6	4	4
焼津市	6	4	10	6	2	2	4	2	3	2	10	5	7	4	8	5
静岡市駿河区	7	5	12	8	2	2	5	4	2	2	5	4	7	5	9	6

(注)津波高は小數点以下第2位を四捨五入し、小數点以下第1位を切り上げている。

※1 東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震のうち最大のものを記載。

※2 南海トラフ巨大地震ケース①、⑥、⑧のうち最大のものを記載。

原子力災害対策の重点地域の拡大

浜岡原子力発電所周辺地域の安全確保のために
～東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓から～

原子力発電所から放射性物質や放射線の異常な放出が発生した場合に、周辺住民の被ばくを防ぐ措置を短期間に効果よく実施できるように、原子力災害の対策を重点的に進められています。

福島第一原子力発電所の事故の前では、この地域は原子力発電所から半径8～10kmの範囲とされ、浜岡原子力発電所の周辺においても、この範囲の地域に放射線測定器や防護マスクなどの資機材を用意し、万一の事態の発生に備えていました。

しかし、福島第一原子力発電所の事故においては、発電所から半径20kmの地域に対して避難が、半径30kmの地域に対して屋内退避が指示されました。この経験を活かして、国は原子力災害対策の重点地域の見直しを行いました。

見直し後の地域は、原子力発電所から概ね半径30kmに拡大され、UPZ(緊急時防護措置を準備する区域)と呼ばれる。

静岡県では、浜岡原子力発電所周辺のUPZは、国による放射性物質の拡散シミュレーションの結果も考慮して、概ね半径31kmの地域(右図参照)とし、重点的に原子力災害対策を実施しています。

また、併せて、原子力発電所から概ね半径5kmの地域が、原子力発電所で万一異常事態が発生したとき、直ちに避難する地域とされました。この地域をPAZ(予防的防護措置を準備する区域)と呼びます。

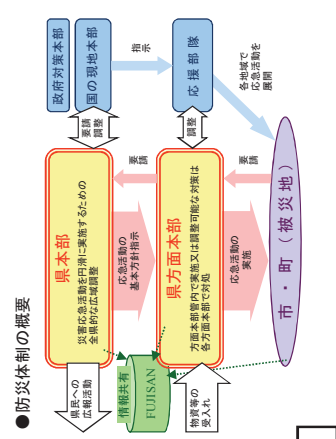
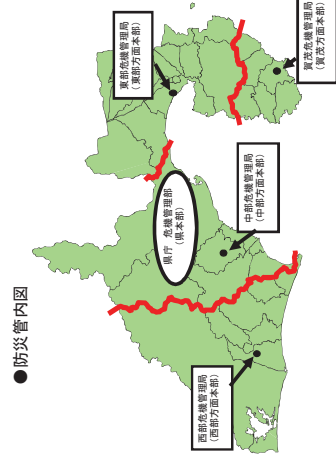


浜岡原子力発電所原子力災害対策重点区域 (PAZ及UPZ)

7 効果的な災害対策のための 取組

(1) 静岡県の防災体制

県では、大規模地震等の災害発生時における情報の収集、市町村支援等、県としての地域における災害応急対策を充実・強化するため、夏茂、東部、中部、西部の各地域に危機管理局を設置し、災害時には方面本部の中核としての

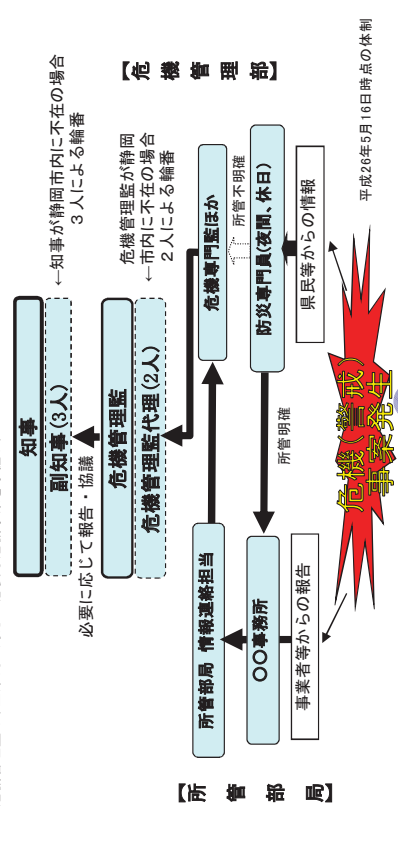


機能を果たすこととしています。
なお、本部は、国等との広域的な連携機能や全県的な広域調整機能を担うこととしています。

(2) 24時間365日の危機管理体制

県では、大規模地震をはじめとする危機事案に迅速・的確に対処するため、24時間365日いつでも対応ができるよう連絡体制を整備しています。
各部署は、入手した危機情報を24時間体制で部署の情報連絡担当職員まで迅速に伝達できる体制を組み、危機管理監へ報告します。
危機管理監は、全庁的に対応が必要な危機事案を掌握し、

必要に応じて知事等へ報告するとともに、応急対策の初動体制を確保します。
知事、副知事及び危機管理課長は、輪番制による365日の執行体制を確保しており、緊急事態において迅速な意思決定ができる体制になっています。
また、県庁及び各地域危機管理局に防災専門員を配置し、夜間、休日においても情報収集・発信を行っています。



(3) 災害対策本部施設の常設

県では、大規模地震等の災害発生時に備え、県庁別館に災害対策本部施設として、静岡県危機管理センターを常設しています。

静岡県危機管理センターは、大規模災害発生時における本部長(知事)を中心とする迅速な意思決定及び業務執行並びに国の東海地震応急対策活動要領に対応した応援部隊の円滑な受入等を図るため、平成19年12月から平成20年7月にかけて再整備しました。



通信統制室

AV操作室(静岡県危機管理センター(東))

(10) 防災通信ネットワークシステム

県では、平成8年5月に、高度情報化に対応した情報通信基盤の一環として、地上系無線と衛星系無線の2ルート化による効率的な総合情報ネットワークシステムを構築しました。このシステムは、地上系無線と衛星系無線を総合的・有機的に統合させ、信頼性の高いものとなっています。県庁をはじめ、市町村や防災関係機関等を結ぶ通信回線として整備されたもので、防災通信はもちろん、電話、ファクシミリ及び映像伝送などの幅広い用途に活用されています。

現在、デジタル化を軸としたデジタル防災通信システムの整備に着手しており、平成20年度に基本構想を策定し、平成21年度から22年度にかけて基本設計と実施設計を行いました。また、平成23年度から工事を始め、平成27年3月末の完成を目指しているところです。

今後は、デジタル方式のメリットを活かし、災害に強い高度な防災通信ネットワークシステムを構築していきます。

無線局の設置箇所

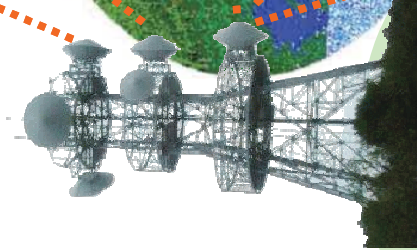
(平成26年4月1日)

施設名	施設数 (配備数)	無線局数	
		地上系 無線	衛星系 無線
県庁(災害対策本部)	1	1	1
中継所	20	20	—
反射板	2	2	—
総合庁舎	9	9	9
単独土木事務所	2	2	2
土木支所(駐在等も含む)	8	8	8
その他出先機関	20	20	20
企業局出先機関	4	—	4
市町(支所含む)	41	35	41
市町消防本部	20	4	19
防災関係機関	11	10	10
災害拠点病院	22	※22	9
衛星通信移動中継車	1	—	1
可搬型衛星地球局	—	—	17
計	161	133	141

※災害拠点病院は、携帯型無線のみ配備



防災ヘリコプター
災害現場の状況を、携帯テレビカメラにより撮影し伝送します。

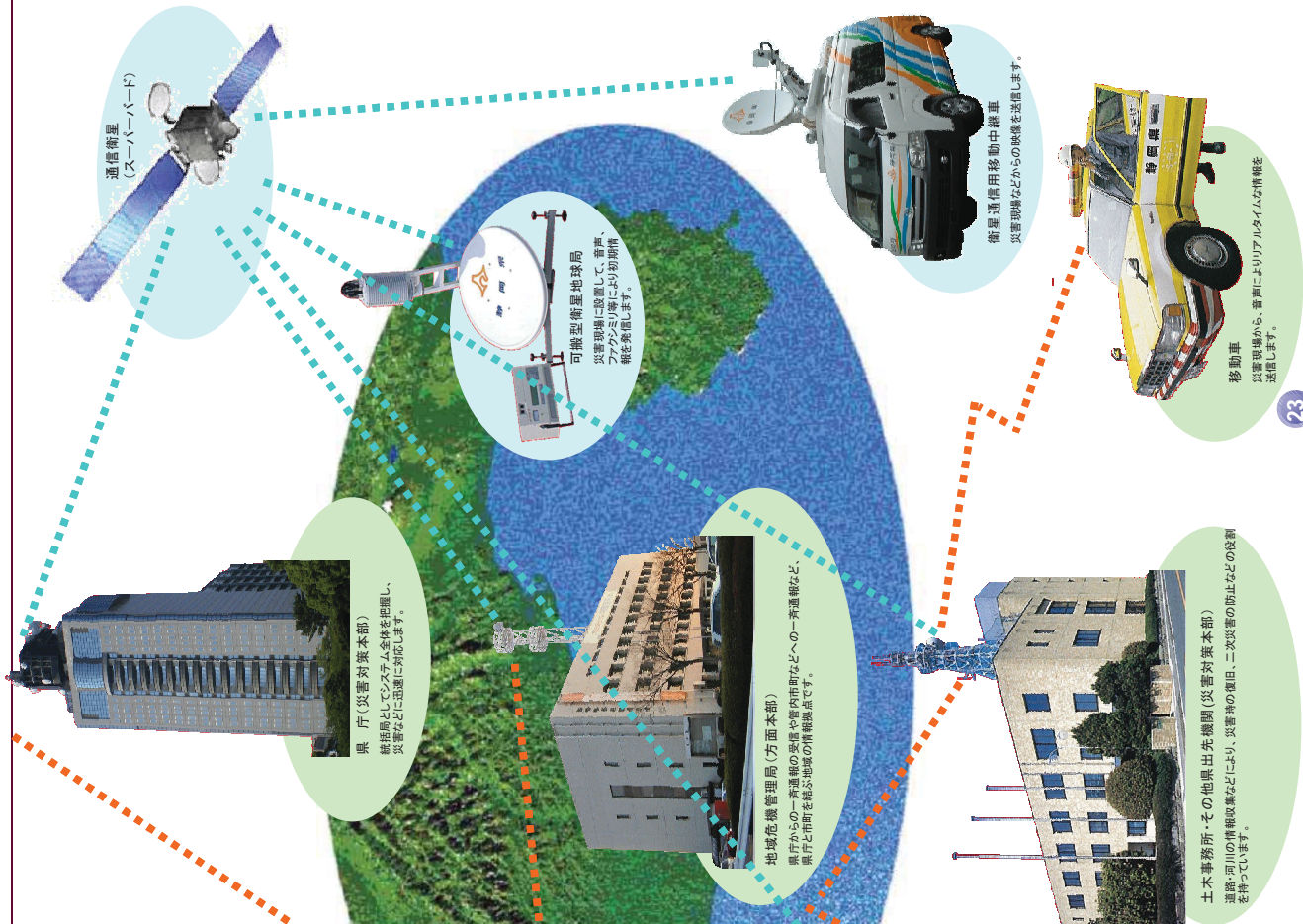


無線中継所
県庁からの遠隔を、各地域危機管理庁や市町に結ぶ電波中継塔です。



市町・防災関係機関等(災害対策本部)
一斉通報の受信やホットライン通信、映像受信、ファクシミリ通信などの機能を持ち、地域住民とのハイブリッドになっています。

22



通信衛星
(スーパーバード)

可搬型衛星地球局
災害現場に設置して、音声、ファクシミリ等におおむね通信を発信します。

衛星通信用移動中継車
災害現場などからの映像を送信します。

移動車
災害現場から、音声によりリアルタイムな情報を送信します。

23

県庁(災害対策本部)
統括拠点をシステム全体を把握し、災害などに迅速に対応します。

地域危機管理庁(方面本部)
県庁からの一斉通報の受信や管内市町などへの一斉通報など、県庁と市町を結ぶ地域の情報拠点です。

土木事務所・その他県出先機関(災害対策本部)
道路・河川の情報収集などにより、災害時の復旧、二次災害の防止などの役割を担っています。

8

防災訓練

地震災害は広域かつ多様な被害や混乱をもたらすため、「迅速かつ的確な対応が望まれます。いざという時に備えていないためにも、平常時からあらゆる状況を想定した訓練を繰り返し行い、緊急事態発生時の行動を覚えておくことが必要です。

このため、県では、職員を対象とした精度向上のための訓練や自主防災組織など地域と一体となった訓練など、年間を通じて計画的に実施していますが、主な訓練は次のとおりです。

職員参集訓練 (4月中下旬)



4月の中下旬に職員には予告をしないで、突然、地震が発生したという想定により、全職員の参集訓練を実施します。この訓練は、4月の人事異動直後における災害対策本部の初期体制を確立することを目標とします。

総合防災訓練 防災の日(9月1日) 防災週間(8月30日～9月5日)



昭和51年に東海地震説が発表され、昭和53年には「大規模地震対策特別措置法」が制定されました。県では、昭和58年から大規模地震災害に対処するため、東海地震を想定した総合防災訓練に取り組み、現在は、南海トラフ巨大地震の発生を想定しています。各県・市町・防災関係機関・自主防災組織が協力して訓練を実施します。各家庭や地域の自主防災組織が計画している対策を行い、災害対応能力の向上を図ることを目標とします。

地域防災訓練 地域防災の日(12月の第1日曜日)



「地域防災の日」は、昭和19年12月7日に発生した東南海地震にちなんで制定されました。地域防災訓練は、昭和58年から毎年12月の第1日曜日の「地域防災の日」に、各市町村単位で自主防災組織を中心に地震発生後の避難、消火、救援など一連の対応訓練を行います。それぞれの地域の特性を生かした訓練を実施し、防災活動を身につけることを目標とします。

地震対策オペレーション(図上訓練) (1月中旬)



大規模地震が発生した場合は、県内の沿岸部には津波が襲来し、大きな被害をもたらすことが予想されます。これに対応するため、東日本大震災を踏まえ、3月上旬の津波対策推進週間の中で、県及び沿岸市町、防災関係機関、自主防災組織が協力して、津波避難訓練を行います。住民に対する情報伝達、住民が避難場所や避難経路を確認するための避難訓練と避難に要した時間の計測、避難経路の安全性の点検、防滴水門閉鎖訓練等を実施し、防災行動を身につけることを目標とします。

津波避難訓練 津波対策推進週間(3月上旬)



大規模地震が発生した場合は、県内の沿岸部には津波が襲来し、大きな被害をもたらすことが予想されます。これに対応するため、東日本大震災を踏まえ、3月上旬の津波対策推進週間の中で、県及び沿岸市町、防災関係機関、自主防災組織が協力して、津波避難訓練を行います。住民に対する情報伝達、住民が避難場所や避難経路を確認するための避難訓練と避難に要した時間の計測、避難経路の安全性の点検、防滴水門閉鎖訓練等を実施し、防災行動を身につけることを目標とします。

航空受援訓練 (2月頃)



大規模地震が発生した場合には、県内の各所で道路が寸断され陸上の交通が困難となることが予想されます。この時、ヘリコプターによる人員や物資の輸送等に活動が期待されます。県では、災害時にヘリコプターが有効に活用できるよう、定期的に、自衛隊や消防等の協力により、実際にヘリコプターを運行し、県内各地の臨時ヘリポート等について実際に活用できるか検証するとともに、住民による着陸誘導の訓練等を行っています。

説明

「統合基盤地理情報システムの紹介」

静岡県 企画広報部 情報政策課

主査 杉本 直也 氏

GISによる防災情報の発信とオープンデータへの取組

— 情報資産の活用力を高めよう！ —

Dealing with Open Data and disaster information dissemination by GIS

- Let's raise the harnessing power of information assets! -

静岡県企画広報部情報統計局情報政策課

Shizuoka Prefecture

In Shizuoka Prefecture, for the purpose of improvement of administrative services and operational efficiency through dissemination of disaster prevention information and the disclosure of information to citizens, "Shizuoka Prefecture Integration Foundation Geographical Information System" has been built and operated. This paper introduce the utilization case of this geospatial information which have been proceeded in each field and present our efforts to Open Data in addition to the results of the "Agreement on cooperation to promote the use of geospatial information" entered into with the Geographical Survey Institute.

1. はじめに

静岡県が統合型GISの運用を開始して2年が経過した。GISを利用した防災情報の発信事例や、各分野で進む地理空間情報の利活用事例のほか、オープンデータへの取組みについて紹介する。

2. 静岡県のGISへの取組

静岡県では、災害時の情報共有や防災業務支援、県民への情報公開を通じた行政サービス向上や業務の効率化を目的として、様々な部署で個別のGISを導入してきた。

しかし、地図データの重複投資やシステム保守管理コストの増大、システムの老朽化などが懸案となったことから、2007年度に「静岡県GIS統合基本計画」を策定し、GISの統合に向けた取組みがスタートした。

統合基本計画では、庁内業務系システムを統合し、個別GISの構築年度の違いにより、短期と長期に分け、段階的に統合することが定められた。

なお、災害時に利用が集中する中で安定した稼働が要求される危機管理系システムは別に統合することとした。

2.1 静岡県統合基盤地理情報システム

庁内業務系システムを統合した「静岡県統合基盤地理情報システム」は、地図データや業務データを共有することで、コスト縮減や、庁内全体の最適化を図ることを目的としたシステムである。

本システムは、職員が業務に活用する「庁内GIS」と、

外部への情報提供を目的とした「公開GIS」から成る。

2.2 庁内GIS

庁内GISは、統合基本計画に定められた短期統合計画に基づき、交通基盤部で運用しているWEB形式のGISに、5つの個別システムを統合して2011年4月より運用を開始した。システム統合に伴い、庁内ネットワークが接続されている全ての職員がGISを利用できるようになったことから様々な活用が始まっている。

2.3 公開GIS

公開GISは、分散公開していた各システムを統合して新規構築したものであり、庁内GISと連携した運用が行えるよう、複数のAPI (Application Programming Interface) を組み合わせるマッシュアップ技術を利用して開発し、2011年4月より運用を開始した。

現在は「静岡地質情報MAP」、「都市計画情報」、「南海トラフ地震の津波被害想定」、「地価調査情報」のほか、「富士山ビューポイント」や観光、見どころ情報を公開している。(http://www.gis.pref.shizuoka.jp/)

3. GISによる防災情報の発信

3.1 南海トラフ地震の津波被害想定への公開

2012年8月29日に内閣府がPDF形式で公開した「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)」における津波ケース1(「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり+超大すべり域」を設定)の津波浸水想定元データを

利用して県独自のGISデータを作成し、2012年10月30日に公開した。(図1)

内閣府が公開した情報では、浸水深の想定が「0.01m～0.3m、0.3m～1.0m、1.0m～2.0m、2.0m～5.0m、5.0m～10.0m、10.0m～20.0m、20.0m以上」の7段階(7色)で分類されていたが、一般的な住宅の天井高が約2.4m程度であることから、避難時の判断基準の参考となるよう、静岡県公開のデータでは「2.0m～3.0m、3.0m～5.0m」に分割して、8段階(8色)としている。



図1 南海トラフ地震の津波被害想定MAP

3.2 土砂災害警戒情報の公開

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった際、市町長が避難勧告等を発表する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、静岡県と静岡地方気象台が共同で発表する「土砂災害警戒情報」を補足する情報として、1kmメッシュにおける危険度、降雨量や土砂災害危険箇所が把握できるシステムを2013年6月から公開GISで情報提供を開始した。(図2)

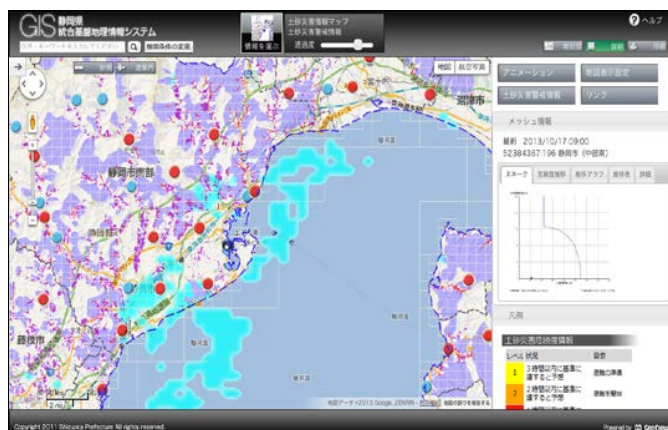


図2 土砂災害警戒情報MAP

3.3 第4次地震被害想定(第1次報告)の公開

静岡県第4次地震被害想定(第1次報告)の津波浸水域と震度分布図について、2013年10月10日に公開を始めた。

公開したのは、発生頻度は極めて低い最大級となる「レベル2」の浸水域と震度分布で、浸水域は10mメッシュごとに「0.01m～0.3m」から「20.0m以上」まで8段階で表示し、震度分布は250mメッシュごとに「震度3以下」から「震度7」まで表示している。(図3)

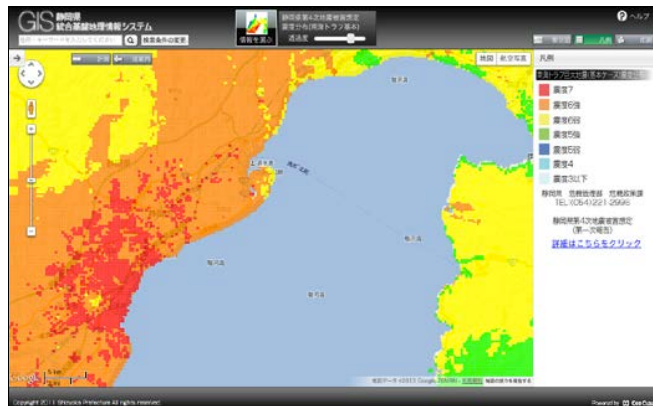


図3 静岡県第4次地震被害想定MAP

4. 空間情報(情報資産)の活用促進

空間情報とは地図や台帳、画像などに代表される位置や時間に関連する情報であり、アナログ情報も含めた総称である。行政機関には、過去から現在に至るまで、場所に関連付けられた情報が非常に多く蓄積されており、空間情報の宝庫であるといえる。

しかし、静岡県では多くの空間情報が活用されずにいたことから、統合型GISの導入を機に、眠っている空間情報を掘り起こし、情報資産として積極的に活用しようと取り組んでいる。

4.1 積算システムとの連携による地質情報の公開

GISが身近なシステムとして認識されることが活用を促す近道だと考え、既存の業務の流れに位置情報に関連付ける仕組みを構築し、積算システムと市内GISを連携することで公共事業に関する事務の効率化を図っている。

これは、積算システムに入力される発注箇所の住所情報を基に市内GIS上に自動登録することで各所属に設置しているNAS(Network Attached Storage)に発注案件ごとのフォルダが自動作成され、フォルダ内に入札情報サービス(PPPI)掲載用の設計書と位置図が自動で格納される仕組みとなっている。

また、業務完了後はこのフォルダ内へ電子納品されたデータを格納することにより、保管管理システムとしての機能を持たせており、各システムからリンク形式により閲覧可能となっている。

なお、電子納品されたデータの内、地質調査の成果品である、ボーリング柱状図について「静岡地質情報 MAP」として、公開GISで公開している。このMAPは、県内の表層地質図上に地質調査箇所が表示され、各地点のボーリング柱状図が閲覧できるシステムとなっている。
(<http://www.gis.pref.shizuoka.jp/>) (図4)



図4 静岡地質情報 MAP

4.2 GPSセンサーを利用した食害調査

静岡県では、シカやクマなどの動物による森林や農作物の被害(食害)が年々深刻化していることから継続的に被害調査を行ってきた。

従来は、食害のあった場所を紙地図上に落とし、被害範囲や動物を特定する調査等が行われてきたが、最近では、捕獲した動物にGPSセンサーを取付けて放し、座標と時間情報を取得する調査が行われている。この調査で収集したデータを庁内GISに取込むことで、移動範囲や活動時間を可視化して対策を講じようという取り組みである。

取込んだデータを見ると、想像していた以上に短時間で広範囲に移動していたり、夜間に民家の庭に侵入していたりする様子が分かることから、罠の設置場所の検討などに活用している。(図5)

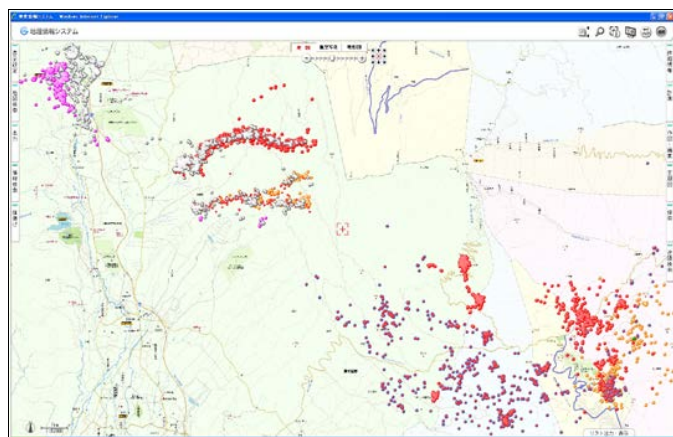


図5 GPSを利用した食害調査

4.3 スマートフォン等との連携

GPS機能付の携帯電話やスマートフォン、タブレット端末の普及を受け、日常の道路パトロールや災害時の際に、現地でも撮影したカメラ画像を電子メールで送信することで庁内GISに登録される機能を構築した。(図6)

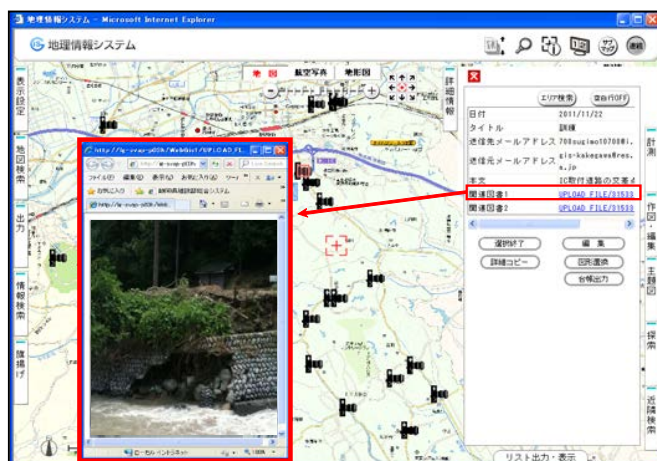


図6 スマートフォン等との連携

4.4 国土地理院との包括協定について

2012年4月19日に、国土地理院と静岡県は、大規模災害が発生した後の迅速な復旧・復興に向けた協力や平常時の地理空間情報の相互活用を図るため、「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定」(以下「包括協定」という。)を締結した。

包括協定の締結により、大規模災害が発生した際には、国土地理院から被災後の空中写真や緊急測量の成果等を速やかに受領できることから、県では、早急な被害状況の把握と応急復旧などに活用できると期待している。

また、平常時においては国土地理院の保有する空中写真(オルソ画像)や各種地図を電子データで提供を受けることが可能になったことから、第4次地震被害想定の方策基礎資料となる、地形データの提供を受けたり、新東名高速道路開通後の空中写真の提供を受けたりするなど、包括協定を積極的に活用することで、業務の効率化やコスト削減の効果が現れている。

なお、包括協定により入手した「旧版地形図」を2013年4月に公開GISに搭載した。これは、国土地理院が保有する2万5千分の1地形図の図郭ごとの、現存する最も古い地形図データをつなぎ合わせたものであり、現在の地形や空中写真と比較して土地の変遷を把握できるよう、旧版地形図が透過するように作成している。(図7)



図7 旧版地形図の利活用

5. オープンデータへの取組

2012年7月4日に政府のIT戦略本部において「電子行政オープンデータ戦略」が策定され、公共のデータを二次利用可能な形式で積極的に公開し、データの入手や流通に掛かるコストを下げることで、社会的な課題の解決や新たなサービスの創出、官民協働の推進を図り、行政の透明性向上につなげようとしている。

また、2013年6月14日に閣議決定された「新たなIT戦略」でも世界最高水準のIT利活用社会の実現に向けて、公共データの民間開放（オープンデータ）、ビッグデータの利活用を促進するとしている。

静岡県では、オープンデータ化に向けて「公開範囲」や「データ形式」、「情報の正確性」などの課題は残るが「できない理由を議論するのではなく、できることから始めてみよう」として、2013年8月27日に、全国の都道府県では初めてとなる、オープンデータのポータルサイト（β版）「ふじのくにオープンデータカタログ」を公開した。（<http://open-data.pref.shizuoka.jp/htdocs/>）（図8）

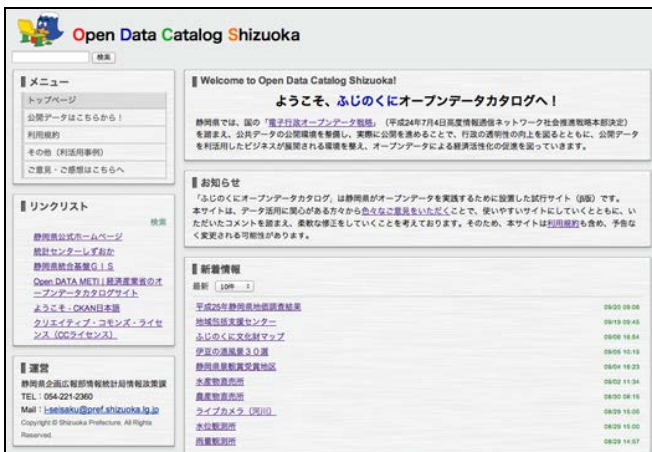


図8 ふじのくにオープンデータカタログ

公開時点では、災害拠点病院や表層地質図などの防災関連情報をはじめ、富士山ビューポイントやロケ地情報など、31のデータであったが、順次データを追加し、2014年11月5日現在、115データを公開している。

追加したデータには、公開GISに搭載している「都市計画区域」等の面的なデータも含まれているが、個人的には行政の保有する公共データの中では、公開GISのオープンデータ化が一番容易であると感じている。元々GISで一般に公開している情報をShapefileやCSV形式で出力するだけであるし、提供側の手間もほとんど掛からない。何より利用者のニーズが高い公共データは、位置情報が付加されたデータであるといわれているので、非常にオープンデータ向きであるし、二次利用されやすいデータだと考えている。今後も蓄積していくデータを眠らせずに積極的にオープンデータとして公開していきたい。

6. おわりに

統合型GISの運用開始から2年が経過し、今回紹介した事例以外にも、不法投棄パトロールへの活用や各種台帳システムとの連携など、GISが特別なシステムではなく、普通のツールとして職員に利用されるようになり、多種多様な地理空間情報が日々作成されている。

また、公開型GISのアクセス数もコンテンツの追加とともに順調に増加しており、アクセスログを分析すると、「富士山ビューポイント」をはじめとした観光情報を閲覧した後に「旧版地形図」や「南海トラフ地震の津波被害想定」などの防災情報を閲覧していることが見受けられるため、今後も魅力あるデータを搭載することで、防災情報への関心を持ってもらえるよう、コンテンツの充実を図っていきたい。

最後になるが、「オープンデータ」や「ビッグデータ」など、情報の持つ価値やデータの活用方法が見直されている現在、我々行政に携わる職員は、データは資産であり、価値を生むものという意識を強く持ち、情報資産を活用する能力を高めていく必要があると感じている。